

国の行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一 通商の振興及び調整並びに通商に伴う外国為替の管理

二 輸出品の生産の振興その他鉱産物及び工業品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整並びに検査

三 商工業の合理化を促進するため必要な指導、あつ、旋及び助成に関する事務

四 計量に関する事務

五 電気事業及びガス事業の運営の調整

六 石炭その他の鉱物、電力等の資源の開発及び利用の推進並びに発電水力の調整

七 鉱山の保安に関する事務

八 工業所有権に関する事務

九 中小企業の振興及び指導

十 鉱工業の科学技術に関する試験研究及びその成果の普及

十一 工業標準の制定及び普及

十二 商工業に関する調査及び統計その他商工業に関する事務

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。
三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所の施設を設置し、及び管理すること。
四 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。
五 不用財産を処分すること。
六 職員に任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。
八 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。
九 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。
十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。
十一 所掌事務の周知宣伝を行うこと。
十二 通商産業省の公印を制定すること。
十三 所掌事務に係る物資(電力を含む)の生産、配給及び消費並びに貿易等に関する基本的施策につき企画立案をすること。
十四 鉱工業の科学技術に関する試験研究等を行うこと。
十五 工業標準を制定すること。
十六 輸出及び輸入を行うこと。
十七 輸出及び輸入を制限し、又は禁止すること。
十八 通商に関する協定又は取極

の実施に関し、必要な措置をとること。

十九 貿易に係る外国為替予算案を作成すること。
二十 通商に伴う外国為替に関する取引等を禁止し、又は制限すること。

二十一 輸出及び輸入に関し税関長を指揮監督すること。
二十二 輸出品の等級、標準及び包装条件を定めること。

二十三 輸出信用保険(輸出信用保険の再保険を含む)を行うこと。

二十四 所掌事務に係る事業に関し、外国投資家に係る技術援助契約の締結若しくは更新又は外国投資家の株式等の取得に関し認可を與え、又は届出を受理すること。

二十五 所掌事務に係る物資に関する価格等の統制を行うこと。
二十六 所掌事務に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所及びその物資の売買取引の委託を受ける商品仲買人を登録し、及びこれを監督すること。

二十七 所掌事務に係る公益法人その他の団体につき許可又は認可を與えること。
二十八 所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の割当を行い、又は配給を規制すること。

二十九 所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の使用、譲渡若しくは譲受又は引渡の制

限又は禁止を命ずること。
三十 所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の譲渡を命ずること。

三十一 所掌事務に係る物資の検査を行うこと。
三十二 計量器の製造の事業を許可すること。

三十三 計量士国家試験を行い、計量士を登録すること。
三十四 アルコールを製造し、收納し、及び販売すること。

三十五 火薬類の製造の営業を許可すること。
三十六 鉱業権の設定等に関する出願及び鉱業権者の土地使用等を許可すること。

三十七 鉱業に関し保安上必要があるときは、鉱業を停止し、又は鉱業上使用する施設の使用の停止、改造、修理等を命ずること。

三十八 電気事業又はガス事業を許可すること。
三十九 電気及びガスの料金その他の供給条件の設定又は変更を認可すること。

四十 電気事業者間の電気の融通につき契約を認可し、及び必要を命ずる場合において、電気の使用を制限すること。
四十一 電気及びガスに関する施設を認可し、又はその保安上必要な命令をすること。

四十二 電気工作物の検査を行い、又は電気用品の製造を免許すること。
四十三 中小企業の育成及び発展

に関する基本的施策につき企画立案をすること。
四十四 中小企業に關係がある事項に関し、他の行政機関に對し、意見を述べること。

四十五 中小企業の指導をすること。
四十六 中小企業等協同組合につき定款の認証等を行うこと。

四十七 商工組合中央金庫の行う金融業務を監督すること。
四十八 中小企業の経営の状況につき調査及び診断を行い、経営の改善に関する勧告を行うこと。

四十九 中小企業信用保険を行うこと。
五十 弁理士試験を行い、弁理士を登録すること。

五十一 工業所有権の出願につき決定及び査定を行うこと。
五十二 工業所有権を登録すること。

五十三 工業所有権に関する審判及び抗告審判を行うこと。
五十四 前各号に掲げるものの外、法律(これに基く命令を含む)に基き通商産業省に属せられた権限

2 通商産業大臣は、たばこ、たばこ巻紙、塩、にがり、かん水、粗製しよ、脂及びしよ、脂油の輸出及び輸入の基本的事項については大蔵大臣に、米麦等主要食糧、肥料及び飼料の輸出及び輸入の基本的事項については農林大臣に協議しなければならない。
3 行政庁は、中小企業に對する金融の基本となる方策その他中小企

業に特に関係がある重要な方策を定めようとするときは、通商産業大臣にその旨を通知しなければならない。

第二章 本省

第一節 内部部局

(内部部局)

第五條 本省に、大臣官房及び左の八局を置く。

通商局

企業局

重工業局

軽工業局

鉱山局

石炭局

公益事業局

中小企業局

(特別な職)

第六條 大臣官房に官房長並びに統計調査監一人及び鉱山保安監一人を置く。

2 官房長は、命を受けて大臣官房の事務(第七條第十四号から第二十号までに掲げる事務を除く)を掌理する。

3 統計調査監は、命を受けて大臣官房の事務のうち、次條第十四号に掲げる事務を掌理する。

4 鉱山保安監は、命を受けて大臣官房の事務のうち、次條第十五号から第二十号までに掲げる事務を掌理する。

5 通商局、重工業局、軽工業局及び公益事業局に次長各一人を置く。

6 次長は、局長を助け、局務を整理する。

(大臣官房の事務)

第七條 大臣官房においては、通商

産業省の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三 大臣の官印及び省印を管理すること。

四 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。(緊要物資輸入基金特別会計、輸出信用保険特別会計、中小企業信用保険特別会計、米

国対日援助物資等処理特別会計、アルコール専売事業特別会計及び特別鉱害復旧特別会計に関するものを除く)

六 行政財産及び物品(緊要物資輸入基金特別会計、輸出信用保険特別会計、中小企業信用保険特別会計、米

国対日援助物資等処理特別会計、アルコール専売事業特別会計及び特別鉱害復旧特別会計に関するものを除く)

七 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

八 こう報に関すること。

九 行政の審査を行うこと。

十 法令案の審査その他総合調整及び企画に関すること。

十一 物資(電力を含む)の需給に関する政策及び計画その他商

工業に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。

十二 調査一般に関すること。

十三 図書及び資料の収集、保管、編集及び刊行を行うこと。

(次号に掲げるものを除く)。

十四 商工業に関する統計につき、企画、普及、資料の収集、保管、製表、解折及び編集を行うこと。(他の内部部局の所掌に係るものを除く)。

十五 鉱山における人に対する危害の防止(衛生に関する通気及び災害時における救護を含む)を図ること。

十六 鉱物資源の保護を図ること。

十七 鉱山の施設の保全を図ること。

十八 鉱害の防止を図ること。

十九 鉱山における保安技術の改善を図ること。

二十 鉱山保安に関する教育及び指導を行うこと。

二十一 前各号に掲げるものの外、通商産業省の所掌事務で他局及び他の機関の所掌に属しない事務に関すること。

(通商局の事務)

第八條 通商局においては、左の事務をつかさどる。

一 通商に関する政策、計画及び手続を立案し、並びにこれらの実施の総合調整を図ること。

二 通商に関する協定又は取極の実施に関すること。

三 海外市場、内外通商事情その他通商に關し調査し、統計を作成し、及び情報を提供すること。

四 貿易等に關する外国為替予算案を作成すること。

五 通商に伴う外国為替を管理すること。

六 輸出及び輸入の増進、改善及び調整を図ること。

七 通商経済上の国際協力に関する事務を総括すること。

八 輸出及び輸入に関する税関長の指揮監督に関すること。

九 通商手続を監査し、及びその履行を図ること。

十 通商に関する団体の指導及び監督を行うこと。

十一 輸出信用保険に関すること。

十二 輸出信用保険特別会計の経理を行うこと。

十三 輸出検査に関すること。

十四 前各号に掲げるものの外、通商に關し他局及び他機関の所掌に属しない事務に関すること。

(企業局の事務)

第九條 企業局においては、左の事務をつかさどる。

一 通商産業省の所掌に係る事業の合理化に関すること。

二 通商産業省の所掌に係る事業に要する資金の融通をあつ、旋することその他事業の経理に関する事務を総括すること。

三 通商産業省の所掌に係る事業の労務に関する事務を総括すること。

四 前各号に掲げるものの外、通商産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務を総括すること。

五 通商産業省の所掌に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的

とする商品取引所に関する調整を図ること。

六 通商に關する参考品等の収集及び展示紹介に関すること。

七 通商産業省の所掌に係る物資の輸送、保管及び保険に関する事務を総括すること。

八 通商産業省の所掌に係る物資に關する價格等の統制に関すること。

九 通商産業省の所掌に係る事業に關する外国投資家に係る技術援助契約の審査を行うこと。

十 通商産業省の所掌に係る事業に關する外国投資家の株式その他の財産の取得の審査を行うこと。

十一 商工業の発達及び改善に關する基本に關すること。

十二 緊要物資輸入基金特別会計に係る物資の取得及び売却に關する事業を行うこと。

十三 緊要物資輸入基金特別会計の経理を行うこと。

十四 條約に基いて日本に駐留する外国軍隊、日本に在留する外国人等に対する物資の供給及び役務の提供に関する事務を総括すること。(調達庁の所掌に係るものを除く)。

十五 通商産業省の所掌に係る事業に關する賠償に關すること。

十六 米國対日援助物資の引取、保管、売却及びこれらに附帶する業務を行うこと。

十七 米國対日援助物資等処理特別会計の経理を行うこと。

(重工業局の事務)
第十條 重工業局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 左に掲げる鉄鋼、機械器具等(鉄道車両、鉄道信号保安装置、自動車用代燃装置、運輸省が生産を所掌する軽車両、船舶、船舶用機関、船舶用品及び農林省が生産を所掌する農機具を除く)の輸出、輸入、生産、流通及び消費(農林省水産業専用物品の流通及び消費を除く)の増進、改善及び調整を図ること。
- (他の内部部局の所掌に係ることを除く。)
- 二 鋼材及びその半製品
- 三 鉄鋼製品
- 四 鉄くず
- 五 工作機械器具
- 六 精密機械器具
- 七 産業機械器具
- 八 農水産業機械器具
- 九 電気機械器具及び電気用品
- 十 電気通信機械器具及び電気通信用品
- 十一 原動機
- 十二 自動車
- 十三 自転車
- 十四 産業車両
- 十五 陸用内燃機関
- 十六 航空機
- 十七 右に掲げるもの以外の機械器具
- 十八 鑄造品及び鍛造品の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増

進、改善及び調整を図ること。
(他の内部部局の所掌に係ることを除く。)

- 三 鉄道車両、鉄道信号保安装置、自動車用代燃装置、運輸省が生産を所掌する軽車両、船舶、船舶用機関及び船舶用品の輸出及び輸入の増進、改善及び調整を図ること。
- 四 計量に関すること。(大臣官房及び公益事業局の所掌に係ることを除く。)
- 五 自転車競走及び小型自動車競走の施行に関すること。
- 六 兵器等の生産等の許可に関すること。(軽工業局の所掌に係ることを除く。)
- 七 重工業局の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。
- (軽工業局の事務)
第十一條 軽工業局においては、左の事務をつかさどる。
一 左に掲げる繊維工業品、化学工業品(化学肥料、飲食料品及び農薬を除く)、雑貨工業品等の輸出、輸入、生産、流通及び消費(生糸及び繭短繊維の生産、流通及び消費並びに農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く)の増進、改善及び調整を図ること。
綿製品
生糸、繭短繊維及び絹製品
化学繊維製品
羊毛製品
麻製品
パルプ、紙及び紙製品

- ソーダ、火薬その他無機化学工業品
タール、タール系誘導品その他有機化学工業品
ゴム、ゴム製品、皮革(原皮及び原毛皮を除く)、皮革製品及び油脂製品
陶磁器、ガラス、セメントその他窯業品
土木建築材料(木材及び石材を除く)
木竹製品、金属製日用品及び包装材料
右に掲げるもの以外の繊維工業品、化学工業品及び雑貨工業品
二 化学肥料(炭酸カルシウム及びカリ塩を除く)の輸出、輸入及び生産の増進、改善及び調整を図ること。
三 工業塩及び粗製しゅう油の流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
四 アルコールの専売を行うこと。
五 アルコール専売事業特別会計の経理を行うこと。
六 火薬類及び高圧ガスの取締に関すること。
七 軽工業局の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。
(鉱山局の事務)
第十二條 鉱山局においては、左の事務をつかさどる。
一 鉱業権の設定等に関する出願、登録その他鉱山に関すること。(大臣官房の所掌に係ることを除く。)

- 二 左に掲げる鉱物、金属等の輸出、輸入、生産、流通及び消費(農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く)の増進、改善及び調整を図ること。(他の内部部局の所掌に係ることを除く。)
- (石炭局の事務)
第十三條 石炭局においては、左の事務をつかさどる。
一 石炭の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(他の内部部局の所掌に係ることを除く。)
- (石炭局の事務)
第十四條 石炭局においては、左の事務をつかさどる。
一 石炭の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(他の内部部局の所掌に係ることを除く。)
- (公益事業局の事務)
第十五條 公益事業局においては、左の事務をつかさどる。
一 中小企業等協同組合に関すること。
二 中小企業の診断及び指導に関すること。
三 中小企業の育成及び発展並びにその経営の向上に必要な事項についての情報を収集し、分析し、及び提供すること。
四 中小企業に対する資金の融通をあつたすること。
五 中小企業信用保険に関すること。
六 中小企業信用保険特別会計の経理を行うこと。

- 左の事務をつかさどる。
一 電気及びガスの料金その他の供給条件に関すること。
二 電気事業及びガス事業の経理及び会計の監督に関すること。
三 電気事業及びガス事業の運営を調整すること。
四 電気及びガスに関する施設、電気用品並びに電気工業品に関する監督その他電気及びガスの保安に関すること。
五 発電水力の調査及び調整を行い、並びに電源の開発その他電気に関する施設の建設を推進すること。
六 電気の需給を調整し、及び電気の使用の合理化を図ること。
七 電気の計量に関すること。(大臣官房の所掌に係ることを除く。)
- (中小企業局の事務)
第十六條 中小企業局においては、左の事務をつかさどる。
一 中小企業等協同組合に関すること。
二 中小企業の診断及び指導に関すること。
三 中小企業の育成及び発展並びにその経営の向上に必要な事項についての情報を収集し、分析し、及び提供すること。
四 中小企業に対する資金の融通をあつたすること。
五 中小企業信用保険に関すること。
六 中小企業信用保険特別会計の経理を行うこと。

七 商工組合中央金庫に関するこ
と。

八 中小企業に有益な技術、経営
方法を奨励すること。

九 中小企業に対する金融制度そ
の他中小企業に関係がある経済
問題に関し、調査研究するこ
と。

十 中小企業に係る製品又はその
製法等を展示紹介すること。
十一 前各号に掲げるものの外、
中小企業の振興及び指導に関す
ること。

第二節 附属機関

(工業技術院)

第十六條 本省に附属機関として、
工業技術院を置く。

第十七條 工業技術院は、鉱工業の
科学技術に関する試験研究等を行
う機関とする。

2 工業技術院は、東京都に置く。

3 工業技術院の組織及び所掌事務
は、工業技術院設置法(昭和二十
三年法律第二百七号)の定めると
ころによる。

(その他の附属機関)

第十八條 前條及び第二十四條に規
定するものの外、本省に左の附属
機関を置く。

工業品検査所

繊維製品検査所

計量教育所

鉱務監督官研修所

保安技術講習所

(工業品検査所)

第十九條 工業品検査所は、鉄鉄、
鋼材(その半製品を含む)、鉄鋼
製品、非鉄金属、非鉄金属製品、
通商産業省がその生産を所掌する

機械器具、日用品及び化学工業品
(国内向の肥料用のものを除く)
並びに試験の検査を行う機関とす
る。

2 工業品検査所は、東京都に置
く。

(繊維製品検査所)
第二十條 繊維製品検査所は、通商
産業省がその生産を所掌する繊維
製品の検査を行う機関とする。

2 繊維製品検査所の名称及び位置
は、左の通りとする。

名 称	位 置
京都繊維製品検査所	京都市
横浜繊維製品検査所	横浜市
神戸繊維製品検査所	神戸市
名古屋繊維製品検査所	名古屋市
桐生繊維製品検査所	桐生市
鶴岡繊維製品検査所	鶴岡市
福井繊維製品検査所	福井市
金沢繊維製品検査所	金沢市

(検査所の支所、出張所等)
第二十一條 通商産業大臣は、検査
所の事務を分掌させるため、所要
の地に支所又は出張所を設置する
ことができる。

2 検査所の内部組織並びに支所及
び出張所の名称、位置及び内部組
織は、通商産業省令で定める。

(計量教育所)
第二十二條 計量教育所について
は、計量法(昭和二十六年法律第
二百七号)の定めるところによ
る。

(鉱務監督官研修所及び保安技術
講習所)
第二十三條 鉱務監督官研修所及び
保安技術講習所については、鉱山
保安法(昭和二十四年法律第七十
号)の定めるところによる。

(その他の附属機関)
第二十四條 左の表の上欄に掲げる
機関は、本省の附属機関として置
かれるものとし、その目的は、それ
ぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
顧問会議	通商産業に関する重要事項を調査審議すること。
物資需給調整審議 会	関係各大臣の諮問に応じ、国際的供給不足物資 等の需給調整に関する臨時措置に関し、必要な 報告及び建議をすること。
鉱山保安試験審査 会	鉱山保安技術職員の国家試験を行い、及びその 資格に関する事項を調査審議すること。
中央鉱山保安協議 会	鉱山の保安に関する重要事項を調査審議するこ と。
輸出入協議会	輸出振興並びに輸入物資の買付及び配分に関す る重要事項を調査審議すること。

輸出入検査審議会
輸出品の等級、標準及び包装条件その他輸出入
査に伴う重要事項を調査審議すること。

輸出信用保険審議
会
輸出信用保険に関する重要事項を調査審議する
こと。

商品取引所審議
会
関係各大臣の諮問に応じ、商品取引所に関する
重要事項を調査審議すること。

産業合理化審議
会
産業合理化に関する重要事項を調査審議するこ
と。

工業生産技術審議
会
工業における生産技術の向上及び製品の品質の
改善に関する事項を調査審議すること。

電気自動車充電技
術者資格検定審議
会
電気自動車の充電技術者の資格の検定を行い、
及びその資格に関する事項を調査審議すること。

高圧ガス保安審議
会
高圧ガス作業主任者国家試験その他高圧ガスの
保安に関する重要事項を調査審議すること。

計量行政審議
会
計量に関する重要事項を調査審議すること。

地下資源開発審議
会
地下資源の開発に関する重要事項を調査審議す
ること。

電気事業主任技術
者資格検定審議
会
電気事業主任技術者の資格の検定を行い、及び
その資格に関する事項を調査審議すること。

2 前項に掲げる附属機関の組織、
所掌事務及び委員その他の職員に
ついては、他の法律(これに基く
命令を含む)に別段の定めがある場
合を除く外、政令で定める。

第三節 地方支分部局

第一款 通商産業局

(通商産業局)
第二十五條 本省に、地方支分部局
として、通商産業局を置く。

(所掌事務)
第二十六條 通商産業局は、本省及
び外局の事務(第七條第十五号か
ら第二十号までに掲げる事務を除

く)のうち、左に掲げる事務を分
掌する。

一 輸出入及び輸入の増進、改善及
び調整を図ること。

二 輸入に関する事業を行うこと
と。

三 通商に伴う外国為替の管理に
関すること。

四 輸出信用保険に関すること。

五 調査及び統計に関すること。

六 所掌に係る事業の発達、改善
及び調整を図ること。

七 所掌に係る物資の売買取引を
行うために必要な商品市場を開

設することを目的とする商品取引所に関する調整を図ること。
八 所掌に係る事業の賠償に関すること。
九 所掌に係る物資の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
十 自転車競走及び小型自動車競走の施行に関すること。
十一 アルコールの専売を行うこと。
十二 鉱業権の設定等に関する出願及び登録その他鉱山に関すること。
十三 電気事業及びガス事業の運営を調整し、並びにその発達及び改善を図ること。
十四 電気及びガスに関する施設、電気用品並びに電気工業事業に関する監督その他電気及びガスの保安に関すること。
十五 発電水力の調査及び調整を行うこと。
十六 電気の需給を調整し、及び電気の使用の合理化を図ること。
十七 中小企業の振興及び指導を行うこと。
十八 中小企業信用保険に関すること。
十九 鉱工業の科学技術に関する試験研究を振興し、及びその成果の普及を図ること。
二十 工業標準の普及を図ること。
二十一 発明、実用新案、意匠及び商標の指導奨励を行うこと。

(名称、位置及び管轄区域)
第二十七條 通商産業局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
札幌通商産業局	札幌市	北海道
仙台通商産業局	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
東京通商産業局	東京都	東京都、茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県
名古屋通商産業局	名古屋市	岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県
大阪通商産業局	大阪市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県
広島通商産業局	広島市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国通商産業局	丸亀市	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
福岡通商産業局	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

2 通商に関しては、前項の規定にかかわらず、開港港は、福岡通商産業局の管轄区域とする。
3 石炭の生産その他石炭鉱業に関しては、第一項の規定にかかわらず、福島県は、東京通商産業局の管轄区域とする。但し、鉱業権の設定、変更(試掘権の存続期間の延長を含む)及び消滅並びに鉱業権並びにこれを目的とする租賦権及び抵当権に関する登録については、この限りでない。
4 鉱業の区域が二以上の通商産業局の区域にわたるとき、又は通商産業局の管轄区域の境界が明確でないときは、(内部部局)
第二十八條 通商産業局に、左の四

部を置く。但し、必要に応じて通商産業大臣の定めるところにより、部の数を減ずることができるとする。
総務部
商工部
鉱山部
公益事業部

2 前項の部の外、札幌通商産業局に石炭部を、大阪通商産業局に通商部を、福岡通商産業局に石炭部及び鉱害部を置く。
3 前二項に定めるものの外、通商産業局の内部部局の組織の細目は、通商産業省令で定める。

(附屬機関)
第二十九條 通商産業局に、附屬機関として、地方鉱害賠償基準協議会を置く。
2 地方鉱害賠償基準協議会については、鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の定めるところによる。

(支局等)
第三十條 通商産業大臣は、局務の一部を分掌させるため、所要の地に、支局、通商事務所、アルコール事務所、石炭事務所及び工場を設置することができ、その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、通商産業省令で定める。
第二款 鉱山保安監督部
第三十一條 通商産業局に、鉱山保安監督部を附置する。
2 鉱山保安監督部は、大臣官房の事務のうち、第七條第十五号から

第二十号までに掲げる事務を分掌する。
(名称、位置及び管轄区域)
第三十二條 鉱山保安監督部の位置及び管轄区域は、その附置された通商産業局の位置及び管轄区域とし、その名称は、通商産業大臣が定める。

(内部部局及び附屬機関)
第三十三條 鉱山保安監督部の内部部局の組織の細目は、通商産業省令で定める。
2 鉱山保安監督部に、附屬機関として、地方鉱山保安協議会を置く。
3 地方鉱山保安協議会については、鉱山保安法の定めるところによる。

(支部)
第三十四條 通商産業大臣は、鉱山保安監督部の事務の一部を分掌させるため、所要の地に鉱山保安監督部の支部を置くことができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、通商産業省令で定める。
第三章 特許庁
第三十五條 国家行政組織法第三條第二項の規定に基づいて通商産業省に置かれる外局は、特許庁とする。

第一節 総則
(任務及び長)
第三十六條 特許庁は、発明、実用新案、意匠及び商標に関する事務を行うことを主たる任務とする。
2 特許庁の長は、特許庁長官とする。

第二節 特許事務
(特許事務の執行)
第三十七條 特許事務は、特許庁長官の指揮監督の下に、特許事務官及び特許事務員が執行する。

（権限）

第三十七條 特許庁は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで及び第五十号から第五十三号までに掲げる権限を行使する。

第二節 内部部局

第三十八條 特許庁に、長官官房及び左の四部を置く。

総務部

審査第一部

審査第二部

審判部

（長官官房の事務）

第三十九條 長官官房においては、特許庁の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

二 職員職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに厚生、教養及び訓練に關すること。

三 長官の官印及び庁印を管掌すること。

四 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

五 会計及び会計の監査に關すること。

六 行政財産及び物品を管理すること。

七 行政の考査を行うこと。

八 前各号に掲げるものの外、特許庁の所掌事務で他部及び万国工業所有権資料館の所掌に屬しない事務に關すること。

（総務部の事務）

第四十條 総務部においては、特許庁の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

（審査第一部の事務）

第四十一條 審査第一部においては、左の事務をつかさどる。

一 工業所有権に關する出願書類の方式審査、分類、整理、保管その他の出願に關すること。

二 工業所有権の原簿登録、特許証及び登録証の下附、特許料及び登録料の收入その他登録に關すること。

三 意匠及び商標を審査すること。

（審査第二部の事務）

第四十二條 審査第二部においては、農林畜水産物、鉱物その他の資源の採取、加工、動力の利用、運輸、通信、建設、生活用品等に關する發明及び実用新案の審査に關する事務をつかさどる。

（審判部の事務）

第四十三條 審判部においては、工業所有権に關する審判及び抗告審判に關する事務をつかさどる。

第三節 附屬機關

（万国工業所有権資料館）

第四十四條 第四十六條に規定するものの外、特許庁に、附屬機關として、万国工業所有権資料館を置く。

第四十五條 万国工業所有権資料館

一 發明、実用新案、意匠及び商標に關する指導及び獎勵を行うこと。

二 調査及び統計に關すること。

三 公報その他の資料を収集し、編集し、及び刊行すること。

四 弁理士に關すること。

五 特許権の存続期間の延長その他工業所有権に關すること。（他部の所掌に係ることを除く。）

六 工業所有権に關し、外国と連絡すること。

（審査第一部の事務）

第四十一條 審査第一部においては、左の事務をつかさどる。

一 工業所有権に關する出願書類の方式審査、分類、整理、保管その他の出願に關すること。

二 工業所有権の原簿登録、特許証及び登録証の下附、特許料及び登録料の收入その他登録に關すること。

三 意匠及び商標を審査すること。

（審査第二部の事務）

第四十二條 審査第二部においては、農林畜水産物、鉱物その他の資源の採取、加工、動力の利用、運輸、通信、建設、生活用品等に關する發明及び実用新案の審査に關する事務をつかさどる。

（審判部の事務）

第四十三條 審判部においては、工業所有権に關する審判及び抗告審判に關する事務をつかさどる。

第三節 附屬機關

（万国工業所有権資料館）

第四十四條 第四十六條に規定するものの外、特許庁に、附屬機關として、万国工業所有権資料館を置く。

第四十五條 万国工業所有権資料館

は、左の事務をつかさどる機關とする。

一 發明、実用新案、意匠及び商標に關する公報、見本及びひな形を収集し、陳列し、及びこれらを閲覧させ、又は複製させること。

二 審査、審判及び抗告審判に關する圖書及び書類その他必要な文獻を収集し、保管し、及びこれらを閲覧させること。

万国工業所有権資料館は、東京都に置く。

万国工業所有権資料館の内部組織は、通商産業省令で定める。

（その他の附屬機關）

第四十六條 左の表の上欄に掲げる機關は、特許庁の附屬機關として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

2 前項に掲げる附屬機關の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

第四章 職員

（職員）

第四十七條 通商産業省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他の人事管理に關する事項については、国家公務員法（昭和二十二法律第百二十号）の定めるところによる。（定員）

第四十八條 通商産業省に置かれる職員の定員は、別に法律で定め

る。

附則

1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2 左の法律は、廃止する。但し、法律（これに基く命令を含む。）に別段の定めがある場合を除く外、従前の機關及びその職員は、この法律に基く相當の機關及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）

通商産業省設置法（昭和二十四年法律第百二二号）

3 前項但書の規定は、職員の定員に關する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

工業技術庁設置法の一部を改正する法律案

工業技術庁設置法の一部を改正する法律案

工業技術庁設置法（昭和二十三年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

工業技術院設置法

「工業技術院」を「工業技術院」に、「工業技術院院長」を「工業技術院長」に、「長官官房」を「官房」に改める。

第二條第一項中「通商産業省の外局として」を「通商産業省」に改め、同條に次の一項を加える。

3 工業技術院の職員（工業技術院長を除く。）の任免は、工業技術院長がこれを行う。

第三條第五号中「他の外局」を「外局」に改める。

第四條中「工業技術院協議会並びに」を削り、「試験研究所の下に」並びに第九條に掲げる附屬機關を加える。

第五條及び第六條を削り、第六條の二を第五條とし、第七條を第六條とし、第八條を第七條とし、第八條の二を第八條とする。

第十條を削り、第九條を第十條とし、同條の前に次の一條を加える。

（附屬機關）

第九條 左の表の上欄に掲げる機關は、工業技術院の附屬機關として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類

目的

工業技術院協議会

工業技術院協議会

工業技術院協議会

工業技術院協議会

工業技術院協議会

工業技術院協議会

工業技術院協議会

工業技術院協議会

工業技術院協議会

工業技術院協議会

工業技術院協議会

工業技術院協議会

工業技術院協議会

工業技術院協議会

工業技術院協議会

工業技術院協議会

工業技術院協議会

工業技術院協議会

工業技術院協議会

工業技術院協議会

工業技術院協議会

工業技術院協議会

工業技術院協議会

工業技術院協議会

工業技術院協議会

工業技術院協議会

工業技術院協議会

工業技術院協議会

工業技術院協議会

工業技術院協議会

工業技術院協議会

工業技術院協議会

工業技術院協議会

工業技術院協議会

工業技術院協議会

工業技術院協議会

工業技術院協議会

工業技術院協議会

工業技術院協議会

工業技術院協議会

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む）に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

附則

- 1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。
- 2 政府は、昭和二十七年九月三十日までは、この法律の施行前に廃止した工業技術庁の試験研究所又はその支所の用に供していた国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二條に規定する国有財産という。以下同じ。）及び物品（物品の無償貸付及び譲與等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）第一條に規定する物品をいう。以下同じ。）を、時価から国有財産にあつてはその七割以内、物品にあつてはその五割以内を減額した対価で、地方公共団体に譲渡することができる。但し、当該地方公共団体がその国有財産又は物品を引き続き同種の施設の用に供する場合に限る。
- 3 政府は、前項の規定により国有財産又は物品を譲渡する場合においては、売却代金の納付前においても、当該国有財産又は物品を引き渡すことができる。
- 4 第二項の規定により譲渡した国有財産又は物品の売却代金は、政令で定めるところにより、当該地方公共団体が発行する地方債の証券をもつて納付することができる。
- 5 従前の工業技術庁の機関及び職員は、工業技術院の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

6 工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第九條中「工業技術院」を「工業技術院一」に改める。

通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案
通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律（鉱山保安法の改正）

第一條 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第三十二條の見出しを「（鉱山保安監及び鉱山保安監督部）に改め、同條中「通商産業省資源庁に内部部局として鉱山保安局を、通商産業大臣官房に鉱山保安監」に改める。

第三十四條、第四十三條及び第四十九條中「鉱山保安局」を「通商産業大臣官房」に改める。

第三十九條、第四十五條、第五十二條第一項及び第五十三條第一項中「通商産業省資源庁」を「通商産業省」に改める。

第五十四條第二項中「鉱山保安局長」を「鉱山保安監」に改める。

第二條 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第六條の次に次の一條を加える。

第六條の二 公正取引委員会は、組合が私的独占禁止法第二十四

條各号の要件を備える組合でないことを認める場合において、勧告し、又は審判開始決定書を発送したときは、その旨を通商産業大臣に通知しなければならない。

第二百七條に次の一項を加える。

2 前項の場合については、第六條の二の規定を準用する。

第三條 輸出信用保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條中「通商振興局」を「通商局」に改める。

第四條 電気事業再編成令（昭和二十五年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項及び第十六項中「公益事業委員会」を「通商産業大臣」に改める。

（公益事業令の改正）

第五條 公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 公益事業委員会（第三條―第二十五條）」を「第二章 削除に、第八章 異議の申立、聴聞及び訴訟（第六十條―第七十三條）」を、第八章 異議の申立及び聴聞（第六十條―第七十三條）に改める。

第二章 第五十七條、第七十一條から第七十三條まで及び附則を除き、公益事業委員会及び「委員会」を「通商産業大臣」に、「委員会規則」を「通商産業省令」に改める。

第二章を次のように改める。

第二章 削除
第三條から第二十五條まで 削除
第五十七條を次のように改める。

（発電水力の調査）
第五十七條 通商産業大臣は、発電水力の開発上必要な調査を行わなければならない。

「第八章 異議の申立、聴聞及び訴訟」を「第八章 異議の申立及び聴聞」に改める。

第七十一條から第七十三條までを次のように改める。

第七十一條から第七十三條までを次のように改める。

第八十八條を次のように改める。

附則
第八十八條 削除

1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2 従前の公益事業委員会の機関及び職員は、通商産業省の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

3 この法律の施行の際現に効力を有する公益事業委員会規則は、この法律の施行後も、通商産業省令としての効力を有するものとする。

4 この法律の施行前の公益事業令第六十一條の規定による異議の申立に對し同令第六十二條第一項又は第六十九條第一項の規定による決定があつた同令又は同令に基く命令の規定による公益事業委員会の処分に対する訴については、改正前の同令第七十一條から第七十三條までの規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

この場合において、第七十二條中「委員会」とあるのは「通商産業大臣」と読み替へるものとする。

○高橋國務大臣 第一に通商産業省設置法の提案理由を御説明申し上げます。

政府は、今次行政機構改革の一環として、通商産業省の機構改革について、鋭意慎重な検討を進めて来たのでありますが、今回その成果を得るに至りましたので、ここに通商産業省設置法を国会に提出して御審議を仰ぐ次第であります。

申すまでもなく通商産業省は、昭和二十四年五月、生産と貿易とを一体化し、国内経済体制と経済行政組織をあげて通商第一主義に徹せんがために、商工省を全面的に改組、今日に至つたのであります。講和発効を迎え、新たな国際、国内経済の事態に即応するため、さらに機構の整備をはかり、能率的な行政運営に資せんとするものであります。

法案の詳細な内容につきましては、御審議に際し随時御説明申し上げます。といたしますが、以下その概要について申し上げます。

まず本法によつて実施されるところの当省の今次機構改革のおもな点を申し上げます。第一には、本省内部部局の統合整理でありまして、従来の一官房九局はその限りにおいて一官房四局となり、特に物資配原局五局は重工業、軽工業の二局に統合せられております。第二には外局たる庁の整理でありまして、審判的機能を有する特許庁を除きまして、他の三庁、即ち資源庁、中小企業庁及び工業技術院のう

ち、前二者を本省内部部局、後者を同

附屬機関とした。第三は公益事業委員會の廃止に伴い、同委員會の所掌事務をあげて本省内部部局たる公益事業局に所掌せしめることとした点であります。以上のはかにも、行政機構改革の基本構想により、局中の部を廃止し、あるいは経済安定本部等の廃止により事務を移管した点等につき、旧條文のうち特許庁關係を除きほとんど全條文につき改正を加えており、そのため旧法廃止、新法制定の措置をとつたのでありますが、以下右の三点を中心に建制順に御説明申し上げます。

まず本省の内部部局につきましては、従来の官房、通商局、通商振興局、通商企業局、通商機械局、通商雜貨局、通商機械局、通商化學局、通商鐵鋼局及び臨時通商業務局からなり、一官房九局に對しまして、新機構は、官房、通商局、企業局、重工業局、輕工業局、鐵山局、石炭局、公益事業局、中小企業局の一官房八局であります。このうち鐵山局以下は外局乃至他官庁の内部部局化でありますから、前に申し上げましたように、従来の官房および各局は一官房四局に統合せられましてわけであります。

官房につきましては従来と異なります点は、資源庁の廃止に伴いまして同庁は鐵山、石炭の二局になりましたが、そのいずれにも關係し、かつ生産行政と異なつた立場にあります鐵山保安行政を官房に所掌せしめ、この面に關しては、鐵山保安監という特別の職をもつて、その面に當らしめることとしたものであります。さらに経済安定本部の廃止及びそれに伴う物資需給調整審議会の当省移管により、物資及び電力の需給計

画の基本計画の策定を官房の事務に加えたのであります。

次に通商局及び企業局について申し上げます。従来通商局につきまして、通商局は主として政策及び管理面を、通商振興局は通商金融、輸出品の検査、信用保險等の通商振興上の実施面を担当いたしました。さらに米國對日援助物資の關係は臨時通商業務局が担当いたしておりましたが、新機構においては、通商企業局の二局に以上の四局の事務を整理統合したのであります。その大要は、通商に關する政策、輸出入計画及び經濟安定本部、外國為替管理委員會の廃止に伴い、貿易等に関する外貨予算の作成等を中心とする通商面の基本的な事務を通商局においてつかさどりしめ、通商金融、通商參考品の展示、緊要物資、特需等、従来の振興局の事務を企業局に移し、さらに米國對日援助物資關係は、ほとんどその役割を果し、殘務処理を主とするのみでこれを企業局に移しました。

従いまして企業局は、従来の産業合理化政策の推進母体とすることにはかわりありませんが、これに通商振興の一部が加わり、さらに經濟安定本部の廃止に伴いまして、物価行政及び外資導入行政をも担当いたすことになりました。

次に重工業局と輕工業局について申し上げます。重工業局は従来の鐵鋼、機械局の二局を統合したものであり、輕工業局は纖維、雜貨、化學の三局を統合したものであります。統合にあたりましては、従来の局をそのままの形において統合したのでありますが、従来と異なります点は、部制を廃止したること、重工業局に航空機の生産行

政事務を加えたところがおもな点であります。

次に鐵山局、石炭局は資源庁廃止によつて本省の内部部局となつたものであり、鐵山局は従来の鐵山局、石炭局は従来の炭政局であります。その事務は従来の局とはとんどこわいありません。

次に公益事業局は、公益事業委員會による委員會行政を廃止し、同委員會の事務と資源庁官房電氣施設部の事務をあわせて所掌するものであります。電氣及びガスに關する事業運営、需給調整、料金、保安、さらに電氣開港をそのおもな事務としております。なお、公益事業委員會の廃止について公益事業令の改正は、別途通商産業省設置法の施行に伴う關係法律の整理に關する法律をもつて処置することになつております。

次に中小企業局は、中小企業庁を内部部局としたものであり、その所掌事務は、ほとんどそのまま、若干字句的な修正を加えたにすぎません。なお、この内部部局化に伴いまして、従来の中小企業庁設置法は、本法附則をもつて廃止いたしております。次に附屬機關について御説明いたします。

の附屬機關につきましては、検査所に關し、従来の日用品、化學、機械器具の三検査所を工業品検査所として統合、さらに従来資源庁の附屬機關でありました鐵務監督官研修所、保安技術講習所を本省附屬機關に移しかえております。

次に審議會等につきましては、物資需給調整審議會を經濟安定本部より移管しました点と、輸入協議會を輸出入協議會に改めた点がおもな点であります。

次に地方支分部局について申し上げますが、従来の八通商産業局設置については別に変更ありません。ただその内部組織につきましては極力簡素縮減をはかりまして、公益事業委員會の支局の吸収に伴います公益事業部の新設はありますが、部制において整理を行ひ、さらにその下部機構であります通商事務所等にも關しまして、必要最小限に圧縮するつもりであります。

なお、北陸につきましては、現在公益事業委員會の支局が設置せられており、またその地域的特殊性もありまして、名古屋通商産業局の支局設置を考へております。

前に申し上げた通りであります。従つて外局は特許庁だけあります。その機構及び所掌事務については、ほとんど現行の通りであります。

以上申し上げましたところが、本法案の提案理由とその内容の概要であります。何とぞ政府の意の存するところを御了承くださいます。御審議、御協賛あらんことをお願いいたします。

次に、工業技術庁設置法の一部を改正する法律案の提案の理由及び内容について御説明申し上げます。

工業技術庁は、鐵業及び工業の科學技術に關する試験研究等の業務を強力かつ総合的に遂行し、生産技術の進歩向上をはかる使命をもつて、昭和二十三年八月通商産業省の外局として設置せられ、爾來鐵工業に關する試験研究の推進並びに工業標準化、品質管理、技術行政の進展に相當の成果をあげて参つた次第であります。

参る所存であります。従いまして今回の改正におきましては、單に名称を工業技術院に、長官を院長に改める等、附属機関となつたことに伴ひ必要となつた改正にとどめることにいたしました次第であります。

なお、今回の機構改革に先立ちまして、三月三十一日付をもちまして所屬試験研究機関の整備を行つたのでありますが、その際廃止いたしました陶磁器試験所及び工芸指導所関西支所の施設は、それ／＼地元の京都市及び布敷市に譲渡する方針で、その準備を進めておる次第であります。しかし、これら試験所及び支所が京都市及び布敷市に設置されました経緯にかんがみまして、国有財産の拂下げにつきましては、その対価を時価の七割減とする等の特別措置を講ずるのが至当であると認められますので、これに關しまして所要の規定を設けたいと存する次第であります。

以上がこの法案の提案の理由及び内容であります。何とぞ御審議の上御可決くださいますようお願い申し上げます。

最後に、通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案について御説明申し上げます。

政府は、通商産業省設置法の施行に際しまして、鉱山保安法、公益事業法等関係法令の整理を行う必要があり、その、鋭意慎重な検討を進めて来たのでありますが、今回ようやくその成果を得るに至りましたので、ここにこの法律案として国会に提出して御審議を仰ぐ次第であります。

御承知のように、今次行政機構改革において、通商産業省の機構は、資源

庁、中小企業庁及び工業技術院の廃止を初めとしたしまして、本省内部部局の大幅な整理統合、さらには公益事業委員会の吸収等、ほとんど全面的な改組を行うわけであり、第一にはこれら部局の変更、第二には公益事業委員会の所掌事務の引継ぎの点から、新機構を規定いたします通商産業省設置法の施行に伴ひまして、他の法令——法律及びボツダム宣言の受諾に伴ひ発せられる政令について、当然所要の修正を行わなければならないのであります。以下本法案の内容について御説明いたします。

第一に整理を行う法令でございますが、法律では鉱山保安法、中小企業等協同組合法及び輸出信用保険法、ボツダム政令では公益事業令及び電気事業再編成令の以上五法令であります。第二に整理の内容であります。これは部局の改革に伴ひます名称の変更を主といたします。中小企業庁設置法の廃止により、同法上の権限を中小企業等協同組合法の内容といたすもの、及び公益事業委員会の引継ぎによりますものに区分いたすことができるかと思ひます。

部局の名称変更に伴う整理としましては、鉱山保安法と輸出信用保険法の改正がそれに属しまして、前者は本法案第一條において規定せられております。すなわち資源庁及び同庁鉱山保安局が廃止せられ、鉱山保安行政が本省大臣官房において所掌せられることになり、同官房に鉱山保安監督の事務を掌理することとなりましたので、この部局等の変更に伴う整理を行つた次第であります。

次に輸出信用保険法の改正は第三條

に掲げておりますが、これは従来通商振興局において輸出信用保険法の施行を行つて参りましたが、同局が廃止せられ通商局が今後その箇に当ります關係上、所要の改正を行つたのであります。

次に中小企業等協同組合法の改正を第二條に掲げてありますが、この改正は次の理由に基づくものであります。すなわち中小企業庁設置法は、中小企業庁の廃止によりまして、通商産業省設置法の附則をもつて廃止いたしましたので、同法に從來規定しておりました所掌事務、権限は、ほとんど元の形のまゝに通商産業省設置法に織り込んで受継いだのであります。しかるに從來中小企業庁設置法上の権限として規定せられていたものうち、中小企業等協同組合に關し、公正取引委員会との關係を規定しております事項は、設置法上の権限事項として掲げるよりは、むしろ中小企業等協同組合法の内容とすべきが適當でありますので、同法の改正といたしました次第であります。

次に公益事業委員会の所掌事務を引継ぐため本法案第四條及び第五條において公益事業令、電気事業再編成令に所要の改正を行つております。

御承知のように公益事業委員会につきましては、委員会制度を廃止し、その所掌事務は通商産業省に引継がれることになつたのであります。従來の公益事業委員会の組織、権限等を規定いたしております公益事業令に所要の改正を加えて、受継ぐ必要があるわけであり、もとより委員会システムによる行政運営に立つ公益事業令の内容につきましては、根本的な検討を加える必要は十分了承いたしましたのであります。

が、將來考慮することとしたしまして、このたびは次のような点において改正を加えております。すなわち、公益事業委員会の組織、権限等に関する公益事業令第二章を削除し、公益事業令中「公益事業委員会」を「通商産業大臣」に、「委員会規則」を「通商産業省令」に改めるとともに、さらに現在公益事業委員会が有する裁判の第一審的機能に關する規定を削除したのであります。

次に電気事業再編成令につきましては、一応同令の役割は果してあります。が、同令により設立された新会社の資産の再評価等について、若干今後に問題があると思ひます。点について、公益事業委員会を「通商産業大臣」に改めて、今後の措置に対処せしめる次第であります。

以上申し述べましたところによりまして、本法案提出の理由とその内容は一応明らかにされたものと存じます。が、本法案は手続上通商産業省設置法と同時に施行を要するものでありますので、何とぞこの点に御留意の上十分に御審議、御協賛を賜りたいと存する次第であります。

○八本委員長 次に経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案（内閣提出第三四号）及び経済審議院設置法案（内閣提出第二二七号）について、提案理由の説明を聴取いたします。

経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案

これに伴う関係法令の整理等に関する法律

（経済安定本部設置法等の廃止）
第一條 左に掲げる法律は、廃止する。
一 経済安定本部設置法（昭和二十四年法律第六十四号）
二 価格調整公団法（昭和二十二年法律第六十二号）
三 通貨発行審議会法（昭和二十二年法律第九十七号）
（恩給法の一部改正）
第二條 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。
第二十條第二項第三号中「経済安定本部」を削る。
（食糧管理法の一部改正）
第三條 食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）の一部を次のように改正する。
第八條ノ二第一項中「経済安定本部総裁が定ムル方策ニ基キ」を削る。
第九條第三項から第六項まで中「経済安定本部総裁」を「農林大臣」に改める。
（日本銀行法の一部改正）
第四條 日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。
第十三條ノ四第二項第三号中「経済安定本部」を「経済審議院」に改める。
（物価統制令の一部改正）
第五條 物価統制令（昭和二十一年勅令第十八号）の一部を次のように改正する。

本則中「経済安定本部令」を「政令」に改める。

本則(第二十條第二項、第二十一條及び第三十一條を除く)中「経済安定本部総務長官及び「経済安定本部総裁」を「主務大臣」に改める。

第二十條第二項及び第二十一條中「経済安定本部総裁」を「大蔵大臣」に改める。

第三十條中「管区経済局其ノ他」を削る。

第三十一條を次のように改める。

第三十一條 主務大臣ハ政令ノ定ムル所ニ依リ本令ニ規定スル主務大臣ノ職權ノ一部ヲ地方行政機關ノ長又ハ都道府県知事ヲシテ行ハシムルコトヲ得

(物価統制令の一部改正)

第六條 物価統制令の一部を改正する勅令(昭和二十一年勅令第三百八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を削る。

(地代家賃統制令の一部改正)

第七條 地代家賃統制令(昭和二十一年勅令第四百四十三号)の一部を次のように改正する。

「経済安定本部総務長官」を「建設大臣」に、「経済安定本部令」を「建設省令」に改める。

(職業安定法の一部改正)

第八條 職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。

第三十二條第五項及び第六項中「中央職業安定審議会に諮問のうえ、物価庁長官と協議して定め

る」を「中央職業安定審議会に諮問のうえ定める」に改める。

(郵便法の一部改正)

第九條 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「及び経済安定本部総裁」を削り、「命令」を「省令」に改める。

(臨時金利調整法の一部改正)

第十條 臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項第二号を次のように改める。

二 経済審議庁総務部長

(郵便為替法の一部改正)

第十一條 郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「内閣総理大臣及び郵政大臣が、命令でこれを定める」を「省令で定める」に改める。

(郵便振替貯金法の一部改正)

第十二條 郵便振替貯金法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「内閣総理大臣及び郵政大臣が、命令でこれを定める」を「省令で定める」に改める。

(輸出品取締法の一部改正)

第十三條 輸出品取締法(昭和二十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「経済安定本部総裁の同意を得」を削る。

第十四條 国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「九人」を「八人」に改め、同條第三項第一号を次のように改める。

一 大蔵省銀行局を代表する者

(緊急失業対策法の一部改正)

第十五條 緊急失業対策法(昭和二十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項を次のように改める。

2 この法律で「公共事業」とは、

国自ら又は国の負担金の交付を受け若しくは国庫の補助により地方公共団体等が実施する公共的な建設及び復旧の事業をいう。

第七條を次のように改める。

第七條 労働大臣は、前條の計画を樹立した場合には、失業対策事業の事業主体、種目及び規模等を定めておかなければならぬ。

第十二條中「経済安定本部総務長官と協議の上」を削る。

第二十條第一項中「経済安定本部総務長官」を「当該事業の主務大臣」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 主務大臣は、前項の請求を受けた場合には、違反事項を審査し、その請求に正当な理由がある」と認めるときは、違反事項を是正し、又は当該事業主体に対し違反事項を是正し、若しくは必要により当該事業の全部若し

くは一部を停止するよう命じなければならぬ。

(国立国会図書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部分館及びその職員に関する法律の一部改正)

第十六條 国立国会図書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部分館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第一條中

国立国会図書館支部分館

国立国会図書館支部分館

国立国会図書館支部分館

国立国会図書館支部分館

国立国会図書館支部分館

国立国会図書館支部分館

国立国会図書館支部分館

国立国会図書館支部分館

国立国会図書館支部分館

国立国会図書館支部分館

国立国会図書館支部分館

国立国会図書館支部分館

国立国会図書館支部分館

十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号中「経済安定本部総裁」を削る。

(国土総合開発法の一部改正)

第十九條 国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第三條中「第一條」を「この法律及び国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)」に改める。

第四條に次の二項を加える。

5 国土調査に關し国土総合開発審議会がつかさどる事務については、国土調査法の定めるところによる。

第七條の二第四項中「経済安定本部総裁」を「経済審議庁長官」に改める。

第十條、第十一條の四、第十二條及び第十三條の三中「経済安定本部総務長官」を「経済審議庁長官」に改める。

(旧軍港市転換法の一部改正)

第二十條 旧軍港市転換法(昭和二十五年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「二十人」を「十九人」に改め、同條第三項第五号中「建設省及び経済安定本部」を「及び建設省」に改める。

(連合国財産の返還等に関する政令の一部改正)

第二十一條 連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「経済安定本部総裁」を削る。

(積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法の一部改正)

第二十二條 積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項第十三号を次のように改める。

十三 經濟審議厅长長

(資金運用部資金法の一部改正)
第二十三條 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項第五号を次のように改める。

五 經濟審議厅长長

(国土調査法の一部改正)
第二十四條 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

日次中「第三章 国土調査審議會及び都道府県国土調査委員会(第十一條、第十六條)」を「第三章 国土総合開発審議會及び都府県総合開発審議會の調査審議(第十一條、第十六條)」に改める。
「總裁」を「内閣総理大臣」に改める。

第三條第一項中「經濟安定本部總裁(以下「總裁」という)が定める。」を「總理府令で定める。」に改め、同條第二項中「經濟安定本部令」を「總理府令」に改め、同條第三項中「国土調査審議會」を「国土総合開発審議會」に改める。
第六條から第八條まで中「都道府県国土調査委員会」を「都道府県知事」に改める。
「第三章 国土調査審議會及び

都道府県国土調査委員会」を「第三章 国土総合開発審議會及び都府県総合開発審議會の調査審議」に改める。
第十一條を次のように改める。

第十一條 削除

第十二條の見出しを「(国土総合開発審議會の調査審議)」に改め、同條中「審議會」を「国土総合開発審議會」に改める。

第十三條及び第十四條を次のように改める。

第十三條及び第十四條 削除

第十五條を次のように改める。
(都府県総合開発審議會の調査審議)

第十五條 都府県知事は、その管轄区域内において国土調査が実施される場合においては、国土総合開発法第六條の六の規定により條例で設置された都府県総合開発審議會に対し、左に掲げる事項について調査審議を求めることができる。

一 第六條第三項の規定による指定又は勧告若しくは助言

二 第十九條第二項の規定による国土調査の成果の認定

第十六條を次のように改める。

第十六條 削除

第十八條から第二十三條まで中「委員会」を「都道府県知事」に改める。

(旅券法の一部改正)
第二十五條 旅券法(昭和二十六年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第三号中、各省及び經濟安定本部を「及び各省」に、「各

省大臣及び經濟安定本部總裁」を「及び各省大臣」に改める。
(國際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部改正)

第二十六條 國際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律(昭和二十七年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「經濟安定本部總裁を定める方策に基き、」を「政令で定めるところにより、」に改め、同條第二項中「經濟安定本部總裁の同意を得て、」を削り、同條第六項及び第七項中「經濟安定本部總裁」を「主務大臣」に改める。

第三條中「經濟安定本部」を「通商産業省」に改める。

第四條第一項を次のように改める。

審議會は、関係各大臣の諮問に應じ、第二條第一項各号に掲げる物資の需給の調整に関する重要事項に関して審議し、その結果を報告する。

第四條第二項中「經濟安定本部總裁」を「関係各大臣」に改める。

第五條第二項中「經濟安定本部總裁」を「通商産業大臣」に改め、同條第三項中「經濟安定本部總裁」を「通商産業大臣」に改める。

(特殊土壌、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部改正)
第二十七條 特殊土壌、地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第六号を次のように改める。

六 經濟審議厅长長

(急傾斜地帯農業臨時措置法の一部改正)

第二十八條 急傾斜地帯農業臨時措置法(昭和二十七年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項第四号を次のように改める。

四 經濟審議厅长長

(国有財産特別措置法の一部改正)
第二十九條 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「及び經濟安定本部總裁」を削る。

(電源開発促進法の一部改正)
第三十條 電源開発促進法(昭和二十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第三條、第四條及び第九條中「經濟安定本部總裁」を「内閣総理大臣」に改める。

第七條中「經濟安定本部」を「總理府」に改める。

第九條第三項第五号を次のように改める。

五 經濟審議厅长長

(經濟安定本部の業務整理)
第三十一條 左に掲げる事項でこの法律施行の際現に經濟安定本部の所管に係るものの業務整理については、經濟審議庁においてつかさどる。

一 昭和二十七年年度予算の執行及び予備費の支出に関する事項

二 昭和二十四年度から昭和二十七年までの決算に関する事項

三 昭和二十六年及び昭和二十七年の国有財産に関する事項

附則
この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

この法律施行前にした行為に対する罰則の適用及び価格調整公団の清算に関しては、旧価格調整公団法は、この法律施行後もなおその効力を有する。

經濟審議庁設置法案
經濟審議庁設置法

(目的)
第一條 この法律は、經濟審議庁の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)
第二條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三條第二項の規定に基いて、總理府の外局として、經濟審議庁(以下「審議庁」という)を設置する。

審議庁の長は、經濟審議厅长官とし、國務大臣をもつて充てる。

(任務)
第三條 審議庁は、左に掲げる事務をつかさどる。

一 經濟に関する基本的な政策の総合調整

二 他の行政機関の所掌に属さない総合的經濟政策の企画立案

三 長期經濟計画の策定

四 総合国力の分析及び測定

五 内外の経済動向及び国民所得等に関する調査及び分析

(権限)

第四條 審議庁は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（法律に基く命令を含む）に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。

八 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置を執ること。

十一 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

十二 審議庁の公印を制定すること。

十三 経済に関する基本的な政策

及び計画について、関係行政機関の事務の総合調整を行うこと。

十四 国土総合開発に関する基本的な政策及び計画を企画立案すること。

十五 電源開発に関する基本的な政策及び計画を企画立案すること。

十六 物価に関する基本的な政策を企画立案すること。

十七 国民生活の安定に関する基本的な政策を企画立案すること。

十八 前四号に掲げるものの外、他の行政機関の所掌に属さない総合的経済政策を企画立案すること。

十九 左に掲げる法律に基く内閣総理大臣の権限の行使について補佐すること。

イ 国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）

ロ 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）

ハ 電源開発促進法（昭和二十七年法律第 号）

二十 前各号に掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む）に基き、審議庁に属せしめられた権限

(内部部局)

第五條 審議庁に、左の三部を置く。

総務部

計画部

調査部

(特別な職)

第六條 審議庁に、次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、庁務を整理する。

3 審議庁に、審議官十人以上を置く。

4 審議官は、命を受け、重要な庁務に参画する。

5 総務部、計画部及び調査部に、各部を通じ、調査官二十人以上を置く。

6 調査官は、命を受け、専門的事項の調査に参画する。

(総務部の事務)

第七條 総務部においては、左の事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三 長官の官印及び庁印を管掌すること。

四 公文書を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

六 行政財産及び物品を管理すること。

七 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

八 行政の考査を行うこと。

九 公報に関すること。

十 法令案の審査及び庁務の総合調整に関すること。

十一 貿易及び国際収支に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

十二 産業に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

十三 運輸に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

十四 財政、通貨及び金融に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

十五 物価に関する基本的な政策の企画立案及び総合調整に関すること。

十六 国民の合理的な生活水準の策定並びに雇用の増大、国民生活水準の改善その他国民生活の安定に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び総合調整に関すること。

十七 国際経済協力に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び推進に関すること。

十八 前七号に掲げるものの外、他の行政機関の所掌に属さない総合的経済政策の企画立案並びに計画の総合調整に関すること。

十九 前各号に掲げるものの外、審議庁の所掌事務で、他部の所掌に属さない事務に関すること。

(計画部の事務)

第八條 計画部においては、左の事務をつかさどる。

一 長期経済計画の策定に関すること。

二 総合国力の分析及び測定に関すること。

三 電源開発に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び総合調整に関すること。

四 国土総合開発及び国土調査に関すること。

(調査部の事務)

第九條 調査部においては、左の事務をつかさどる。

一 内外の経済動向の調査及び分析に関すること。

二 経済統計の作成及び整備に関すること。

三 国民所得等の調査及び分析に関すること。

(附屬機関)

第十條 審議庁の附屬機関として、経済審議会を置く。

2 経済審議会は、内閣総理大臣の諮問に依り、経済に関する重要な政策、計画等につき調査審議する。

3 経済審議会の組織、所掌事務及び委員については、政令で定める。

(定員)

第十一條 審議庁に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2 この法律施行の際現に経済安定本部の職員である者は、別に命令を発せられない場合においては、法律に別段の定めのない限り、同一の勤務条件をもつて、審議庁の職員となるものとする。

○同東国務大臣 ただいま議題となりました経済審議庁設置法案につき、その提案理由を御説明いたします。

今次の行政機構改革の一環といたしまして、来る六月末日をもつて経済安定本部を廃止することに相なつたのでありますが、これに伴い新たに総理府

の外局として経済審議庁を設置し、国民経済の総合的運営に資せしめることとしたのであります。

経済安定本部は昭和二十一年八月、戦後の荒廃した国土と経済の復興と再建のための総合的な経済企画官庁として設置せられ、わが国経済の安定のために大きな役割を果し、ほぼその任務を果したと申せると思ふのであります。しかしながら、講和後のわが国の経済の現状は、なお幾多の困難な課題を存しているものであります。まず国民生活につきましては、鉱工業生産の著しい回復にもかかわらず、いまだ戦前の水準に達するに至らず、国際收支につきましても、今のところ特需等のいわば臨時ドル収入にささえられて均衡を保持しておりますが、これを長期的に見るとドル不足の傾向は否定できないのであります。さらに今後自衛力の漸増、賠償、外債の支拂い等の新たな経済上の諸負担が増加して参るのであります。これらの困難な事態を打開し、国民経済の健全な発展と国民生活の向上をはかるには、なお一層生産及び貿易規模の拡大に努めて行かなければならないのであります。このためには、総合的見地に立つた目標を樹立し、これに基づいて総合的経済政策を計画的に推進して行く必要があると考えるのであります。

今次の経済安定本部の廃止に際しまして、右の趣旨に基づきまして、経済に関する重要な政策及び計画の企画立案及び総合調整を行う行政機関といたしまして、新たに経済審議庁を設置いたすこととしたし、この法律案を提出いたしました次第であります。

以上経済審議庁設置法案の提案理由

につぎまして概略を御説明いたしました。御賛成くださるようお願いする次第であります。

次に経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案提案理由の説明をいたします。この法律は経済安定本部を廃止するとともに、これに伴つて安定本部関係の事項を規定している他の法令の改正をいたすものであります。その概要を御説明いたします。第一は経済安定本部の廃止でありまして、このため同設置法を廃止し、なお通貨発行審議会は同法の廃止を適当と認めますので、同法を廃止することとしたのであります。

第二は関係法令の改正であります。他の法令中経済安定本部が関係しております事項として、一として安定本部が権限を有するもの、二として安定本部から委員会、審議会等に委員を出しているもの、三として安定本部が形式的に各省、各庁の一つとして規定されているものの三つとなるのであります。これらの事項につきましては、新設の経済審議庁の任務、権限とも考え合せまして、経済審議庁に引継ぐもの、及び他の行政機関に引継ぐものにわけて、所要の改正をすることにいたしました。

以上をわけて簡単に、経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律につぎまして、概略を御説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛

成あらんことを切望する次第であります。

○八木委員長 次に地方制度調査会設置法案(内閣提出第一九四号)及び自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出第二二七号)について、提案理由の説明を聴取いたします。國務大臣岡野清豪君。

地方制度調査会設置法案(設置及び所掌事務) 第一條 内閣総理大臣の諮問に依りて地方制度に関する重要事項を調査審議するため、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八條第一項の規定に基づき、総理府の附屬機関として、地方制度調査会(以下調査会という)を設置する。

(組織) 第二條 調査会は、委員五十人以内で組織する。 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員二十人以内を置くことができる。(会長及び副会長) 第三條 調査会に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。(部会) 第四條 会長は、必要に依り、調査会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもつて充てる。

3 部会所属の委員は、会長が指名する。

(委員及び臨時委員) 第五條 委員は、国会議員、関係各行政機関の職員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長及びその他の職員並びに地方制度に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期は、一年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、関係各行政機関の職員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長及びその他の職員並びに地方制度に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 臨時委員は、当該特別事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(雑則) 第六條 この法律に定めるものを除く外、調査会に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第十五條の表中

選挙制度	内閣総理大臣の諮問に依りて国会議員の選挙及び地方公共団体における選挙に関する制度について調査審議する。
------	---

地方制度調査会	内閣総理大臣の諮問に依りて地方制度に関する重要事項を調査審議する。
---------	-----------------------------------

選挙制度調査会	内閣総理大臣の諮問に依りて国会議員の選挙及び地方公共団体における選挙に関する制度について調査審議する。
---------	---

自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律

自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律

第一條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第七十七條、第八十二條、第八十六條第三項及び第二百二十三條第三項中「内閣総理大臣」を「自治庁長官」に改め、第二百三十八條第二項、第二百四十二條第三項、第二百四十六條及び第二百五十條中「地方財政委員会」を「自治庁長官」に改め、第二百五十二條中「内閣

総理大臣」を「自治庁長官」に改める。

第二條 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五條中「最高裁判所裁判官国民審査管理委員会」を「中央選挙管理委員会」に改める。

第九條を次のように改める。

第九條（審査に関する事務の管理）審査に関する事務は、中央選挙管理委員会が管理する。

第十條第二項、第十一條第二項、第十四條第二項、第三十條第二項及び第三十一條第二項中「国民審査管理委員会」を「中央選挙管理委員会」に改める。

第三十三條中「国民審査管理委員会」を「中央選挙管理委員会」に改め、同條第二項中「内閣総理大臣及び全国選挙管理委員会」を「自治庁長官を通じ内閣総理大臣」に改める。

第三十六條及び第三十八條中「国民審査管理委員会」を「中央選挙管理委員会」に改める。

第四十條中、全国選挙管理委員会及び国民審査管理委員会を「自治庁長官を通じ中央選挙管理委員会」に改める。

第四十二條及び第四十三條第二項中「国民審査管理委員会」を「中央選挙管理委員会」に改める。

第四十四條第二項中「国民審査管理委員会、選挙管理委員会、国民審査管理委員会若しくは選挙管理委員会」を「中央選挙管理委員会」に改める。

委員、中央選挙管理委員の職務に従事する自治庁の職員若しくは選挙管理委員会の職員」に改める。

第五十條の見出しを（中央選挙管理委員会の委員等の失職）に改め、同條中「国民審査管理委員会」を「中央選挙管理委員会の委員」に改める。

第三條 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第二十一條及び第二十二條中「地方財政委員会の意見」を「自治庁長官の意見」に改める。

第二十七條第三項及び第四項並びに第二十八條第二項及び第三項中「地方財政委員会」を「自治庁長官」に改める。

本則中第三十條の次に次の一條を加える。

（地方財政の状況に関する報告）第三十條の二 内閣は、毎年度地方財政の状況を明らかにして、これを国会に報告しなければならない。

第三十二條中「地方財政委員会」を「自治庁長官」に改める。

第四條 当せん金附証票法（昭和二十三年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四條中「地方財政委員会」を「自治庁長官」に改める。

第五條 競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「地方財政委員会」を「自治庁長官」に改める。

第六條 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項各号列記以外の部分中「当該選挙管理委員会」を「当該選挙管理委員会又は自治庁長官」に改め、同号第三号中「全国選挙管理委員会」を「自治庁長官」に改める。

第九條第二項を次のように改める。

前項の会計帳簿の種類及び様式は、総理府令でこれを定める。

第十二條第一項各号列記以外の部分中「当該選挙管理委員会」を「当該選挙管理委員会又は自治庁長官」に改め、同條第三項を次のように改める。

第一項の報告書の様式は、総理府令でこれを定める。

第十三條第一項各号列記以外の部分中「当該選挙管理委員会」を「当該選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙の場合にあつては中央選挙管理委員会）」に改める。

第十七條中「当該選挙管理委員会」を「当該選挙管理委員会又は自治庁長官」に改める。

第十九條各号列記以外の部分中「選挙管理委員会」を「中央選挙管理委員会又は選挙管理委員会」に改める。

第二十條第一項中「当該選挙管理委員会」を「自治庁長官、中央選挙管理委員会又は選挙管理委員会」に改め、同條第二項中「全国選挙管理委員会」を「自治庁長官及び中央選挙管理委員会」に改める。

第二十一條第一項中「選挙管理委員会」を「自治庁長官、中央選挙管理委員会又は選挙管理委員会」に改め、同條第二項中「全国選挙管理委員会」を「自治庁長官及び中央選挙管理委員会」に改める。

第九條 公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十條 公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）の一部を次のように改正する。

委員を「自治庁長官、中央選挙管理委員会又は選挙管理委員会」に改め、同條第二項中「全国選挙管理委員会」を「自治庁長官及び中央選挙管理委員会」に改める。

第九條 公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十條 公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十一條 公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十二條 公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十三條 公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十四條 公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十五條 公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十六條 公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十七條 公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十八條 公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十九條 公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第五條の見出しを（選挙事務の管理及び監督）に改め、同條中、全国選挙管理委員会を「中央選挙管理委員会」に改め、同條に次の二項を加える。

2 自治庁長官は、参議院全国選出議員の選挙以外の選挙に関する事務について都道府県の選挙管理委員会を指揮監督する。

3 中央選挙管理委員会は、参議院全国選出議員の選挙に関する事務について都道府県の選挙管理委員会を指揮監督する。

第五條の次に次の一條を加える。

（中央選挙管理委員会）第五條の二 中央選挙管理委員会は、委員五人をもつて組織する。

2 委員は、国会議員以外の者で参議院議員の被選挙権を有する者の中から国会の議決による指名に基いて、内閣総理大臣が任命する。

3 前項の指名に当つては、同一の政党その他の団体に属する者が、三人以上とならないようにしなければならない。

4 内閣総理大臣は、委員が左の各号の一に該当するに至つた場合は、その委員を罷免するものとする。但し、第二号及び第三号の場合においては、国会の同意を得なければならない。

一 参議院議員の被選挙権を有しなかつた場合又は選挙権を有しなかつた場合

二 心身の故障のため、職務を執行することができない場合

三 職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行があつた場合

5 委員のうち同一の政党その他の団体に属する者が三人以上となつた場合においては、内閣総理大臣は、くじで定める二人以外の委員を罷免するものとす

6 国会は、第二項の規定による委員の指名を行う場合においては、同時に委員と同数の予備の委員の指名を行わなければならない。予備委員が欠けた場合においては、同時に委員の指名を行ふときに限り、予備委員の指名を行ふ。

7 予備委員は、委員が欠けた場合又は故障のある場合に、その職務を行ふ。

8 第二項から第五項までの規定は、予備委員について準用する。

9 委員の任期は、三年とする。但し、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

10 前項の規定にかかわらず、委員は、国会の閉会又は衆議院の解散の場合に任期が満了したときは、あらたに委員が、その後最初に召集された国会における指名に基いて任命されるまでの間、なお、在任するものとす

11 委員は、非常勤とする。

12 委員長は、委員の中から互選しなければならない。

13 委員長は、中央選挙管理委員を代表し、その事務を総理す

る。

14 中央選挙管理委員の会議は、その委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

15 中央選挙管理委員の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

16 中央選挙管理委員の職務は、自治庁選挙部において行ふ。

17 前各項に定めるものの外、中央選挙管理委員の運営に關し必要な事項は、中央選挙管理委員が定める。

第六條第一項中「全国選挙管理委員会」を「自治庁長官、中央選挙管理委員」に改める。

第三十四條第四項及び第五項中「当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員」を加え、同條第五項中「又は国会法(昭和二十五年法律第七十九号)第百十條議員の欠員の場合の通知」の規定による通知(参議院全国選出議員の場合に限る)を創る。

第四十九條第四号中「全国選挙管理委員会が指定する」を「命令で定める」に改める。

第七十五條第三項中「当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員)を加える。

第八十三條第二項中「選挙分会に關するものについては当該都道府県の選挙管理委員会」を「(参議院全国選出議員の選挙の選挙会に

關するものについては中央選挙管理委員、選挙分会に關するものについては当該都道府県の選挙管理委員会」に改める。

第八十六條第八項、第百條第二項、第百一條、第百三條第一項、第百五條、第百六條、第百七條及び第百八條第一項各号列記以外の部分中「当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員)」を加える。

第百八條第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙にあつては内閣総理大臣に

第百八條第一項第三号を同條同項第二号とし、以下一号ずつ繰り上げ、同條第二項を次のように改める。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により衆議院議員又は参議院議員の選挙につき第百五條(当選証書の附屬及び告示の規定により当選証書を附屬した旨の報告を受けたときは、直ちにその旨並びに当選人の住所及び氏名をそれぞれ衆議院議長又は参議院議長に報告しなければならない。

第百十條第一項各号列記以外の部分中「当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員)」を加える。

第百十一條第一項各号列記以外の部分中「参議院(地方選出)議員」

を「参議院議員」に改め、同項第一号中「全国選挙管理委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同項第二号を同項第三号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 参議院(全国選出)議員については、国会法第百十條の規定によりその欠員を生じた旨の通知を受けた日から五日以内に、内閣総理大臣から中央選挙管理委員に

第百十一條第二項中「前項の通知を受けた選挙管理委員会」の下に「又は中央選挙管理委員」を加え、同條第三項を創る。

第百十二條第六項中「又は第三項」を創る。

第百十三條第一項各号列記以外の部分中「衆議院議員、参議院(地方選出)議員(在任期間を同じくするもの)をいう。又は地方公共団体の議会の議員の欠員につき、第百十條(議員の欠員の場合の通知)の規定による通知を受けた場合に

をいう。又は地方公共団体の議会の議員の欠員につき、第百十一條(議員の欠員の場合の通知)第一項第一号から第三号までの規定による通知を受けた場合において、」に改め、「当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員)」を加える。

議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員」を加え、同條第二項各号列記以外の部分中「当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員)」を加える。

第百十四條中「第三号」を「第四号」に改める。

第百十五條第七項中「第四号」を「第五号」に改める。

第百十九條第二項中「第四号、第五号若しくは第七号」を「第三号、第四号若しくは第六号」に改める。

第百二十條第一項中「第四号、第五号又は第七号」を「第三号、第四号又は第六号」に改め、同條第二項中「第四号、第五号若しくは第七号」を「第三号、第四号若しくは第六号」に改める。

第百三十條第二項及び第百三十四條第一項中「当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員)」を加える。

第百三十六條第一号を次のように改める。

一 中央選挙管理委員の委員及び中央選挙管理委員の職務に

第十七條 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「地方財政委員会委員長」を「自治庁次長」に改める。

第十八條 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「地方財政委員会」を「自治庁長官」に改める。

第十九條 町村職員恩給組合法(昭和二十七年法律第...号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「地方自治庁」を「自治庁」に改める。

第二十條 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第...号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「規則」を「総理府令」に改める。

第二十一條 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第...号)の一部を次のように改正する。

第五條中「地方財政委員会規則」を「総理府令」に改める。

附則

1 この法律は、自治庁設置法(昭和二十七年法律第...号)施行の日から施行する。

2 この法律施行の際国民審査管理委員会又は全国選挙管理委員会が保存している審査録又は選挙録は、中央選挙管理委員会において引

き継ぎ保存するものとする。

3 改正後の公職選挙法第五條の二の規定による中央選挙管理委員の任命のために必要な行為は、この法律施行前においても行うことができる。

4 この法律施行前法令の規定に基いて地方財政委員会若しくは地方財政委員会委員長がした処分又は地方財政委員会若しくは地方財政委員会委員長に対してした請求、異議の申立その他の行為は、この法律施行後における法令の相当規定に基いて自治庁長官がした処分又は自治庁長官に対してした請求、異議の申立その他の行為とみなす。

5 この法律施行の際現に効力を有する地方財政委員会規則又は全国選挙管理委員会規則は、この法律の施行後は、それぞれ、政令をもつて規定すべき事項を規定するものについては政令で、総理府令をもつて規定すべき事項を規定するものについては総理府令としての効力を有するものとする。

○岡野国務大臣 ただいま上程されました地方制度調査会設置法案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

民主政治の健全なる運営発達を期するためには、地方自治の円満なる育成発展が必要不可欠でありますことは申し上げるまでもありません。この見地から政府は国民とともに、終戦以来今日に至るまで地方自治の充実強化のためあらゆる努力を重ねて参つておるものであります。今後といえども日本国憲法に淵源する地方自治制度の基本理

念と基礎構造においては、特別の変更はあり得ないのであります。しかしながら地方制度につきましては、過去六年来の余における運営の経験に徴し、かつ独立後の新事態にかんがみまして、検討を要すべき点が少なくないと思存するのであります。

まずこれまでの改革の結果を見ますと、地方行政の各分野における諸制度相互の間に有機的の一体性が保たれておらず、必ずしも言い得ないのであります。また、地方自治制度を全体的に考察し、その構造、組織、財政制度等に再検討を加えることが今日必要とされるのであります。

かかる見地に立ちまして、政府は地方制度に所要の改革を加えて行きたいと存じているのであります。地方制度は各方面の利害に重大な関係がございますので、地方制度調査会を設けまして、国会議員を含む各界の有識者の士の御意見を十分に伺ひ、所要の改正案を作成いたしたいと存じておるのでございます。

何とぞ慎重に御審議の上、可決されんことをお願い申し上げます。

次に自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

政府はさきに自治庁設置法案を提出いたし、目下審議を願つておりますが、その設置法案に関連しまして関係法律を整理する必要がありますので、これを一括いたしましてこの一本の整理法案にとりまとめた次第でございます。従いましてこの法律案の内容につきましましては、主として名称の変更等に伴う字句の整理が大部分であります。

て、特に御説明申し上げるほどのこともなからうかと存じますが、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の改正につきまして、付言いたしておきたいと存じます。参議院全国選出議員の選挙の管理に関する事務は、これまで全国選挙管理委員会が所掌して参りましたのであります。これが廃止に伴い当該選挙事務を公正に執行するため、自治庁の附属機関として中央選挙管理委員会を設け、これに参議院全国選出議員の選挙の管理を所掌せしめることとしたのであります。

なお、中央選挙管理委員の設置に伴い、従来の最高裁判所裁判官国民審査管理委員会を廃止して、最高裁判所裁判官の国民審査の管理事務をもこれに所掌せしめることとしたのであります。

中央選挙管理委員は委員五人をもつて組織し、委員は国会議員以外の者のうちから、国会の議決による指名に基いて内閣総理大臣が任命することとしたのであります。

以上簡単ではありますが、この法律案の提案の理由並びに内容の概略を御説明申し上げた次第でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○本委員長 次に保安庁法案(内閣提出第二〇二号)について提案理由の説明を求めます。大橋武夫君。

保安庁法案

保安庁法

目次

第一章 総則(第一條―第八條)

第二章 組織

第一節 内部部局

第一節 内部部局

第一節 内部部局

第一節 内部部局

第一節 内部部局

第一節 内部部局

第一節 内部部局

第一節 内部部局

第一節 内部部局

第一節 内部部局

第一節 内部部局

第一節 内部部局

第一節 内部部局

第一節 内部部局

第一節 内部部局

第一節 内部部局

第一節 内部部局

第一節 内部部局

第一節 内部部局

第一節 内部部局

第一節 内部部局

第一節 内部部局

第一節 内部部局

第一節 内部部局

第一節 内部部局

第一節 内部部局

第一節 内部部局

第一節 内部部局

第一節 内部部局

(設置)
第二條 總理府の外局として、保安庁を置く。

(長官)
第三條 保安庁の長は、保安庁長官とし、國務大臣をもつて充てる。

2 保安庁長官(以下「長官」といふ)は、内閣總理大臣の指揮監督を受け、庁務を統括し、所部の職員を任免し、且つ、その服務についてこれを統督する。但し、第一幕僚長又は第二幕僚長の監督を受ける部隊その他の機関(以下「部隊等」といふ)に対する長官の指揮監督は、それぞれ当該幕僚長を通じて行うものとする。

3 前項の任命権の一部は、部内の上級の職員に委任することができ、

(保安庁の任務)
第四條 保安庁は、わが国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため、特別の必要がある場合において行動する部隊を管理し、運営し、及びこれに関する事務を行い、あわせて海上における警備救難の事務を行うことを任務とする。

(保安隊及び警備隊)
第五條 この法律において「保安隊」といふ場合は、長官、次長、長官官房及び各局、第一幕僚監部並びに第一幕僚長の監督を受ける部隊その他の機関を含むものとする。

2 この法律において「警備隊」といふ場合は、長官、次長、長官官房及び各局、第二幕僚監部並びに第二幕僚長の監督を受ける部隊その他の機関を含むものとする。

3 保安隊は主として陸上において、警備隊は主として海上において、それぞれ行動することを任務とする。

(保安庁の権限)
第六條 保安庁は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、この権限の行使は、法律(これに基く命令を含む)に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な庁舎、営舎、演習場等の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な装備品、船舶、航空機、食糧、需品等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設を設置し、及び管理すること。

八 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務に関する文書、統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従ひ必要な措置をとること。

十一 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

十二 保安庁の公印を制定すること。

十三 海上における法令の違反の防止、犯罪の予防及び鎮圧、犯人の捜査及び逮捕並びに海難、天災事変その他救済を必要とする場合において人命及び財産の保護のため必要な措置をとること。

十四 前号に規定するものの外、わが国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため、特別の必要がある場合において行動すること。

十五 海上の航路障害物及び危険物の除去及び処理を行うこと。

十六 保安隊の訓練の目的に適合する場合において、国又は地方公共団体の土木工事を引き受け、及びこれを実施すること。

十七 前各号に掲げるものの外、法律(これに基く命令を含む)に基き保安庁に属せられた権限

(定員)
第七條 保安庁の職員(海上公安局に勤務する職員を除く。以下同じ)の定員(二月以内の期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤の者を除く)は、十一万九千九百四十七人とし、うち十一万人を保安官、七千五百九十人を警備官とする。

(次長)
第八條 保安庁に、次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、庁務を整理し、各部局及び機関の事務を監督する。

第二章 組織

第一節 内部部局

第一款 通則

第九條 保安庁に、長官官房の外、左の四局並びに第一幕僚監部及び第二幕僚監部を置く。

保安局

人事局

經理局

裝備局

第二款 長官官房及び各局

第十條 長官官房及び各局は、保安隊及び警備隊に関する各般の方針及び基本的な実施計画の作成について長官の行第一幕僚長又は第二幕僚長に対する指示、保安隊又は警備隊に関する事項について第一幕僚長又は第二幕僚長の作成した方針及び基本的な実施計画について長官の行承認並びに保安隊又は警備隊の隊務(長官官房及び各局の所掌事務を除く保安隊又は警備隊の事務をいう。以下同じ)に関して長官の行一般監督について、長官を補佐する。

(長官官房の事務)
第十一條 長官官房においては、保安庁の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 長官の官印及び庁印の管掌に関すること。

三 公文書の接受、発送、編集及び保管に関すること。

四 調査及び統計に関すること。

五 各部局及び機関との連絡調整に関すること。

六 長官官房及び各局の分課及び定員に関すること。

七 長官官房及び各局の職員の人事に関すること。

八 法令案の審査に関すること。

九 文書の審査及び進達に関すること。

十 公報に関すること。

十一 前各号に掲げるものの外、他の部局又は機関の所掌に属しない事務に関すること。

(保安局の事務)
第十二條 保安局においては、左の事務をつかさどる。

一 警備に関する計画の基本及び調整に関すること。

二 保安隊及び警備隊の行動の基本に関すること。

三 第一幕僚監部及び第二幕僚監部並びに部隊等の組織、定員、編成、裝備及び配置の基本に関すること。

四 警備に必要な資料及び情報の収集整理に関すること。

五 職員の訓練及び教育の基本に関すること。

六 保安研修所に関すること。

七 保安大学校に関すること。

(人事局の事務)
第十三條 人事局においては、左の事務をつかさどる。

一 職員の任免、分限、懲戒、服務、規律、監察その他の人事に関すること。

二 礼式、表彰及び職員の服制に関すること。

三 職員の補充の基本に関すること。

四 職員の勤務条件及び給與に関する制度に関すること。

五 職員の福利厚生の基本に関すること。

六 職員の保健衛生の基本に関すること。

七 公正審査会に関すること。

(経理局の事務)

第十四條 経理局においては、左の事務をつかさどる。

一 経費及び収入の予算及び決算並びに会計に関すること。

二 会計監査に関すること。

三 行政財産及び物品の会計に関する制度に関すること。

四 施設の取得、維持及び管理の基本に関すること。

五 事務能率の改善の基本に関すること。

(整備局の事務)

第十五條 整備局においては、左の事務をつかさどる。

一 整備品、船舶、航空機、食糧及び需品(以下「整備品等」という。)並びに役務の調達の基本に関すること。

二 整備品等の補給、維持及び管理の基本に関すること。

三 整備品等の規格統一及び研究改善の基本に関すること。

四 技術研究所に関すること。

(長官官房及び各局の職員)

第十六條 長官官房に官房長を、各局に局長を置く。

2 長官官房及び各局に、課長、部員、事務官、技官その他の所要の職員を置く。

3 官房長は、命を受け、長官官房の事務を掌理する。

4 局長又は課長は、命を受け、局務又は課務を掌理する。

5 部員は、命を受け、課務に参画する。

6 長官、次長、官房長、局長及び課長は、旧正規陸海軍将校又は三等保安士以上の保安官(以下「幹部保安官」という。)若しくは三等警備士以上の警備官(以下「幹部警備官」という。)の経歴のない者のうちから任用するものとする。

(長官官房及び各局における保安官又は警備官の勤務)

第十七條 長官は、必要があると認めるときは、第一幕僚監部若しくは第二幕僚監部又は保安隊若しくは警備隊の部隊に所属する保安官又は警備官を長官官房及び各局において勤務させることができる。

2 前項の保安官又は警備官は、その職務についてはその勤務を命ぜられた部隊の長の指揮監督を、その身分上の事項についてはその所属する部局又は部隊の長の監督を受けるものとする。

第三款 幕僚監部

(幕僚監部)

第十八條 第一幕僚監部は保安隊の隊務に関する長官の幕僚機関とし、第二幕僚監部は警備隊の隊務に関する長官の幕僚機関とする。

2 第一幕僚監部及び第二幕僚監部に、部及び課を置く。

3 前項に定めるものの外、第一幕僚監部及び第二幕僚監部の内部組織は、総理府令で定める。

(幕僚長)

第十九條 第一幕僚監部の長を第一幕僚長とし、第二幕僚監部の長を第二幕僚長とする。

2 第一幕僚長は保安官をもつて、第二幕僚長は警備官をもつて充てらる。

3 第一幕僚長又は第二幕僚長は、長官の指揮監督を受け、それぞれ第一幕僚監部又は第二幕僚監部の事務を掌理し、保安隊又は警備隊の隊務及び所部の職員の服務を監督する。

4 第一幕僚長は保安隊の隊務に関するし、第二幕僚長は警備隊の隊務に関するし、それぞれ最高の専門的助言者として長官を補佐する。

5 第一幕僚長又は第二幕僚長は、それぞれ部隊等に対する長官の命令を執行する。

(幕僚監部の事務)

第二十條 第一幕僚監部は保安隊について、第二幕僚監部は警備隊について、それぞれ左の事務をつかさどる。

一 教育、訓練、行動、編成、裝備、配置、情報、経理、調達、補給及び保健衛生並びに職員の人事及び補充の計画の立案に関すること。

二 隊務の能率の運営の調査及び研究に関すること。

三 部隊等の管理及び運営の調整に関すること。

四 長官が定めた方針又は計画の執行に関すること。

五 その他長官の命じた事項に関すること。

(幕僚監部の職員)

第二十一條 第一幕僚監部に第一幕僚長の外所要の保安官を、第二幕僚監部に第二幕僚長の外所要の警備官を置く。

2 第一幕僚監部又は第二幕僚監部に、幕僚副長を置くことができる。幕僚副長は、保安官又は警備官をもつて充てらる。

3 幕僚副長は、第一幕僚長又は第二幕僚長を助ける。

4 第一項及び第二項の職員の外、第一幕僚監部及び第二幕僚監部に、事務官、技官その他の所要の職員を置く。

(幕僚監部間の連絡)

第二十二條 第一幕僚監部及び第二幕僚監部は、その所掌事務を行うについては、相互に緊密な連絡をとるものとする。

第二節 附属機関

(附屬機関)

第二十三條 左の表の上欄に掲げる機関は、保安庁の附屬機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載するとおりとする。

種類	目的
保安研修所	保安隊及び警備隊の管理及び運営に関する基本的な調査研究をすることと、幹部保安官、幹部警備官その他の幹部職員を訓練すること。
保安大学校	幹部保安官又は幹部警備官とするべき者を訓練すること。
技術研究所	保安隊及び警備隊の整備品等について技術的研究を行うこと。

2 前項の附屬機関の所掌事務、位置及び内部組織は、政令で定める。

3 第一項の附屬機関に、その所掌事務を行わせるため保安官又は警備官を置く外、事務官、技官、教官その他の所要の職員を置くことができる。

4 保安大学校の学生(以下「学生」という。)の員数は、第七條に規定する職員の定員外とする。

第三節 部隊その他の機関

(部隊)

第二十四條 保安庁に、保安隊及び

に、事務官、技官その他の所要の職員を置く。

(幕僚監部間の連絡)

第二十二條 第一幕僚監部及び第二幕僚監部は、その所掌事務を行うについては、相互に緊密な連絡をとるものとする。

第二節 附屬機関

(附屬機関)

第二十三條 左の表の上欄に掲げる機関は、保安庁の附屬機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載するとおりとする。

保安隊及び警備隊の整備品等について技術的研究を行うこと。

2 前項の部隊の組織及び編成は、政令で定める。

(その他の機関)

第二十五條 保安庁に、第一幕僚長又は第二幕僚長の監督を受ける訓練施設その他の所要の機関を置く。

2 前項の機関の組織及び所掌事務は、政令で定める。

(部隊その他の機関)

第二十六條 部隊及び前條の機関に、保安官又は警備官を置く外、

事務官、技官、教官その他の所要の職員を置くことができる。

第四節 海上公安局

(海上公安局)

第二十七條 保安庁に、海上公安局を置く。

2 海上公安局の組織、所掌事務及び権限等については、海上公安局法昭和二十七年法律第 号)の定めるところによる。

第三章 職員

第一節 通則

(任命権者)
第二十八條 職員の任用、休職、復職、退職、免職、補職及び懲戒処分は、長官又はその委任を受けた職員が行う。

(事務官、技官及び教官)
第二十九條 事務官は、命を受け、事務に従事する。

2 技官は、命を受け、技術(教育に関するものを除く)に従事する。

3 教官は、命を受け、教育に従事する。

(保安官及び警備官)
第三十條 保安官又は警備官は、命を受け、それぞれ保安隊又は警備隊の隊務を行う。

2 保安官の階級は、保安監、保安監補、一等保安正、二等保安正、三等保安正、一等保安士、二等保安士、三等保安士、一等保安士補、二等保安士補、三等保安士補、保安長、一等保安及び二等保安とする。

3 警備官の階級は、警備監、警備監補、一等警備正、二等警備正、三等警備正、一等警備士、二等警備士、三等警備士とする。

備士、三等警備士、一等警備士補、二等警備士補、三等警備士補、警備長、一等警備、二等警備及び三等警備とする。

(服制)

第三十一條 保安官、警備官、学生その他その勤務の性質上制服を必要とする職員の服制は、総理府令で定める。

第二節 任免

(職員の採用)

第三十二條 職員の採用は、競争試験によるものとする。但し、競争試験以外の能力の実証に基く選考によることを妨げない。

2 前項の競争試験及び選考その他職員の採用の方法及び手続に關し必要な事項は、総理府令で定める。

(保査長等の任用期間及びその延長)
第三十三條 保査長、一等保査及び二等保査(以下「保査長等」という)は、二年を期間として任用されるものとする。

2 長官は、保査長等が第六十一條第一項の規定により出勤を命ぜられていない場合その他前項の期間が経過したことに因り保査長等が退職することが保安隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認められる場合には、六月以内の期間を限つて、同項の期間を延長することができる。

3 第一項の期間が経過した場合において、保査長等が志願をしたときは、長官の定めるところにより、任用期間を定めて、引き続いて任用されることができる。

(職員の昇任)

第三十四條 職員の昇任は、勤務実績に基く選考又は競争試験によるものとする。

2 前項の選考及び競争試験その他職員の昇任の方法及び手続に關し必要な事項は、総理府令で定める。

(欠格條項)

第三十五條 左の各号の一に該当する者は、職員となることができない。

一 禁治産者及び準禁治産者
二 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
三 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
四 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 職員は、前項各号の一に該当するに至つたときは、総理府令で定める場合を除き、当然失職する。

(人事に關する不正行為の禁止)
第三十六條 何人も、職員の任用、休職、復職、退職、免職、補職、懲戒処分その他の人事に關する行為を不正に実現し、又は不正にその実現を妨げる目的をもつて、金銭その他の利益を授受し、提供し、若しくはその授受を要求し、若しくは約束し、脅迫、強制その他これに類する方法を用い、又は公の地位を利用し、若しくはその利用を提供し、要求し、若しくは

約束し、あるいはこれらの行為に關與してはならない。

(條件任用)

第三十七條 職員の採用及び昇任は、すべて條件附のものとし、その職員がその職において六月を下らない期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなる。

2 條件附任用に關し必要な事項及び條件附採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについては、総理府令で定める。

第三節 分限、懲戒及び保障

(身分保障)
第三十八條 職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されることがない。

一 勤務成績がよくない場合
二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
三 前二号に規定する場合の外、その職務に必要な適格性を欠く場合

四 組織若しくは定員の改廃又は予算の減少に因り、廢職又は過員を生じた場合
第三十九條 職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、休職にされることはない。

一 心身の故障のため長期の休養を要する場合
二 刑事事件に關し起訴された場合
(休職の効果)
第四十條 休職の期間は、三年をこ

えない範囲内において、長官又はその委任を受けた職員が定める。但し、前條第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

2 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

3 休職者には、法令で別段の定をする場合を除き、給與を支給しない。

4 長官又はその委任を受けた職員は、休職者について休職の事由が消滅したときは、すみやかに、その者を復職させなければならない。

(停年)

第四十一條 保安官及び警備官(保査長等を除く)は、その階級ごとに政令で定める年齢に達したときに、退職するものとする。

(懲戒処分)

第四十二條 職員が左の各号の一に該当する場合には、これに對し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができ

る。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
二 職員たるにふさわしくない行為のあつた場合
三 その他この法律又はこの法律に基く命令に違反した場合
(懲戒の効果)
第四十三條 停職の期間は、一年以内とする。停職者は、職員としての身分を保有するか、特に命ぜられた場合を除き、職務に従事しない。

2 停職者には、法令で別段の定を

する場合を除き、給與を支給しない。

3 減給は、一年以内の期間、俸給の三分の一以下を減ずるものとする。

(学生の分限及び懲戒の特例)

第四十四條 保安大学の長(以下本條中「学校長」という。)は、学生が左の各号の一に該当する場合に、その意に反して、退校又は休学を命ずることが出来る。

一 成績不良で修学の見込がない場合

二 心身の故障のために修学に堪えない場合

三 刑事事件に關し提訴された場合

2 学校長は、学生が左の各号の一に該当する場合には、これに対して懲戒処分として、退校、停学又は戒告の処分をすることが出来る。

一 学生としての義務に違反し、又は學業を怠つた場合

二 学生たるにふさわしくない行為があつた場合

三 その他この法律又はこの法律に基く命令に違反した場合

3 学生が前二項の規定により退校にされた場合には、当然退職するものとする。

4 前項に定めるものの外、学生の分限及び懲戒の効果に關し必要な事項は、政令で定める。

(委任規定)

第四十五條 第四十二條及び前條第二項の規定による懲戒の手續に關し必要な事項は、總理府令で定める。

(審査の請求及び公正審査會)

第四十六條 職員は、その意に反して、降任され、休職にされ、若しくは免職され、又は懲戒処分を受けた場合には、長官に対して、その審査を請求することが出来る。

2 長官は、前項の審査の請求を受けた場合には、これを公正審査會に付議しなければならない。

3 長官は、前項の規定により付議した処分に対する公正審査會の判定があつたときは、その判定に従つて必要な措置をとらなければならない。

4 公正審査會は、保安庁に置く。

5 審査の請求の手續並びに公正審査會の組織及び運営は、政令で定める。

(適用除外)

第四十七條 第三十八條から第四十條まで及び前條の規定は、條件附採用期間中の職員、臨時的職員及び学生については、適用しない。

第四節 服務

(服務の宣誓)

第四十八條 職員は、總理府令で定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

(勤務態勢及び勤務時間等)

第四十九條 職員は、何時でも職務に従事することのできる態勢になければならない。

2 職員の勤務時間及び休暇は、勤務の性質に應じ、總理府令で定める。

(指定場所に居住する義務)

第五十條 保安官及び警備官は、總理府令で定めるところに従い、長

官が指定する場所に居住しなければならない。

(職務遂行の義務)

第五十一條 職員は、法令に従い、誠実にその職務を遂行するものと

し、職務上の危険若しくは責任を回避し、又は上司の許可を受けな

い職務を離れてはならない。

(上司の命令に服従する義務)

第五十二條 職員は、その職務の遂行に當つては、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(品位を保つ義務)

第五十三條 職員は、常に品位を重んじ、いやくも職員としての信用を傷つけ、又は保安隊若しくは警備隊の威信を損するような行為をしてはならない。

2 保安官、警備官及び学生は、長官の定めるところに従い、制服を着用し、服裝を常に端正に保たなければならない。

(秘密を守る義務)

第五十四條 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を離れた後も、同様とする。

2 職員が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に屬する事項を發表する場合には、長官の許可を受けなければならない。その職を離れた後も、同様とする。

3 前項の許可は、法令に別段の定がある場合を除き、拒むことができない。

(職務に専念する義務)

第五十五條 職員は、法令に別段の定がある場合を除き、拒むことができない。

定がある場合を除き、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければならない。

2 職員は、法令に別段の定がある場合を除き、保安庁以外の國家機關の職を兼ね、又は地方公共団体の機關の職につくことができない。

3 職員は、自己の職務以外の保安庁の職務を行い、又は保安庁以外の國家機關の職を兼ね、若しくは地方公共団体の機關の職につく場合においても、これに因る給與を受けることができない。

(政治的行為の制限)

第五十六條 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法をもつてするを問はず、これらの行為に關與し、あるいは選挙權の行使を除く外、政令で定める政治的行為をしてはならない。

2 職員は、公選による公職の候補者となることができない。

3 職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

(私企業からの隔離)

第五十七條 職員は、営利を目的とする会社その他の団体の役員若しくは顧問の地位その他これらに相當する地位につき、又は自ら営利企業を営んではならない。

2 職員は、その退職後二年間は、営利を目的とする会社その他の団体の地位で、離職前五年以内に從

事していた職務と密接な關係のあるもので總理府令で定めるものについてはならない。但し、總理府令で定める基準に従い行方長官の許可を受けた場合には、この限りでない。

(他の職又は事業の關與制限)

第五十八條 職員は、報酬を受けて、第五十五條第二項に規定する國家機關及び地方公共団体の機關の職並びに前條第一項の地位以外の職又は地位につき、あるいは營利企業以外の事業を行う場合には、總理府令で定める基準に従い行方長官の許可を受けなければならない。

(職員の団体の結成等の禁止)

第五十九條 職員は、勤務條件等に關し使用者たる国の利益を代表する者と交渉するための組合その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

2 職員は、同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は政府の活動能率を低下させる意圖的行為をしてはならない。

3 何人も、前項の行為を企て、又はその遂行を共謀し、そのかし、若しくはあつてはならない。

4 前三項の規定に違反する行為をした職員は、その行為の開始とともに、国に対し、法令に基いて保有する任用上の權利をもつて對抗することができない。

(委任規定)

第六十條 本節に定めるものの外、職員の服務に關し必要な事項は、總理府令で定める。

第四章 行動及び権限

第一節 行動

(命令出動)

第六十一條 内閣総理大臣は、非常事態に際して、治安の維持のため特に必要があると認める場合には、保安隊又は警備隊の全部又は一部の出動を命ずることができ

る。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による出動を命じた場合には、出動を命じた日から二十日以内に国会に付議して、その承認を求めなければならない。但し、国会が閉会中の場合は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においてすみやかにその承認を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合において、承認の議決があつたとき又は出動の必要がなくなつた場合には、すみやかに保安隊又は警備隊の撤収を命じなければならない。

(海上公安局の統制)

第六十二條 長官は、前條第一項の規定による警備隊の全部又は一部に対する出動命令があつた場合において、特別の必要があると認めるときは、海上公安局の全部又は一部を警備隊の統制下に入れることができる。

(出動待機命令)

第六十三條 長官は、事態が緊迫し、第六十一條第一項に規定する出動命令が発せられることが予測される場合において、これに対処するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、

保安隊又は警備隊の全部又は一部に対し出動待機命令を発することができ

(要請出動)

第六十四條 都道府県知事は、治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認める場合には、当該都道府県公安委員会と協議の上、内閣総理大臣に対し保安隊又は警備隊の部隊(部隊)という以下同じの出動を要請することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊の出動を命ずることができる。

3 都道府県知事は、事態が収まり、部隊の出動の必要がなくなつたと認める場合には、内閣総理大臣に対しすみやかに部隊の撤収を要請しなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の要請があつた場合又は部隊の出動の必要がなくなつたと認める場合には、すみやかに部隊の撤収を命じなければならない。

5 都道府県知事は、第一項に規定する要請をした場合には、事態が収まつた後、すみやかにその旨を当該都道府県の議会に報告しなければならない。

6 第一項及び第三項に規定する要請の手続は、政令で定める。

(海上における警備行動)

第六十五條 長官は、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のために緊急の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、警備隊の部隊に海上において

必要な行動をとることを命ずることができ

(災害派遣)

第六十六條 都道府県知事その他政令で定める者は、天災、地震その他の災害に際して、人命又は財産の保護のために必要があると認める場合には、部隊の派遣を長官又はその指定する者に要請することができる。

2 長官又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊を救援のため派遣することができ

る。但し、庁舎、警舎その他の保安庁の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合には、同項の要請を待たないで部隊を派遣することができ

る。

8 第一項の要請の手続は、政令で定める。

(関係機関との連絡及び協力)

第六十七條 第六十一條第一項、第六十四條第二項、第六十五條又は前條第二項の規定により部隊が行動する場合には、当該部隊及びその行動する区域に關係のある都道府県知事、市町村長、警察機関その他の国又は地方公共団体の機関は、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

第二節 権限

(武器の保有及び所持)

第六十八條 保安隊及び警備隊は、その任務の遂行に必要な武器を保有することができ

る。

(命令出動時の権限)

第六十九條 警察官等職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)の規定は、第六十一條第一項の規定により出動を命ぜられた保安隊の保安官又は警備隊の警備官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四條第二項中「公安委員会」とあるのは、「長官の指定する者」と読み替へるものとする。

2 前項において準用する警察官等職務執行法第七條の規定により保安官又は警備官が武器を使用するときは、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六條又は第三十七條に該当する場合を除き、当該部隊指揮官の命令によらなければならない。

第七十條 第六十一條第一項の規定により出動を命ぜられた保安隊の保安官又は警備隊の警備官は、前條の規定により武器を使用する場合の外、左の各号の一に該当すると認める相当の理由があるときは、その事態に應じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができ

る。

一 職務上護送する人、施設又は物件が暴行又は侵害を受け、又は受けようとする明白な危険があり、武器を使用する外、他にこれを排除する適当な手段がない場合

二 多衆集合して暴行若しくは脅迫をし、又は暴行若しくは脅迫をしようとする明白な危険があり、武器を使用する外、他にこ

れを鎮圧し、又は防止する適当な手段がない場合

2 前條第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第七十一條 海上公安局法第十一條、第十二條第一項、第二項及び第三項並びに第十三條の規定は、第六十一條第一項の規定により出動を命ぜられた警備隊の三等警備士補以上の警備官の職務の執行について準用する。

第七十二條 第六十一條第一項の規定により出動を命ぜられた保安隊の保安官又は警備隊の警備官は、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)に規定する司法警察職員として、現行犯人の外、同法第二百十條の規定により被疑者を逮捕することができ

る。この場合においては、当該現行犯人又は被疑者をすみやかに(被疑者については、刑事訴訟法第二百十條第一項の規定による逮捕状を得た後すみやかに)権限を有する国家地方警察若しくは自治体警察の警察官若しくは警察吏員又は海上公安官若しくは海上公安官補に引き渡さなければならない。但し、これを引き渡すことのできないやむを得ない事情がある場合には、なお引き続き当該現行犯人又は被疑者に係る当該事件の継続処理に必要な限度において、司法警察職員として職務を行うことができる。

2 前項の規定により司法警察職員として職務を行う保安官又は警備官のうち、三等保安士補又は三等警備士補以上の者は司法警察員とし、その他の者は司法巡査とする。

(要請出動時の権限)

第七十三條 前條及び警察官等職務執行法の規定は、第六十四條第二項の規定により出動を命ぜられた保安隊又は警備隊の部隊の保安官又は警備官の職務の執行について準用する。この場合において、警察官等職務執行法第四條第二項中「公安委員会」とあるのは、「長官の指定する者」と読み替へるものとする。

2 海上公安局法第十一條、第十二條第一項、第二項及び第三項並びに第十三條の規定は、第六十四條第二項の規定により出動を命ぜられた警備隊の部隊の三等警備士補以上の警備官の職務の執行について準用する。

3 第六十九條第二項の規定は、第一項の場合について準用する。
(海上における警備行動時の権限)
第七十四條 第七十二條及び警察官等職務執行法第七條の規定は、第六十五條の規定により行動を命ぜられた警備隊の部隊の警備官の職務の執行について準用する。

2 海上公安局法第十一條、第十二條第一項、第二項及び第三項並びに第十三條の規定は、第六十五條の規定により行動を命ぜられた警備隊の部隊の三等警備士補以上の警備官の職務の執行について準用する。

3 第六十九條第二項の規定は、第一項の場合について準用する。
(海上における災害派遣時の権限)
第七十五條 海上公安局法第十一條の規定は、第六十六條第二項の規定により派遣を命ぜられた警備隊

の部隊の三等警備士補以上の警備官の職務の執行について準用する。
(武器庫等の防護のための武器の使用)
第七十六條 保安官又は警備官は、保安隊又は警備隊の武器庫、彈藥庫又は火藥庫を職務上護衛するに当り、人又は武器庫、彈藥庫若しくは火藥庫を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合は、その事態に應じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することが出来る。但し、刑法第三十六條又は第三十七條に該当する場合の外、人に危害を與へてはならない。
(部内の秩序維持に専従する者の権限)
第七十七條 保安官又は警備官のうち、部内の秩序維持の職務に専従する者は、政令で定めるところにより、左の各号に掲げる犯罪について、第七十二條第二項の例により、刑事訴訟法の規定による司法警察職員として職務を行う。

一 保安官、警備官並びに第一幕僚監部、第二幕僚監部及び部隊等に所屬する保安官及び警備官以外の職員並びに学生(以下本條中「職員」という。)の犯した犯罪又は職務に従事中の職員に対する犯罪その他職員の職務に關し職員以外の者の犯した犯罪
二 保安庁(海上公安局を除く。以下本條中同じ。)の使用する船舶、庁舎、營舎その他の施設内における犯罪

三 保安庁の所有し、又は使用する物件に対する犯罪
2 警察官等職務執行法第七條の規定は、前項の保安官又は警備官の職務の執行について準用する。
第五章 雜則
(募集事務の一部委任)
第七十八條 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の指揮監督を受け、保安官又は警備官の募集に關する事務の一部を行う。

2 都道府県知事は、前項の事務について、市町村長を指揮監督する。
3 内閣総理大臣は、国家地方警察及び自治体警察に對し、保安官又は警備官の募集に關する事務の一部について協力を求めることができる。
4 第一項の規定により都道府県知事及び市町村長の行う事務並びに前項の規定により自治体警察の行う協力に要する経費は、国庫の負担とする。
(礼式及び表彰)
第七十九條 保安庁の礼式及び表彰に關し必要な事項は、總理府令で定める。

(機雷等の除去)
第八十條 警備隊は、長官の命を受け、海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行うものとする。
(土木工事の引受)
第八十一條 長官は、保安隊の訓練の目的に適合する場合に、国又は地方公共団体の土木工事を引き

受け、及びこれを実施することが出来る。
2 前項の土木工事の引受に關し必要な事項は、政令で定める。
(水路官署及び航路標識官署との關係)
第八十二條 警備隊と水路官署及び航路標識官署は、相互に常に緊密な連絡を保たなければならない。
2 長官は、警備隊の任務遂行上特に必要があると認める場合には、水路官署又は航路標識官署に對し、協力を求めることができる。この場合においては、水路官署又は航路標識官署は、特別の事情のない限り、これに應じなければならない。
(保安庁の船舶及び航空機の標識等)
第八十三條 保安庁の使用する船舶は、番号及び他の船舶と明らかに識別し得るような標識を付し、国旗及び長官の定める旗を掲げなければならない。

2 保安庁の使用する船舶以外の船舶は、前項に規定する標識若しくは旗又はこれらにまさらない標識若しくは旗を付し、又は掲げてはならない。
3 前二項の規定は、保安庁の使用する航空機の標識について準用する。

4 保安庁の使用する船舶及び航空機の標識及び旗の制式は、官報で告示する。
(火藥類取締法の適用除外及び特例)
第八十四條 火藥類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)の規定

は、第三條、第四條、第七條、第九條第一項及び第二項、第十條から第十三條まで、第十四條第一項、第十五條、第十九條第二項、第二十八條、第二十九條、第三十條第一項、第三十一條第一項、第三十二條、第三十三條、第三十四條、第三十五條、第三十六條第一項並びに第四十六條第二項の規定を除き、保安隊及び警備隊の行う火藥類の製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱については、適用しない。
2 保安隊及び警備隊の行う火藥類の製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱については、適用しない。
(前項の規定により適用を除外される規定を除く。)の適用については、政令で特例を定めることができる。

3 長官は、第一項の規定にかかわらず、保安隊及び警備隊が取り扱う火藥類について、火藥類取締法及びこれに基く命令の規定に準拠して製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱に關する技術上の基準を定め、その他火藥類に因る災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。
(航空法の適用除外及び特例)
第八十五條 航空法(昭和二十七年法律第 号)中第十一條、第二十條第一項、第二十八條第一項及び第二項、第三十四條第二項、第三十八條第一項、第六十五條、第六十六條、第八十六條、第九十條、第九十五條、第九十六條、第九十七條及び第九十八條並びに第九十九條第一項及び第二項並びに第一百三十四

條、第三條、第四條、第七條、第九條第一項及び第二項、第十條から第十三條まで、第十四條第一項、第十五條、第十九條第二項、第二十八條、第二十九條、第三十條第一項、第三十一條第一項、第三十二條、第三十三條、第三十四條、第三十五條、第三十六條第一項並びに第四十六條第二項の規定を除き、保安隊及び警備隊の行う火藥類の製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱については、適用しない。
2 保安隊及び警備隊の行う火藥類の製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱については、適用しない。
(前項の規定により適用を除外される規定を除く。)の適用については、政令で特例を定めることができる。

3 長官は、第一項の規定にかかわらず、保安隊及び警備隊が取り扱う火藥類について、火藥類取締法及びこれに基く命令の規定に準拠して製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱に關する技術上の基準を定め、その他火藥類に因る災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。
(航空法の適用除外及び特例)
第八十五條 航空法(昭和二十七年法律第 号)中第十一條、第二十條第一項、第二十八條第一項及び第二項、第三十四條第二項、第三十八條第一項、第六十五條、第六十六條、第八十六條、第九十條、第九十五條、第九十六條、第九十七條及び第九十八條並びに第九十九條第一項及び第二項並びに第一百三十四

條第一項及び第二項の規定は、保安隊又は警備隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに保安隊又は警備隊が設置する飛行場及び航空保安施設については、適用しない。

2 航空法第四十九條から第五十一條までの規定は、保安隊又は警備隊が設置する飛行場について適用する。この場合において、同法第四十九條第二項中「第四十條(第四十三條第二項)において準用する場合を含む。」の告示とあるのは「保安庁長官の告示」と、同法第五十條中「当該飛行場の施設又は第四十三條第一項の施設の変更」とあるのは「当該飛行場の設置又は変更」と読み替へるものとする。

3 保安隊又は警備隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者についての航空法第六章(第一項の規定により適用を除外される規定を除く。)の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。

4 長官は、第一項の規定にかかわらず、保安隊又は警備隊が使用する航空機の安全性及び運航に関する基準、その航空機に乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準並びに保安隊又は警備隊が設置する飛行場及び航空保安施設の設置及び管理に関する基準を定め、その他航空機に因る災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

5 長官は、前項の規定による基準を定めようとする場合には、あらかじめ運輸大臣と協議するものとする。

かじめ運輸大臣と協議するものとする。

(労働組合法等の適用除外)

第八十六條 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)、労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)及び船員法(昭和二十二年法律第百号)(第一條、第二條、第七條から第十八條まで、第二十條、第二十五條から第二十七條まで、第二百二十二條から第二百二十五條まで、第二百二十六條(第六号及び第七号を除く。)、第二百二十七條、第二百二十八條(第三号を除く。))及び第三百三十四條並びにこれらに関する第二百二十條の規定を除く。)並びにこれらに基く命令の規定は、特別職である保安庁の職員については、適用しない。

(船舶安全法の適用除外)

第八十七條 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)の規定は、警備隊の使用する船舶については、適用しない。

(船舶職員法の適用除外)

第八十八條 船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)の規定は、警備隊の使用する船舶及びこれに乗り組んで船舶職員の業務に従事する職員については、適用しない。

(電波法の適用除外)

第八十九條 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第百四條の規定にかかわらず、同法の規定のうち、無線局の免許及び検査並びに無線従事者に関するものは、保安隊及び警備隊の使用する移動無線局については、適用しない。

2 長官は、保安隊及び警備隊の移動無線局の使用しようとする周波数については、郵政大臣の承認を受けなければならない。

3 保安隊及び警備隊の移動無線局は、前項に規定する周波数の使用について、他の無線局の運用を阻害するような通信を防止するため郵政大臣が定めるところに従うものとする。

(銃砲刀剣類等所持取締令の適用除外)

第九十條 銃砲刀剣類等所持取締令(昭和二十五年政令第三百三十四号)第二十五條の規定は、保安隊及び警備隊が保有し、並びに保安官及び警備官が所持する銃砲については、適用しない。

第六章 罰則

第九十一條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第五十四條第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第五十七條の規定に違反した者

三 正当な理由がなくて武器を使用した者

2 前項第一号に掲げる行為を企て、そのかき、又はそのほう助をした者は、同項の刑に処する。

第九十二條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は禁錮に処する。

一 第五十六條第一項の規定に違反した者

二 第五十九條第一項の規定に違反して組合その他の団体を結成した者

三 第五十九條第二項の規定に違反した者

四 第六十一條第一項の規定による出勤命令を受けた者で、上司の職務上の命令に服従しなかつたもの

五 第六十三條の規定による出勤待機命令を受けた者で、正当な理由がなくて職務の場所を離れ七日を過ぎたもの又は職務の場所につくように命ぜられた日から正当な理由がなくて七日を過ぎたもの

六 上司の職務上の命令に対し多数共同して反抗した者

七 正当な権限がなくて又は上司の職務上の命令に違反して部隊を指揮した者

2 前項第二号、第四号若しくは第五号に規定する行為の遂行をそのかき、若しくはそのほう助をした者又は同項第三号、第六号若しくは第七号に規定する行為の遂行を共謀し、そのかき、若しくはそのほう助をした者は、同項の刑に処する。

第九十三條 第六十一條第一項の規定による出勤命令を受けた者で、左の各号の一に該当するものは、五年以下の懲役又は禁錮に処する。

一 第五十九條第二項の規定に違反した者

二 正当な理由がなくて職務の場所を離れ三日を過ぎた者又は職務の場所につくように命ぜられた日から正当な理由がなくて三日を過ぎたもの

三 上司の職務上の命令に対し多数共同して反抗した者

四 正当な権限がなくて又は上司の職務上の命令に違反して部隊を指揮した者

2 前項第二号に規定する行為の遂行をそのかき、若しくはそのほう助をした者又は同項第一号、第三号若しくは第四号に規定する行為の遂行を共謀し、そのかき、若しくはそのほう助をした者は、同項の刑に処する。

附則

1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。但し、本則(第七條、第十八條から第二十三條まで及び第七十八條の規定を除く。)中保安隊及び保安官に係る部分、附則第十二項、附則第十三項、附則第十五項及び附則第十六項の規定並びに附則第十四項の規定中保安官に係る部分は、昭和二十七年十月十五日から施行する。

2 警察予備隊は、昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間、保安庁の機関として置かれるものとする。

3 前項の場合において、長官は、内閣総理大臣の指揮監督を受け、警察予備隊の長としてこれを統括し、所部の職員を任免し、且つ、その職務についてこれを統括する。但し、長官は、警察予備隊の部隊その他の機関を指揮監督する

に當つては、第一幕僚長を通じて行うものとする。

4 次長は、前項の規定により長官の行う職務に關し、長官を補佐するものとする。

5 保安庁の長官官房及び各局は、長官の定めるところにより、附則第三項の規定により長官の行う職務を分掌する。

6 第一幕僚監部は、昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間は、警察予備隊の隊務に關する長官の幕僚機關とする。

7 昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間は、第一幕僚監部並びに保安研修所、保安大学校及び技術研究所に保安官に代えて警察予備隊の警察官を置き、保安研修所は警察予備隊の管理及び運営に關する基本的な調査研究をし、技術研究所は警察予備隊の裝備品等について技術的研究を行うことができるものとする。

8 この法律(附則第一項但書に規定する部分を除く。)施行の際警察予備隊の警察官以外の職員である者は、別に命令を發せられない場合においては、この法律に基く保安庁の相當の職員となるものとする。

9 この法律施行の際、海上警備隊の海上警備官である者は、別に命令を發せられない場合には、この法律に基く相當の階級の警備官となり、海上警備隊のその他の職員である者は、この法律に基く保安庁の相當の職員となるものとする。

10 第七條中「保安官」とあるのは、

昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間は、「警察予備隊の警察官」と読み替へるものとする。

11 警察予備隊令(昭和二十五年政令第二百六十号)の一部を次のように改正する。
第二條中「總理府」を「保安庁」に改める。

第四條を次のように改める。
第四條 警察予備隊の警察官の定員(休職者を除く。)は、十一万人とする。

第五條中「本部及び」を削る。
第六條及び第七條を次のように改める。
第六條及び第七條 削除

第九條 削除
附則第八項中「警察予備隊本部長官」を「保安庁長官」に改める。
附則に次の一項を加える。

10 昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間の警察予備隊については、この政令に定めるものの外、保安庁法(昭和二十七年法律第 号)附則第二項から第七項までの規定によるものとする。

12 警察予備隊令は、廃止する。
13 警察予備隊令廢止の際、警察予備隊の警察官である者は、別に命令を發せられない場合には、この法律に基く相當の階級の保安官となるものとする。

14 附則第八項、第九項及び前項の規定により警備官、保安官その他の保安庁の職員となつた者に対し、従前の規定に基いてなされた

任用上の決定その他の手続は、この法律の相當規定に基いてなされたものとみなす。

15 昭和二十五年十二月において警察予備隊の警察官に採用され、附則第十三項の規定により引き續いて一等保安士補以下の保安官となる者については第三十三條第一項の任用期間は、その者が警察予備隊の警察官として採用された日から起算するものとする。

16 前項の者の任用條件、身分及び服務並びにこれらの者に關する罰則の適用については、その任用期間が経過するまでの間は、なお、従前の警察予備隊の警察官に關する規定の例による。

17 昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間に於いて、警察予備隊の警察官以下の警察官に採用される者又はその任用期間が経過し、引き續いて警察官以下の警察官に任用される者で附則第十三項の規定により保査長等となるものについては第三十三條第一項の任用期間は、その者が警察予備隊の警察官として採用された日又は引き續いて任用された日から起算するものとする。

18 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。
第二條第三項第十五号中「海上保安庁海上警備隊の職員」を「保安庁(海上公安局を除く。)の職員」に改める。

19 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第五百五十六條第五項中「警察機關」の下に「保安庁の機關」を加へる。

20 檢察審査會法(昭和二十三年法律第四百七号)の一部を次のように改正する。
第六條中第十三号を同條第十四号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條第十二号の次に次の一号を加へる。

十三 保安官及び警備官
この附則に定めるものを除く外、この法律施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

○大橋國務大臣 ただいま議題と相なりました保安庁法案の提案の趣旨と、その大要について御説明申し上げます。

御承知のように、警察予備隊は昭和二十五年八月に國家地方警察及び自治體警察の警察力を補ひ、治安維持上特別の必要がある場合において行動することを任務として設置せられ、また海上警備隊は先般施行せられました海上保安庁法の一部改正法によつて、海上に於ける人命、財産の保護、または治安の維持のため緊急の必要がある場合において、海上で必要な行動をするための機關として発足し、いずれも各關係機關と協力して治安の維持及び生命、財産の保護に當つて参つております。しかるに今般政府におきましては、平和條約の効力が発生した今日、わが國の自主自立態勢に即応して、現在の國力にふさわしい簡素かつ、能率的で、民主主義の原則に立脚する行政機構を樹立するため、行政機構の改革を実施することと相なりましたので、そ

の基本的構想に基きまして、現在の警察予備隊と海上警備隊及びこれと密接な關係のある海上保安庁の機構で、水路、燈台等、運輸省と屬させる部分を除いたものとを統合して、これが一体的運営をはかり、もつて今後よく重要な機能を加へることが予想される治安の確保に万全を期することといたさんがために、新たに保安庁を設置することに相なつた次第であります。

次に保安庁法案の要点についてその概略を申し述べます。保安庁はわが國の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため、特別の必要がある場合において行動する部隊を管理し、運営し、及びこれに關する事務を行い、あわせて海上における警備救難の事務を行うことを任務とするものであります。このうち海上における警備救難の事務を行うのは、保安庁に置かれる海上公安局でありまして、これは従前の海上保安庁の警備救難部を中心として設置されるもので、常時海上においてその任務を行うこととなるのであります。これについてはその任務、組織、権限等から考へまして、別に海上公安局法をもつてこれらの事項を規定することを適當と認め、本法案とあわせて海上公安局法案を提出いたして、御審議を願うことにいたしております。

保安庁が管理し運営するところの、わが國の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため特別の必要がある場合において行動する部隊は、主として陸上において行動することを任務とする保安隊の部隊、及び主として海上において行動することを任務とする警備隊の部隊であります。

本法案におきましては保安隊は従前

の警察予備隊の、警備隊は、従前の海上警備隊の任務を引継ぐものとしたし、その任務、目的等につきまして規定するほか、今日までの経験等にかんがみて、これらの任務、目的の遂行上その規定の十分でなかつたと思われる点を整備し、かつ明確にして、そ

本来の任務を一層能率的に達成できるように、必要な措置を講じますことと、保安隊及び警備隊の管理運営等について、民主主義の原則に基づき、政治が完全に支配し得るよう、部局の組織、権限等について必要な規定を設け、また内閣総理大臣が保安隊または警備隊の出勤を命じたときは、国会の承認を求めることとする等、特に意を用いております。

その他保安庁職員の身分取扱い等についても、以上の趣旨に従つて、保安庁の任務の特殊性を勘案の上、職員がよくその職責を遂行できるよう必要な規定を設けた次第であります。

本法案は、他の行政機構の改革と同時に、来る七月一日から施行することとしたしております。但し、警察予備隊については、現在の隊員の大多数の任用期間が本年の十月十四日まで満了いたしますので、それまでの間は警察予備隊を存続せしめることとして、この法律の適用との関係において必要な調整規定を設けております。

以上をもつて保安庁法案の概要の御説明を終ります。法案の内容については、さらに適當なる機会に政府委員より御説明いたします。何とぞよろしく御審議のほどを御願ひ申し上げます。

○八木委員長 次に、郵政省設置法の

一部を改正する法律案（内閣提出第二一〇号）及び郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律案（内閣提出第二二一号）について説明を聴取いたします。國務大臣佐藤榮作君。

郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「地方機関」を「地方支分部局」に改める。

第一條中「第三條に掲げる事業を合理的、能率的に經營する」と、第三條に掲げる事業を合理的、能率的に經營し、且つ、その所掌する行政事務を能率的に遂行する」に改める。

第三條を次のように改める。

（郵政省の任務）

第三條 郵政省は、左に掲げる国の事業及び行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一 郵便事業

二 郵便貯金事業、郵便為替事業及び郵便振替貯金事業

三 簡易生命保険事業及び郵便年金事業

四 電気通信に関する事務

五 郵政省は、前項の事業及び事務の外、左に掲げる業務をつかさどる。

一 前項の事業に附帶する業務
二 日本電信電話公社、国際電信電話株式会社及び日本放送協会の委託された業務

三 印紙の売りさばきに関する業務
四 年金及び恩給の支給その他国庫金の受入拂渡に関する業務
第四條第十四号の次に次の二号を加える。

十四の二 所掌事務に係る公益法人その他の団体につき、許可又は認可を與えること。

十四の三 法令の定めるところに従い、所掌事務に関し、届出をさせ、報告を徴し、又は必要な命令をすること。

第四條第二十二号の次に次の十五号を加える。

二十二の二 法令の定めるところに従い、日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社を監督すること。

二十二の三 法令の定めるところに従い、有線電気通信を規律し、及び監督すること。

二十二の四 法令により委任された範囲において、電気通信に関する国際的取極を商議し、及び締結すること並びに国際電気通信連合その他の機関と連絡すること。

二十二の五 法令の定めるところに従い、無線局の開設の根本的基準を定め、及び無線局（高周波利用設備を含む。以下同じ。）について免許（許可及び承認を含む。以下同じ。）をすること。

二十二の六 法令の定めるところに従い、無線設備（高周波利用設備を含む。以下同じ。）の技術基準を定めること。

二十二の七 法令の定めるところに従い、無線局について、その無線設備、無線従事者の資格及び員数等を検査すること。

二十二の八 法令の定めるところに従い、電波を監視し、及び規律すること。

二十二の九 周波数標準値を定め、標準電波を放射し、及び標準時を通報すること。

二十二の十 電波の伝わり方について、予報及び異常に関する警報を発し、並びにその他の通報をすること。

二十二の十一 法令の定めるところに従い、無線従事者国家試験を行い、及び無線従事者免許を與えること。

二十二の十二 委託により、無線設備の性能試験並びにその機器の型式検定及び校正を行うこと。

二十二の十三 委託により、無線局の周波数を測定すること。

二十二の十四 電波の利用を助成し、及び促進すること。

二十二の十五 法令の定めるところに従い、日本放送協会を監督すること。

二十二の十六 法令の定めるところに従い、有線放送業務の運用を規正すること。

第二章 内部部局及び地方機関
第五條第一項中「簡易保険局」を「簡易保理局」に改める。

第六條第一項第五号の次に次の二号を加える。
五の二 聴聞に関すること。
五の三 電波監理審議会に関すること。

第六條第一項第六号の次に次の二号を加える。
六の二 公益法人その他の団体に對する許可又は認可に関すること。

六の三 図書及び資料に関すること。

第六條第一項第十一号の（一）を次のように改める。
（一）各部局の事業又は業務計画案に基く資料及び物品の需給計画を作成し、及び実施すること。

第六條第一項第十二号の次に次の四号を加える。
十二の二 日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社を監督すること。

十二の三 公共企業体調停委員会に對する調停の請求及び公共企業体仲裁委員会に對する仲裁の請求に関すること。

十二の四 有線電気通信を規律し、及び監督すること。

十二の五 電波及び放送の規律に関する事項以外の国際電気通信の管理に関する国際的取極及び国際電気通信連合その他の機関との連絡に関すること。

第八章第四号中「國際會議」を「國際的取極」に改め、同條第十三号及び第十三号の二を次のように改める。
十三 日本電信電話公社及び國際

電信電話株式会社から委託された業務を処理すること。

十三の二 日本放送協会から委託された業務を処理すること。

第九條第五号中「国際会議」を「国際的取極」に改める。

第十條第二十三号中「簡易生命保険郵便年金事業審議会及び」を削り、同條の次に次の一條を加える。

(電波監理局の事務)

第十條の二 電波監理局において、左に掲げる事務をつかさどる。

一 電波及び放送の規律(有線放送の業務の運用の規正を含む。以下同じ)に関する企画を行い、及び実施すること。

二 電波及び放送の規律に関する法令を立案し、及び実施すること。

三 電波及び放送の規律に関する事務取扱方法を制定し、及び実施すること。

四 電波及び放送の規律に関する国際的取極及び国際電気通信連合その他の機関との連絡に関すること。

五 周波数の割当に関すること。

六 無線局の開設の根本的基準を定めることその他の無線局の免許に関すること。

七 無線設備の技術基準を定めること。

八 無線局の運用及び検査に関すること。

九 無線従事者の国家試験及び免許に関すること。

十 電波を監視し、及び規正すること。

こと並びに不法に開設された無線局を捜査すること。

十一 無線局の電波の発射の停止に関すること。

十二 電波の伝わり方についての予報及び警報に関すること。

十三 委託により、無線局の周波数を測定すること。

十四 電波の利用に関する研究及び調査をし、又はこれを部外の研究機関に委託すること。

十五 電波の利用を助成し、及び促進すること。

十六 日本放送協会に関すること。

十七 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。

十八 所部の職員を訓練すること。

十九 電波監理局の所掌事務に関する予算案を準備し、及び成立予算に基づく業務計画を実施すること。

二十 電波監理局の所掌事務に関する一般会計の決算をすること。

二十一 電波監理局の所掌事務に関する一般会計の収入及び支出の調定及び出納をすること。

二十二 電波監理局の所掌事務に関する周知を行い、及び統計を作成すること。

二十三 電波技術審議会及び電波研究所に関する事務を処理すること。

二十四 前各号に掲げるものの外、電波及び放送の規律に関すること。

二十五 前各号の事務に附帯すること。

第十一條第三号を次のように改める。

三 郵政省所管の各会計の会計及び財務に関する法令及び手続に関すること。

第十一條第四号の次に次の一号を加える。

四の二 郵政省所管の各会計の決算の取りまとめをすること。

「第二節 地方機関を」第二節「地方支分部局」に改める。

第十二條第一項を次のように改める。

(地方支分部局)
第十二條 郵政省に、左の地方支分部局を置く。

地方郵政監察局
地方電波監理局
地方貯金局
地方簡易保険局
郵便局

第十二條第二項中「地方郵政局は第八條から第十條までに掲げる事務の一部を分掌し、」の下に「地方電波監理局は第十條の二並びに第六條第一項第十二号の二及び第十二号の四に掲げる事務の一部を分掌し、」を加え、同條第四項中「地方機関を」を「地方支分部局」に、「第六條を」第六條(同條第一項第十二号の二及び第十二号の四に掲げるものを除く。に、同條第五項中「地方機関を」を「地方支分部局」に改める。

第十三條を次のように改める。

第十三條 地方郵政監察局及び地方郵政局は、それぞれ東京都、長野

市、名古屋、金沢市、大阪市、広島市、松本市、熊本市、仙台市及び札幌市に置く。

2 地方郵政監察局及び地方郵政局

の名称及び管轄区域は、政令で定める。

3 地方電波監理局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
関東電波監理局	東京都	東京都 神奈川県 埼玉県 群馬県 千葉県 茨城県 栃木県 山梨県
信越電波監理局	長野市	長野県 新潟県
東海電波監理局	名古屋市	愛知県 三重県 静岡県 岐阜県
北陸電波監理局	金沢市	石川県 福井県 富山県
近畿電波監理局	大阪市	大阪府 京都府 兵庫県 奈良県
中国電波監理局	広島市	滋賀県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県
四国電波監理局	松山市	山口県 愛媛県 徳島県 香川県 高知県
九州電波監理局	熊本市	熊本県 長崎県 福岡県 大分県
東北電波監理局	仙台市	佐賀県 宮崎県 鹿児島県 岩手県 青森県
北海道電波監理局	札幌市	山形県 秋田県 北海道

4 第十條の二第十号及び第十一号に掲げる事務については、前項の管轄区域にかかわらず、郵政省令で別段の定をすることが出来る。

5 地方郵政監察局、地方郵政局及び地方電波監理局の内部組織は、郵政省令で定める。

6 郵政大臣は、地方支分部局の事務の一部を分掌させるため必要がある場合は、地方支分部局の出張所を設けることができる。

7 地方電波監理局の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、郵政省令で定める。

8 地方貯金局、地方簡易保険局及び

郵便局並びに前項の出張所以外の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、郵政大臣が定める。

第十四條中「職員訓練所」を「職員訓練所」に改める。

第十七條の次に次の一條を加える。

(電波研究所)
第十七條の二 電波研究所は、左に掲げる事項を行うための機関とする。

一 電波の伝わり方の観測、研究及び調査を行うこと。

二 周波数標準値を定め、標準電波を放射し、及び標準時を通報すること。
三 電波の伝わり方について、予報及び異常に関する警報を送信し、並びにその他の通報をすること。
四 無線設備の機器の型式検定をすること。
五 無線設備の性能試験及びその機器の校正を行うこと。
六 第二号から第五号までの事項に関する研究及び調査を行うこと。
七 前各号の事務に附帯すること。

第十九條第一項の表中

「簡易生命 保險郵便 年金審査 會」
保險契約者、保險金受取人、年金契約者、年金受取人、年金継続受取人又は返還金受取人が簡易生命保險又は郵便年金の契約上の権利義務に関する事項について国との間に紛争を生じた場合、その紛争処理機関として公平な審査をし、及び裁決をすること。

電波監理審議會

「簡易生命 保險郵便 年金審査 會」
保險契約者、保險金受取人、年金契約者、年金受取人、年金継続受取人又は返還金受取人が簡易生命保險又は郵便年金の契約上の権利義務に関する事項について国との間に紛争を生じた場合、その紛争処理機関として公平な審査をし、及び裁決をすること。
電波及び放送の規律に関する事務の公平且つ能率的な運営を図るため、その事務に関する事項を調査審議し、郵政大臣に必要な勧告をし、並びに電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）及び有線放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）に基く郵政大臣の処分に対する異議の申立について審査及び議決をすること。
郵政大臣の諮問に依りて電波の技術に関する事項を調査審議すること。

改める。

電波技術審議會

郵政大臣の諮問に依りて電波の技術に関する事項を調査審議すること。

第二十一條を次のように改める。
（特別な職）
第二十一條 大臣官房に電氣通信監理官一人を置く。
2 電氣通信監理官は、命を受けて第六條第一項第十二号の二から第十二号の五までに掲げる事項に関する事務を掌理する。
3 郵務局、貯金局及び簡易保險局に次長各一人を、電波監理局に次長一人を置く。
4 次長は、局長を助け、局務を整理する。
第二十一條の次に次の一條を加える。
第二十一條の二 電波監理審議會に、審理官五人以内を置く。
2 審理官は、電波法第七章に規定する職を主とする。
3 審理官は、電波監理審議會の議決を経て、郵政大臣が任命する。
第二十六條を次のように改める。
第二十六條 削除
第二十七條中「局、地方機関」を「内部部局、地方支分部局」に改める。
附則
この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。
郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律案
郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律
（電波監理委員會設置法の廃止）
第一條 電波監理委員會設置法（昭和二十五年法律第百三十三号）は、廃止する。
（電波法の一部改正）
第二條 電波法（昭和二十五年法律

第百三十一号）の一部を次のように改正する。
目次中「第七章 聴聞及び訴訟（第八十三條―第九十九條）」を「第七章 異議の申立及び訴訟（第七條の二、電波監理審議會（第八十三條―第九十九條））」に改める。
「電波監理委員會規則」を「郵政省令」に改める。
第七章を除き、「電波監理委員會」を「郵政大臣」に改める。
第七章の章名中「聴聞」を「異議の申立」に改める。
第八十三條を削り、第八十四條及び第八十五條中「電波監理委員會」を「郵政大臣」に改め、第八十四條を第八十三條とし、第八十五條を第八十四條とし、同條の次に次の一條を加える。
（電波監理審議會への付議）
第八十五條 第八十三條の規定による異議の申立があつたときは、郵政大臣は、前條の規定により申立を却下する場合を除き、遅滞なく、これを電波監理審議會の議に付さなければならない。
第八十六條を次のように改める。
（聴聞の開始）
第八十六條 電波監理審議會は、前條の規定により議に付された事案につき、異議の申立が受理された日から三十日以内に聴聞を開始しなければならない。
第八十七條中「電波監理委員會」を「電波監理審議會」に改める。

第八十八條第一項中「利害關係者（異議の申立に係る聴聞の場合には利害關係者及び異議の申立をした者。以下同じ。）」を「異議の申立をした者その他の利害關係者」に改める。
第九十二條中「若しくはその代理人又は電波監理委員會」を「又はその代理人」に改め、「若しくは電波監理委員會」を削る。
第九十三條中「電波監理委員會」を「電波監理審議會」に改め、同條第三項中「意見書の下に」の「原本」を加え、同條の次に次の一條を加える。
（議決）
第九十三條の二 電波監理審議會は、前條の調査及び意見書に基づき、事案についての決定案を議決しなければならない。
第九十四條第一項を次のように改める。
郵政大臣は、前條の議決があつたときは、その議決の日から七日以内に、その議決により異議の申立についての決定を行う。
第九十四條第三項中「電波監理委員會」を「電波監理審議會」に改める。
第九十六條の見出しを「（省令委任事項）」に改め、同條の次に次の一條を加える。
（訴の提起）
第九十六條の二 第八十三條第一項の規定により異議の申立をすることができず、事項に関する訴は、第八十四條第一項の規定による却下の処分又は第九十四條

第一項の規定による決定に対してのみ提起することができ。

第九十七條中「この法律又はこの法律に基く命令の規定に基く電波監理委員會の処分に対する訴」を「前條の訴」に改める。

第九十八條中「前條の訴」を「第九十六條の二の訴」に、「電波監理委員會」を「郵政大臣」に改める。

第九十九條中「電波監理委員會」を「電波監理審議會」に改め、同條の同條の次に次の一章を加える。

第七章の二 電波監理審議會

(組織)

第九十九條の二 電波監理審議會は、委員五人をもつて組織する。

2 審議會に会長を置き、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理する。

4 電波監理審議會は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めて置かなければならない。

(委員の任命)

第九十九條の三 委員は、公共の福祉に關し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、同議院の同意を得て、郵政大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため同議院の同意を得ることができないときは、郵政大臣は、前項の規定にかかわらず、同議院の

同意を得ないで委員を任命することができ。この場合においては、任命後最初の国会において、同議院の同意を得なければならぬ。

3 左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。
一 禁、以上の刑に処せられた者

二 国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 放送事業者その他の電気通信事業者、無線設備の機器の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問はずこれと同等以上の職権若しくは支配力を有する者を含む。以下この條中同じ。）若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

四 前号に掲げる事業者の団体の役員（任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。）

(服務)
第九十九條の四 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第九十六條、第九十八條から第九十二條まで及び第九十五條の規定は、委員に準用する。

(任期)
第九十九條の五 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員

は、前任者の残任期間在任する。
2 委員は、再任されることができる。

(退職)
第九十九條の六 委員は、第九十九條の三第二項後段の規定による同議院の同意が得られなかつたときは、当然退職するものとする。

(罷免)
第九十九條の七 郵政大臣は、委員が第九十九條の三第三項各号の一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならぬ。

第九十九條の八 郵政大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができなると認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、同議院の同意を得て、これを罷免することができ。

(退職後の就職の制限)
第九十九條の九 委員であつた者は、その退職後一年間は、第九十九條の三第三項第三号及び第四号に掲げる職についてはならぬ。

(會議及び手続)
第九十九條の十 電波監理審議會は、会長を含む三人以上の委員の出席がなければ、會議を開き、議決をすることができない。

2 電波監理審議會の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項に定めるものの外、電波監理審議會の會議の議事に関する手続は、郵政省令で定める。

(必要の諮問事項)
第九十九條の十一 郵政大臣は、左に掲げる場合には、電波監理審議會に諮問しなければならぬ。

一 第四條第一項但書（免許を要しない無線局、第七條第一項第四号（無線局の開設の根本的基準）、第十三條第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五條（再免許の手続）、第二十八條（第百條第三項において準用する場合を含む。）（電波の質）、第二十九條（受信設備の條件）、第三十條（第百條第三項において準用する場合を含む。）（安全施設）、第三十一條（周波数測定装置の備えつけ）、第三十二條（計器及び予備品の備えつけ）、第三十五條（補助装置の備えつけ）、第三十六條（二（義務航空機局の條件）、第三十七條（無線設備の機器の検定）、第三十八條（第百條第三項において準用する場合を含む。）（技術基準）、第三十九條（無線設備の操作）、第四十條（特殊無線技士の従事範圍）、第四十九條（國家試験の細目等）、第五十條第三項（無線従事者の資格別員数の指定）、第五十二條第六号（目的外使用）、第五十五條（運用許容時間外運用）、

第六十一條（通信方法等）、第六十四條第二項（第二沈黙時間）、第六十五條第二項、第七十條の四（聽守義務）、第七十條の五（航空機局の通信連絡）及び第百條第一項第二項（高周波利用設備）の規定による郵政省令を制定しようとするとき。

二 第七十六條第二項及び第三項の規定による無線局の免許の取消又は第七十九條第一項の規定による無線従事者の免許の取消の処分をしようとするとき。

(聽聞)
第九十九條の十二 電波監理審議會は、前條の規定により諮問を受けた場合には、聽聞を行わなければならない。

2 電波監理審議會は、前項の場合の外、電波及び放送（有線放送を含む。）の規律に關し郵政大臣から諮問を受けた場合において必要があると認めるときは、聽聞を行うことができる。

3 第八十七條から第九十三條までの規定は、前二項の聽聞に準用する。

4 第一項又は第二項の規定により聽聞を行つた事実については、電波監理審議會は、前項において準用する第九十三條の調査及び意見書に基き答申を議決しなければならない。

第九十九條に次の一号を加える。
七 第九十九條の九の規定に違反した者

（放送法の一部改正）

第三條 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

「電波監理委員会」を「郵政大臣」に改める。

（有線放送業務の運用の規正に関する法律の一部改正）

第四條 有線放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

「電波監理委員会」を「郵政大臣」に、「電波監理委員会規則」を「郵政省令」に改める。

第九條 第二項中「聴聞」を「異議の申立」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第五條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百五十六條第五項中「電波監理局」を削る。

（刑事補償の特例等に関する法律の一部改正）

第六條 刑事補償の特例等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項、第三條の二及び第五條第一項中「電波監理委員会」の下に「若しくは郵政省」を加える。

（警察予備隊令の一部改正）

第七條 警察予備隊令（昭和二十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

附則第八項及び第九項中「電波監理委員会」を「郵政大臣」に、附

則第九項中「電波監理委員会規則」を「郵政省令」に改める。

附則

1 この法律は、郵政省設置法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第 号）の施行の日から施行する。

2 従前の電波監理委員会の機関及び職員（委員長及び委員を除く）は、郵政省の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

3 この法律の施行の際現に効力を有する電波監理委員会規則は、この法律の施行後も郵政省令としての効力を有するものとする。

4 第二條の規定による改正後の電波法第九十九條の三の規定による電波監理審議会の委員の任命のために必要な行為は、第一項の規定にかかわらず、この法律の施行前においても行ふことができる。

5 この法律の施行後最初に任命される電波監理審議会の委員の任期は、第二條の規定による改正後の電波法第九十九條の五の規定にかかわらず、郵政大臣の定めるところにより、一人は九箇月、二人は一年九箇月、他の二人は二年九箇月とする。

○佐藤國務大臣 ただいま議題となり、ました郵政省設置法の一部を改正する法律案、及び郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律案の提案理由の説明を申し上げます。

このたび、わが国の自主自立体制に即応しまして、現在の国力にふさわしい簡素かつ能率的で、しかも民主主義

の原則にのつとる行政機構を樹立するための機構改革の一環といたしまして、電氣通信に関する行政事務を郵政省に統合するため、郵政省設置法の一部を改正する必要があるものであります。

すなわち第一に、電波監理委員会を廃止いたしまして、郵政省の内部部局として電波監理局を、地方支分部局として地方電波監理局を、附屬機関として電波監理審議会等を置き、現在の電波監理委員会の所掌する事務を行うことといたします。第二に、電氣通信省が日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社へ移行することに伴ひまして、大臣官房に電氣通信監理官を置き、右の公社及び会社に対する監督、並びに有線電氣通信の規律及び監督に関する事務等を行うことといたします。

次に右の設置法の一部を改正することに伴ひまして、関係法令を整理する必要があるものであります。すなわち第一に、現行の電波監理委員会設置法は、これを廃止する必要があることといたします。第二に、郵政省に附屬機関として電波監理審議会が置かれることになり、ますので、電波監理審議会の組織、所掌事務等を定めるため、電波法の一部を改正する必要があることといたします。さらに、放送法その他の関係法令につきましても、電波監理委員会を郵政大臣に改める等若干の改正をする必要があることといたします。

以上の理由によりまして、郵政省設置法の一部を改正する法律案、及び郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律案を提出する次第であります。何とぞ御審議の上、御可決あらんことをお願いいたします。

○八木委員長 次に、運輸省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第二三三三号）について説明を求めます。国務大臣村上義一君。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七條）の一部を次のように改正する。

目次

第一章 總則（第一條—第四條）

第二章 本省

第一節 運輸審議会（第五條—第十八條）

第二節 内部部局（第十九條—第二十八條の二）

第三節 附屬機関（第二十九條—第三十八條）

第四節 地方支分部局（第三十九條—第五十四條）

第一款 海運局（第四十條—第四十四條）

第二款 港灣建設部（第四十五條—第四十九條）

第三款 陸運局（第五十條—第五十四條）

第三章 外局（第五十五條—第五十七條）

第一節 船舶労働委員会及び捕獲審判再審査委員会（第五十六條、第五十六條の二）

第二節 海難審判庁（第五十七條）

第四章 職員（第五十八條—第五十九條）

附則 第三條第七号中「氣象」を「氣象業務」に改め、第九号を次のように改める。

九 交通に関する保安

第四條第一項第十四号の次に次の十三号を加える。

十四の二 運輸に関する基本的な政策及び計画につき企画立案すること。

十四の三 所掌事務に係る物資の生産、流通及び消費に関する基本的施策につき企画立案すること。

十四の四 所掌事務に係る価格等の統制を行うこと。

十四の五 所掌事務に係る外国為替予算案の作成の準備をすること。

十四の六 所掌事務に係る輸出品の等級、標準及び包装条件を定めて、これらの検査を行うこと。

十四の七 所掌事務に関し、外国投資家に係る技術援助契約の締結若しくは更新又は外国投資家の株式等の取得に関し、許可を與え、又は届出を受理すること。

十四の八 所掌事務に係る中小企業等の振興を図り、及び経営に関する指導を行うこと。

十四の九 所掌事務に係る中小企業等協同組合の定款の認証等を行うこと。

十四の十 所掌事務に係る工業品等についての工業標準を制定し、及び普及すること。

十四の十一 国際観光事業を助成すること。

十四の十二 通訳案内業の試験を行うこと。

十四の十三 外客宿泊施設の整備を図るため、ホテル及び旅館を登録すること。

十四の十四 旅行あつ、旋業を登録すること。

第四條第一項第十五号中「航路、就航区域又は船舶」を「航路又は区域」に改め、同項第十五号の二の次に次の一号を加える。

十五の三 航法及び船舶交通に関する信号方法に関し、調査し、及び企画立案すること。

第四條第一項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 船舶の安全に関する検査をすること。

第四條第一項第二十四号の次に次の二号を加える。

二十四の二 海技従事者の免許をすること。

二十四の三 水先人の免許をすること。

第四條第一項第二十七号及び第二十七号の二を次のように改める。

二十七 港灣運送事業の登録をすること。

第四條第一項第二十九号中「又は保管料率の変更を命ずること」を「又は料金表の変更に関する命令をすること」に改める。

第四條第一項第三十一号中「国有鉄道調停委員会」を「公共企業体調停委員会」に改める。

第四條第一項第四十四号の二から第四十四号の五までを次のように改める。

四十四の二 航空機の登録をすること。

四十四の三 航空機及びその装備品の証明及び検査をすること。

四十四の四 航空従事者に関する証明及び航空機乗組員の免許をすること。

四十四の五 航空機の操縦の練習の許可をすること。

第四條第一項第四十四号の五の次に次の四号を加える。

四十四の六 航空路を指定すること。

四十四の七 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理を行い、並びにこれらを行う者に対し、許可し、及び必要な命令をすること。

四十四の八 航空交通管制区及び航空交通管制圏を指定し、並びに航空機の航行について許可し、承認し、及び指示を與えること。

四十四の九 航空運送事業及び航空機使用事業を免許し、又は許可し、並びにこれらの事業の業務に関し、許可し、認可し、又は必要な命令をすること。

第四條第一項第四十五号から第四十八号までを次のように改める。

四十五 気象、地震、地動、地球磁気、地球電氣及び水象並びにこれらに関連する太陽、天空及び地面のふく射に関する観測、調査及び研究を行うこと。

四十六 気象、地震、地動、地球

磁気、地球電氣及び水象並びにこれらに関連する太陽、天空及び地面のふく射に関する観測、調査及び研究の成果並びにこれらに関する統計及び資料を発表すること。

四十七 気象の観測を行う者に対し、その成果の報告を求めること。

四十八 気象、地震（地震及び火山現象を除く）及び水象を予報し、及び警報をすること。

第四條第一項第四十八号の次に次の四号を加える。

四十八の二 気象、地震（地震及び火山現象を除く）、津波、高潮及び波浪の予報業務に関し、許可をすること。

四十八の三 気象電報を集め、気象無線報を受信すること。

四十八の四 気象の観測の成果を無線通信により発表する業務に関し、許可をすること。

四十八の五 気象測器の検定及び型式証明を行うこと。

第四條第一項第四十九号の二の次に次の四号を加える。

四十九の三 水路測量及び海象観測を行うこと。

四十九の四 水路測量及び海象観測の成果を公表すること。

四十九の五 水路図誌及び航空図誌を調製し、及び供給すること。

り、第五十二号を第五十一号とし、第五十一号の二から第六十号までを削り、第六十一号を第五十二号とする。

第四條第二項第六号及び第七号を次のように改める。

六 所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の割当を行い、又は配給を規制すること。

七 所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の使用、譲渡、譲受若しくは引渡を制限し、又は禁止を命ずること。

第四條第二項第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の譲渡を命ずること。

第六條第一項第二号中「軌道」の下に「無軌道電車」を加え、第三号を次のように改める。

三 旅客定期航路事業（対外定期航路事業を除く）における運賃及び料金の認可又は変更の命令

第六條第一項第四号を次のように改める。

四 倉庫業における料金に関する基準の設定

第六條第一項第五号中「及び軌道の特許」を並びに軌道及び無軌道電車の特許に改め、第六号を次のように改める。

六 地方鉄道の免許の取消、軌道若しくは無軌道電車の特許の取消又は地方鉄道、軌道若しくは無軌道電車の営業の停止

に、第十一号の三中「海上運送法」を「第三号に規定するものを除く外、海上運送法」に改める。

第六條第一項第十一号の五の次に次の一号を加える。

十一の六 港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定により運輸審議会にはかることを要する事項

第十九條第一項中「六局」を「七局」に、「自動車局」を「自動車局」に改め、第二項から第五項までを削る。

第二十一條第一項中「官房長一人」の下に「及び観光監一人」を、第二項中「大臣官房の事務」の下に「（第二十二條第一項第二十一号から第二十四号までに掲げる事務を除く）」を加え、同項の次に次の一項を加える。

三 観光監は、命を受けて第二十二條第一項第二十一号から第二十四号までに掲げる事務を掌理する。

第二十一條の次に次の一條を加える。

第二十一條の二 鉄道監督局、自動車局及び航空局に、それぞれ次長一人を置く。

次長は、局長を助け、局務を整理する。

第二十二條第一項第九号中「気象」を「気象業務」に改め、同号の次に次の二号を加える。

九の二 水路業務に関すること。

九の三 航空標識の業務に関すること。

第二十二條第一項第十六号の次に次の四号を加える。

十六の二 運輸に関する基本的政策及び計画を樹立すること。

十六の三 運輸省の所掌事務に係

- る物資に関する基本的な政策及び計画に関すること。
- 十六の四 運輸省の所掌事務に係る価格等の統制に関すること。
- 十六の五 運輸省の所掌事務に係る外国為替予算案の作成の準備に関すること。
- 第二十二條第一項第十七号を次のように改める。
- 十七 都市における交通調整に関すること。
- 第二十二條第一項第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。
- 二十二 通訳案内業に関すること。
- 第二十二條第三項を削る。
- 第二十三條第一項を次のように改める。
- 一 旅客定期航路事業の免許、許可又は認可に関すること。
- 二 定期航路事業における運賃及び料金に関すること。
- 三 船舶の譲受、譲渡、借受及び貸渡の許可に関すること。
- 四 水上運送事業における補償に関すること。
- 五 船舶相互保険組合の認可に関すること。
- 六 日本船舶以外の船舶について日本各港間の運送及び不開港場への寄港の特許に関すること。
- 七 水上運送の用に供する物資の需給の調査に関すること。
- 八 海難救助の制度の調査及び企図立案に関すること。
- 九 海難の調査（海難審判庁の行うものを除く）に関すること。
- 十 水先に関すること（船員局の所掌に属するものを除く）。
- 十一 航法及び船舶交通に関する信号方法に関する制度の調査及び企図立案に関すること。
- 十二 港則に関する制度の調査及び企図立案に関すること。
- 十三 海事代理士に関すること。
- 十四 海事思想の普及及び宣伝に関すること。
- 十五 前各号に掲げるものの外、水上運送事業及び水上運送一般の発達、改善及び調整に関すること。
- 第二十三條第二項第三号及び第五号を削り、第二号の二を第三号とし、第六号を第五号とし、同号中「及び石油製品」を削る。
- 第二十三條第三項を削る。
- 第二十四條第一項第一号を第一号の三とし、同号の次に次の二号を加える。
- 一 船舶、船舶用機関及び船舶用品の検査に関すること。
- 一の二 満載きつ、水線の指定に関すること。
- 第二十四條第一項第五号の次に次の三号を加える。
- 五の二 船舶、船舶用機関及び船舶用品並びに船舶の製造及び修繕の用に供する施設に関するものについての工業標準に関すること。
- 五の三 輸出に係る所掌事務に係る物資の等級、標準及び包装条件並びに検査に関すること。
- 五の四 造船に関する事業並びに船舶の引揚及び解体の事業の用に供する物資の需給の調査に関すること。
- 第二十四條第二項第四号中「及び石油製品」を削る。
- 第二十五條第一項第十一号の次に次の二号を加える。
- 十一の二 海技従事者の免許並びに船舶職員の資格及び定員に関すること。
- 十一の三 水先人の試験に関すること。
- 第二十六條第一項第十号中「保管料率」を「料金表」に改める。
- 第二十六條第一項第十一号の次に次の二号を加える。
- 十二 港湾施設に関するものについての工業標準に関すること。
- 十三 港湾、倉庫等の用に供する物資等の需給の調査に関すること。
- 第二十六條第二項中「及び石油製品」を削る。
- 第二十七條第一項第三号中「国有鉄道調停委員会」を「公共企業体調停委員会」に改める。
- 第二十七條第一項第十三号の次に次の一号を加える。
- 十三の二 鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の運転事故の調査に関すること。
- 第二十七條第一項第十四号の次に次の三号を加える。
- 十四の二 鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の用に供する車両、鉄道信号保安装置その他の陸運機器並びに鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の施設に関するものについての工業標準に関すること。
- 十四の三 輸出に係る所掌事務に係る物資の等級、標準及び包装条件並びに検査に関すること。
- 十四の四 鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の用に供する物資の需給の調査に関すること。
- 第二十七條第三項を削る。
- 第二十八條第一項第八号中「及び通運計算事業」を「通運計算事業及び道路運送車両による輸送に改め、同号の次に次の一号を加える。
- 八の二 道路運送及び道路運送車両と道路との関連に関する調査及び研究に関すること。
- 第二十八條第一項第十三号の次に次の三号を加える。
- 十三の二 自動車用代燃装置及び運輸省が生産を所掌する軽車両並びに自動車庫に関するものについての工業標準に関すること。
- 十三の三 輸出に係る所掌事務に係る物資の等級、標準及び包装条件並びに検査に関すること。
- 十三の四 道路運送車両の使用及び整備の用に供する燃料油、タイヤ、チューブ等の物資の需給の調査に関すること。
- 第二十八條第二項第三号から第五号までを削り、第六号を第三号とする。
- 第二十八條第三項を削る。
- 第二十八條の次に次の一條を加える。
- （航空局）
- 第二十八條の二 航空局において、左の事務をつかさどる。
- 一 航空機の登録に関すること。
- 二 航空機の安全性に関すること。
- 三 航空機及びその装備品の修理及び改造（航空運送事業者又は航空機使用事業者の行う自家修理及びこれに準ずるものに限る。）に関すること。
- 四 航空機及びその装備品の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 五 航空従事者に関する証明及び航空機乗組員免許に関すること。
- 六 航空機の操縦の練習の許可に関すること。
- 七 航空従事者の教育及び養成に関すること。
- 八 航空路の指定に関すること。
- 九 航空路の調査及び航空路誌の編集に関すること。
- 十 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理並びにこれらに関する許可その他の行為に関すること。
- 十一 飛行場及び航空保安施設の改善のための調査及び研究に関すること。
- 十二 航空交通の安全に関すること。
- 十三 航空運送事業及び航空機使用事業に関する免許、許可又は認可に関すること。
- 十四 前号に掲げる事業の運賃及び料金に関すること。
- 十五 航空機の事故調査に関すること。
- 十六 所掌事務に係る工業品等についての工業標準に関すること。
- 十七 所掌事務に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

第二十九條中「運輸技術研究所」を「運輸技術研究所」に、「海員養成所」を「海員養成所」に改める。

第三十條第一項を次のように改める。

中央氣象台は、氣象業務法（昭和二十七年法律第 号）第二條第四項各号の氣象業務等を行う機関とする。

第三十條第二項中「海況、地震」を「地震、地動、地球磁気、地球電気、水象」に改め、「測器」の下に「並びに羅針盤及び経緯儀」を加える。

第三十一條第一項第四号の次に次の一号を加える。

五 航空機、航空原動機、及び航空機整備品並びに飛行場及び航空保安施設に関すること。

第三十二條及び第三十三條を次のように改める。

（水路部）

第三十二條 水路部は、左に掲げる業務を行う機関とする。

一 水路測量及び海象観測並びにその成果の公表

二 水路及び海象に関する調査及び研究並びにその成果並びにこれらに関する統計及び資料の公表

三 水路図誌及び航空図誌の調整及び供給

四 水路及び海象並びに水中における沈没物その他の航海の障害となる虞がある物件に関する情報の公表

五 一般の委託により行う水路測

量及び海象観測並びにこれらに関連する図誌の調製

水路部は、東京都に置く。

水路部の内部組織は、運輸省令で定める。

水路部の事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方水路部その他の出張所及び技術者の養成施設を置く。その名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。

（燈台局）

第三十三條 燈台局は、左に掲げる業務を行う機関とする。

一 航路標識の設置及び管理

二 運輸省以外の者で航路標識の

設置及び管理を行うもの監督

三 航路標識の附属の設備による氣象の観測並びにその成果の公表

（航空保安事務所）

第三十七條の二 航空保安事務所は、飛行場及び航空保安施設の設置及び管理に関する業務を行う機関とする。

航空保安事務所の名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。

運輸大臣は、航空保安事務所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に航空保安事務所の出張所を置く。その名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。

（航空標識所）

第三十七條の三 航空標識所は、航空無線標識施設及び航空無線通信施設の管理に関する業務を行う機関とする。

航空標識所の名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。

運輸大臣は、航空標識所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に航空標識所の出張所を置く。その名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。

（児童海員養成所）

「児童海員養成所」を「海員養成所」に改める。

「児童海員養成所」を「海員養成所」に改める。

「海員養成所」を「海員養成所」に改める。

所掌事務の範囲は、運輸省令で定める。

第三十八條第一項の表を次のように改める。

種 類	目 的
海上安全審議会	運輸大臣の諮問に依りて船舶職員法（昭和二十六年法律第四十九号）に定める事項その他海上における交通に関する保安に関する重要事項を調査審議すること。
中央船員職業安定審議会	運輸大臣の諮問に依りて船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）に定める船員の職業の安定に関する重要事項を調査審議すること。
造船技術審議会	運輸大臣の諮問に依りて造船技術の向上に関する重要事項を調査審議すること。
海運造船合理化審議会	運輸大臣の諮問に依りて海運及び造船に関する事業の合理化に関する重要事項を調査審議すること。
船員教育審議会	運輸大臣の諮問に依りて船員教育に関する重要事項を調査審議すること。
水先審議会	運輸大臣の諮問に依りて水先法（昭和二十五年法律第二十一号）第二十五條及び第三十二條に規定するものの外、水先の制度に関する重要事項を調査審議すること。
鉄道建設審議会	運輸大臣の諮問に依りて鉄道敷設法（大正十一年法律第三十七号）に定める日本国有鉄道の鉄道新線の敷設に関する事項を調査審議すること。
航空審議会	運輸大臣の諮問に依りて航空に関する重要事項を調査審議すること。

第三十九條中「公共船員職業安定所」を削る。

第四十條第一項中第一号から第四号までを次のように改める。

一 旅客定期航路事業の免許、許可及び認可に関すること。

二 定期航路事業における運賃及び料金に関すること。

三 船舶の譲受、譲渡、借受及び

貨渡の許可に関すること。

四 水上運送事業における補償に関すること。

第四十條第一項第四号の次に次の六号を加える。

四の二 日本船舶以外の船舶について日本各港間の運送及び不開港場への寄港の特許に関すること。

四の三 水先に関する事。
四の四 海難の調査に関する事。
四の五 前各号に掲げるものの外、水上運送事業及び水上における輸送の発達、改善及び調整に関する事。

四の六 船舶、船舶用機関及び船舶用品の検査に関する事。
四の七 満載きつ水線の指定に関する事。

第四十條第一項第十八号の次に次の一号を加える。
十八の二 海技従事者の免許に関する事。

第四十條第二項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同号中「及び石油製品」を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とする。
第四十二條第一項中「五部」を「四部」に改め、「港灣連絡調整部」を削る。

第二章第四節中第二款を削り、第三款を第二款とし、第四十六條を第四十五條とし、以下第五十條まで一條ずつ繰り上げる。
第二章第四節中第四款を第三款とする。

第五十一條第一項第三号の次に次の一号を加える。
三の二 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌條電車の運轉事故の調査に関する事。

第五十一條第一項第十号の次に次の一号を加える。
十の二 道路運送及び道路運送車両と道路との関連に関する調査及び研究に関する事。

第五十一條第二項中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、同條を第五十條とする。
第五十二條を第五十一條とし、以下第五十五條まで一條ずつ繰り上げる。

第五十六條中「海上保安庁」及び「航空庁」を削り、同條を第五十五條とし、第五十七條を第五十六條とする。
第三章第二節を削り、第三節を第二節とし、第五十九條を第五十七條とする。

第三章第四節を削る。
第六十條を第五十八條とし、第六十一條を第五十九條とする。
附則

1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。
2 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。
第三十三條ノ四第一項中「~~本~~ノ居住地方を管轄スル公共船員職業安定所」を「~~本~~ノ居住地方を管轄スル海運局（厚生大臣が運輸大臣ニ協議シテ指定スル海運局ノ支局及港灣管理事務所並ニ之等ノ出張所ヲ含ム以下同ジ）に、當該公共船員職業安定所」を「當該海運局」に、同條第二項中「公共船員職業安定所」を「海運局」に改める。

第三十三條ノ五中「公共船員職業安定所」を「海運局」に改める。
第三十三條ノ六中「公共船員職業安定所長」を「海運局ノ長」に改める。
第三十三條ノ七中「公共船員職業安定所」を「海運局」に、「公共船員職業安定所長」を「海運局ノ長」に改める。

員職業安定所長」を「海運局ノ長」に改める。
第三十三條ノ八中「公共船員職業安定所長」を「海運局ノ長」に改める。
第三十三條ノ九第三項、第三十三條ノ十一、第三十三條ノ十三、第三十三條ノ十四第一項、第五十二條ノ二、第五十二條ノ三及び第六十五條ノ八中「公共船員職業安定所」を「海運局」に改める。

第三十三條ノ九第三項、第三十三條ノ十一、第三十三條ノ十三、第三十三條ノ十四第一項、第五十二條ノ二、第五十二條ノ三及び第六十五條ノ八中「公共船員職業安定所」を「海運局」に改める。
3 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。
第五十六條第五項中「海上保安庁」の基地施設、通信施設、航路標識」を「航路標識」に改める。

4 海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。
第九條の二第二項中「海難審判庁審判官」の下に「又は海難審判庁理事官」を加える。

第十條第一項中「海難審判庁審判官」の下に「海難審判庁理事官」を加え、第三項中「海難審判庁審判官」の下に「及び理事官」を加え、第四項を削り、第一項の次に次の一項を加える。
海難審判庁理事官（以下「理事官」という。）は、審判の請求及びこれに係る海難の調査並びに裁決の執行に関する事を掌る。

第十三條中「各海難審判庁」の下に「（高等海難審判庁又は地方海難審判庁をいう。以下同じ。）」を加える。
第十四條の次に次の一條を加える。

第十四條の二 海難審判庁に、海難審判理事官を置く。
海難審判理事官は、理事官の行う事務を統轄するための機関とする。

海難審判理事官の名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。
第二十九條及び第五十八條中「海上保安庁海難審判理事官」を「海難審判理事官」に改める。

5 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。
第十條の見出し中「公共船員職業安定所」を「海運局」に、同條中「公共船員職業安定所の業務」を「海運局長の行う船員の職業の安定に関する業務」に改める。

6 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。
第七條中「海運局長」の下に「（運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）第三十九條の海運局長をいう。以下同じ。）」を加え、「公共船員職業安定所の指揮監督に関する基準の制定」を削る。

第八條及び第九條を次のように改める。
第八條及び第九條 削除
第十條中「公共船員職業安定所の業務」を「海運局長の行う船員の職業の安定に関する業務」に、「公共船員職業安定所において」を「海運局において」に改める。

第十五條中「公共船員職業安定所長」を「海運局長」に、「公共船員職業安定所」を「海運局」に改める。
第十六條から第二十一條まで、第二十三條から第二十五條まで及び第二十九條中「公共船員職業安定所」を「海運局長」に改める。
第四十三條、第四十四條、第四十六條及び第五十八條中「公共船員職業安定所長」を「海運局長」に改める。

第六十一條中「公共船員職業安定所の業務」を「海運局長の行う船員の職業の安定に関する業務」に改める。
第六十七條中「公共船員職業安定所」を「海運局長」に改める。
航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

「海上保安庁長官」を「運輸大臣」に改める。
第二條から第五條まで中「海上保安庁」を「運輸省」に改める。
第七條中「海上保安庁又はその管区海上保安本部若しくはその事務所を」を「運輸省又はその出張所」に改める。

第八條第二項中「海上保安官」を「運輸大臣」に改める。
第十三條第四号中「運輸大臣」を削る。
第十四條中「又は海上保安官」を削る。
第十五條前段中「運輸大臣」を削り、同條後段を削る。

8 水先法（昭和二十四年法律第百

二十一号)の一部を次のように改正する。

「海上保安庁長官」を「運輸大臣」に改める。

第七條第二項中「海上保安庁」を「運輸省」に改める。

第十三條中「海上保安庁」を「保安庁」に改める。

第二十五條第三項を削る。

第二十六條中「海上保安監部」その他の管区海上保安本部の事務所(以下「管区海上保安本部の事務所」という。)を「海運局若しくはその支局又はこれらの出張所」に改める。

第二十七條及び第二十八條中「管区海上保安本部の事務所」を「海運局若しくはその支局又はこれらの出張所」に改める。

第三十一條第一項中「海上保安庁」を「運輸省」に改める。

水路業務法(昭和二十五年法律第二百二號)の一部を次のように改正する。

「海上保安庁長官」を「運輸大臣」に、「海上保安庁」を「運輸省」に改める。

第四條の二中「その他の航空に関する図誌」の下に「(航空路誌を除く。)」を加える。

第二十七條中「運輸大臣」を削る。

10 船舶職員法(昭和二十六年法律第四百十九號)の一部を次のように改正する。

「海上保安庁長官」を「運輸大臣」に、「海上保安庁」を「運輸省」に、「海上保安審議會」を「海上安全審議會」に改める。

第二十五條中「運輸大臣」を削る。

11 航空法(昭和二十七年法律第号)の一部を次のように改正する。

「航空庁長官」を「運輸大臣」に改める。

第三百三十五條の表の下欄中「航空庁」を「運輸省」に改める。

第三百三十七條中「行政官庁」を「運輸大臣」に改め、「運輸大臣」に削る。

12 氣象業務法の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「航空庁長官」を経て一を削る。

第十五條第一項及び第五項中「航空庁」を「運輸省」に改める。

○村上國務大臣 だいたいま提案となりました運輸省設置法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

政府におきましては、かねてから国力にふさわしい簡素かつ能率的な行政機構を樹立するため努力を続けて参つたのでありますが、このたびその方策を決定いたしましたので、この決定の線に沿ひ、運輸省設置法の一部を改正する必要があるものであります。

次に、法律案の要旨について御説明申し上げます。まず改正の第一点は、運輸省の外局である航空庁を内局として、その名称を航空局に改め、大臣官房觀光部、海運局海運調整部、鉄道監督局国有鉄道部及び民営鉄道部並びに自動車局業務部及び整備部の六部を廃止するとともに、公共船員職業安定所を海運局に統合することとしたし

ました。次に、大臣官房に觀光部を置き、觀光に関する事務を掌理させ、また鉄道監督局、自動車局及び航空局に、それぞれ次長一人を置き、局長を補佐させることとし、さらに經濟安定本部の廃止に伴ひ、運輸省に移管される事務につき追加規定すること等の措置を講じました。

改正の第二の点は、海上保安機構の改革に伴う所要の整理であります。すなわち、運輸省の外局たる海上保安庁を廃止するとともに、海上保安庁海事検査部の所掌事務を運輸省の各局に分属させ、海上保安審議會及び水先審議會を運輸省に移し、水路部及び燈台部は運輸省の附屬機関に改め、海難審判理事所は、海難審判庁の附屬機関とし、警備救難部の所掌事務のうち、海上交通の保安に関するものを海運局に移す等の改正をいたしましたのであります。

最後に、右の改正に伴ひまして、必要な関係法律の整理を必要と行つたことといたしました。なおこの法律案の施行は、昭和二十七年七月一日を予定いたしております。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに可決せられるようお願いいたします。

○八木委員長 次に、国家公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九九號)について提案理由の説明を聴取いたします。入江人事官。

国家公務員法の一部を改正する法律案

国家公務員法の一部を改正する法律

国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十號)の一部を次のように改正する。

目次及び本則(第十六條を除く。)

中「人事院」を「国家人事委員会」に、「人事院總裁及び總裁」を「国家人事委員長及び人事官」を「国家人事委員」に、「事務總局」を「事務局」に、「人事院規則」を「国家人事委員会規則」に、「人事院指令」を「国家人事委員会指令」に改める。

第三條第二項中「内閣」を「内閣總理大臣」に改める。

第四條の見出しを「(国家人事委員会の組織)」に改め、同條第三項及び第四項を削る。

第十一條中「院務」を「会務」に改める。

第十二條中「人事院會議」を「国家人事委員会會議」に改め、同條第六項第二号を次のように改める。

二 削除

第十三條の見出しを「(事務局)」に改め、同條第一項から第五項までを次のように改める。

国家人事委員会の事務を処理させるため、国家人事委員会に事務局を置く。

事務局の長は、事務總長とする。

事務局に左の五部を置く。

管理部

任用部

給與部

公平部

職員部

所掌事務その他国家人事委員会の内部組織については、国家人事委員会規則で定める。

第十三條に次の二項を加える。

国家人事委員会に置かれる職員

の定員は、別に法律で定める。

事務局の各部及び地方事務所に置かれる職員の定数は、国家人事委員会規則で定める。

第十四條の第二項中「次官」を「事務次官」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(国家人事委員長秘書官)

第十四條の二 国家人事委員会に、国家人事委員長秘書官一人を置く。

国家人事委員長秘書官は、国家人事委員長を命を受けて、機密に関する事務をつかさどる。

第十五條の見出しを「(国家人事委員の兼職禁止)」に改め、同條中及び事務總長を削る。

第十六條を次のように改める。

(国家人事委員会規則及び国家人事委員会指令)

第十六條 国家人事委員会は、この法律の執行に關し必要な事項について、内閣總理大臣の承認を経て、国家人事委員会規則を制定することができる。

国家人事委員会規則は、官報で公布する。

国家人事委員会は、国家人事委員会規則を実施し、又はその他の措置を行うため、国家人事委員会指令を発することが出来る。

第二十三條及び第二十八條第二項中「同時に」を削る。

附則

- 1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。
- 2 人事院並びに人事院事務局及びその地方事務所は、それぞれこの法律による改正後の国家公務員法に基き国家人事委員会並びに国家人事委員会事務局及びその地方事務所となり、同一性をもつて存続するものとする。
- 3 この法律施行の際現在に在職する人事官は、引き続き国家人事委員として在職するものとし、人事院総裁として命ぜられていた者は、引き続き国家人事委員長として命ぜられたものとする。
- 4 前項の規定により引き続き在職する国家人事委員の任期は、人事官としての任期の残任期間に相当する期間とする。
- 5 この法律施行の際現在に人事院事務局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて、国家人事委員会事務局の職員となるものとする。
- 6 国家公務員法附則第一條第二項中「人事院規則又は人事院指令」とあるのは「国家人事委員会規則又は国家人事委員会指令」と、同法附則第十條中「人事院」とあるのは「国家人事委員会」と、同條並びに同法附則第十三條及び第十四條中「人事院規則」とあるのは「国家人事委員会規則」と読み替えるものとする。
- 7 国家公務員法第一次改正法律附則第三條中「人事院規則」とあるのは、「国家人事委員会規則」と読み替へるものとする。
- 8 国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律（昭和二十二年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。
第一項中「人事委員会規則」を「国家人事委員会規則」に改める。
附則第二項を削る。
一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。
本則中「人事院」を「国家人事委員会」に、「人事院規則」を「国家人事委員会規則」に、「人事院指令」を「国家人事委員会指令」に改める。
第二條第三号、第五号及び第六号並びに第十條第三項中「同時に」を削る。
第七條中、「会計検査院長若しくは人事院総裁」を「若しくは会計検査院長」に改める。- 9 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第十四号）の一部を次のように改正する。
第二條第一項第一号中「人事院総裁」を削る。- 10 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。
第二十條第二項第三号中「、会計検査院又は人事院」を「又ハ会計検査院」に改める。- 11 第八十二條ノ二中「人事院規則」を「国家人事委員会規則」に改める。- 12 国家公務員のための国設宿舍に関する法律（昭和二十四年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第八号を次のように改める。

八 国家人事委員会事務総長
第十條第六号を次のように改める。

六 国家人事委員長

裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。
「人事院」を「国家人事委員会」に、「人事院規則」を「国家人事委員会規則」に改める。

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）の一部を次のように改正する。
第十四條第一項中「、会計検査院長又は人事院総裁」を「又ハ会計検査院長」に改める。

国家公務員法並びに第九項及び第十一項から第十三項までに掲げる法律を除く外、他の法令中「人事院」とあるのは「国家人事委員会」と、「人事官」とあるのは「国家人事委員」と、「人事院総裁」とあるのは「国家人事委員長」と、「人事院規則」とあるのは「国家人事委員会規則」と、「人事院指令」とあるのは「国家人事委員会指令」と読み替へるものとする。

○入江政府委員 だいたい提案された国家公務員法の一部を改正する法律の提案理由を御説明いたします。
この改正法律案は行政機構改革の一環として現在の人事院を改組して、これを独立後のわが国の国力及び国情にふさわしい中央人事機関とすることをもつてその目的としているものでありまして、その要点は次の通りであります。

第一に、人事院の名称を国家人事委員会に改め、これに伴つて人事官は、国家人事委員と、人事院総裁は国家人事委員長と改められることになりま

す。また従前人事院は内閣の所轄に属しておりましたのを、内閣総理大臣の所轄として總理府の外局とすることとした。他方人事院は、従前国家行政組織法の適用を受けなかつたため、みずから内部機構を定めて参りましたが、国家行政組織法の規定するところに従い、管理、任用、給与、公平、職員の五部を置くこととして、国家公務員法中に明記することとした。

第二に、人事院は、独立機関として、いわゆる二重予算の権限を有しておりましたが、今回總理府の外局といたすことに伴ひまして、この権限を廃止して、各省その他一般行政機関と同様とすることとした。

また人事院規則及び人事院指令にかえて国家人事委員会規則を制定し、及び国家人事委員会指令を発することとは、従前の制度と同じであります。国家人事委員会規則の制定については、内閣総理大臣の承認を経ることとした。給與その他人事行政に関する勧告または意見の申出の権限につきましても、国会及び内閣に対しては従前と同様であります。国会に対するものは、内閣を通じて行うことになるのであります。

第三に経過規定をいたしまして、従前の人事院、同事務局及びその地方事務所がそれぞれ国家人事委員会、同事務局及びその地方事務所として同一性をもつて存続することを定め、現

に在職する人事官はそのまま国家人事委員として在職し、人事院総裁として命ぜられていた者は国家人事委員長として命ぜられていたものとするを定め、それら人事官としての残任期間をもつて国家人事委員としての任期を定めた。その他の点については、中央人事機関として国家公務員法を実施する国家人事委員会の権限は、従前人事院の権限とかわりありません。

以上をもつて、提案理由の説明いたします。慎重御審議の上、すみやかに御決くださいますようお願い申し上げます。

○八木委員長 次に資源調査会設置法案（内閣提出第二一八号）について説明を聴取いたします。御木内閣官房副長官。

資源調査会設置法案
資源調査会設置法
（設置）
第一條 總理府に、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八條第一項に規定する機関として、資源調査会を置く。
（所掌事務）
第二條 資源調査会は、左の各号に掲げる事務をつかさどる。
一 資源の総合的利用のための方策に關し調査審議すること。
二 關係各行政機関が樹立する資源の利用計画の総合調整に關し調査審議すること。
三 資源調査の計画に關し調査審議すること。
四 前各号に規定する事項に關し、調査審議の結果を内閣總理

大臣に報告すること。

第三に経過規定をいたしまして、従前の人事院、同事務局及びその地方事務所がそれぞれ国家人事委員会、同事務局及びその地方事務所として同一性をもつて存続することを定め、現

に在職する人事官はそのまま国家人事委員として在職し、人事院総裁として命ぜられていた者は国家人事委員長として命ぜられていたものとするを定め、それら人事官としての残任期間をもつて国家人事委員としての任期を定めた。その他の点については、中央人事機関として国家公務員法を実施する国家人事委員会の権限は、従前人事院の権限とかわりありません。

以上をもつて、提案理由の説明いたします。慎重御審議の上、すみやかに御決くださいますようお願い申し上げます。

○八木委員長 次に資源調査会設置法案（内閣提出第二一八号）について説明を聴取いたします。御木内閣官房副長官。

資源調査会設置法案
資源調査会設置法
（設置）
第一條 總理府に、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八條第一項に規定する機関として、資源調査会を置く。
（所掌事務）
第二條 資源調査会は、左の各号に掲げる事務をつかさどる。
一 資源の総合的利用のための方策に關し調査審議すること。
二 關係各行政機関が樹立する資源の利用計画の総合調整に關し調査審議すること。
三 資源調査の計画に關し調査審議すること。
四 前各号に規定する事項に關し、調査審議の結果を内閣總理

大臣に報告すること。

第三に経過規定をいたしまして、従前の人事院、同事務局及びその地方事務所がそれぞれ国家人事委員会、同事務局及びその地方事務所として同一性をもつて存続することを定め、現

に在職する人事官はそのまま国家人事委員として在職し、人事院総裁として命ぜられていた者は国家人事委員長として命ぜられていたものとするを定め、それら人事官としての残任期間をもつて国家人事委員としての任期を定めた。その他の点については、中央人事機関として国家公務員法を実施する国家人事委員会の権限は、従前人事院の権限とかわりありません。

以上をもつて、提案理由の説明いたします。慎重御審議の上、すみやかに御決くださいますようお願い申し上げます。

○八木委員長 次に資源調査会設置法案（内閣提出第二一八号）について説明を聴取いたします。御木内閣官房副長官。

資源調査会設置法案
資源調査会設置法
（設置）
第一條 總理府に、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八條第一項に規定する機関として、資源調査会を置く。
（所掌事務）
第二條 資源調査会は、左の各号に掲げる事務をつかさどる。
一 資源の総合的利用のための方策に關し調査審議すること。
二 關係各行政機関が樹立する資源の利用計画の総合調整に關し調査審議すること。
三 資源調査の計画に關し調査審議すること。
四 前各号に規定する事項に關し、調査審議の結果を内閣總理

大臣又は内閣総理大臣を通じて
関係各行政機関の長に対し、勸
告し、又は報告すること。

五 関係各行政機関が行う各般の
経済計画の作成及び国の予算の
編成に必要な資源の利用に關す
る資料を収集整理すること。

六 資源の利用に關する内外の資
料を収集し、並びに資源の利用
に關し周知させ、及び啓蒙を行
うこと。

七 その他資源の総合的利用に關
すること。

2 資源調査会は、前項に規定する
ものの外、内閣総理大臣の諮問に
応じ、同項第一号から第三号まで
に規定する事項に關し調査審議
し、その結果を内閣総理大臣に答
申する。

3 関係各行政機関の長は、その所
掌事務を遂行するにあつて必要
があると認めるときは、第一項第一
号から第三号までに規定する事項
に關し、資源調査会の調査審議を
求めることができる。

(資料の提出等の要求)
第三條 資源調査会は、その所掌事
務を遂行するために必要があると
認めるときは、関係各行政機関の
長に対し、資料の提出、意見の開
陳、説明その他必要な協力を求め
ることができる。

(組織)
第四條 資源調査会は、会長、副会長
及び委員二十人以内で組織する。
(会長)
第五條 会長は、経済審議庁長官を
もつて充てる。

2 会長は、会務を総理する。

(副会長)
第六條 副会長は、一人とし、学識
経験がある者又は関係各行政機関
の職員のうちから、内閣総理大臣
が任命する。

2 副会長は、会長を助け、会長に
事故があるときは、その職務を代
理する。

3 副会長は、常勤とする。但し、
関係各行政機関の職員のうちから任
命された場合又はやむを得ない場
合には、非常勤とすることができ
る。

(委員)
第七條 委員は、学識経験がある者
又は関係各行政機関の職員のうち
から、内閣総理大臣が任命する。

2 関係各行政機関の職員(数職に
ある者及び試験研究に従事する者
を除く。)のうちから任命される
委員の数は、委員の総数の二分の
一以下でなければならない。

3 委員は、非常勤とする。

4 学識経験がある者のうちから任
命される委員の任期は、二年とす
る。但し、補欠委員の任期は、前
任者の残任期間とする。

5 前項の委員は、再任されること
ができる。

(會議)
第八條 資源調査会は、会長、副会
長及び委員の過半数が出席しなけ
れば、會議を開くことができない。

2 会長は、會議の議長となり、議
事を整理する。会長に事故がある
場合には、副会長が、会長、副会
長ともに事故がある場合には、会

長があらかじめ指名する委員が、
會議の議長となる。

3 資源調査会の議事は、会長、副
会長及び委員のうち出席した者の
過半数で決する。可否同数のとき
は、議長の決するところによる。

(事務局)
第九條 資源調査会の事務を処理さ
せるため、資源調査会に、事務局
を置く。

2 事務局に、事務局長及び必要の
職員を置く。

3 事務局長は、委員のうちから、
内閣総理大臣が任命する。

4 事務局長は、会長の命を受け
て、事務局の事務を掌理する。

(連絡會議)
第十條 資源の利用に關し、資源調
査会及び関係各行政機関相互の間
の連絡を図るため、資源調査会
に、連絡會議を置く。

(政令への委任)
第十一條 この法律に定めるものを
除く外、資源調査会に關し必要な
事項は、政令で定める。

附則
1 この法律は、昭和二十七年七月
一日から施行する。

2 この法律施行の際現に経済安定
本部設置法(昭和二十四年法律第
百六十四号)第十五條に規定する
資源調査会の事務局の職員である
者は、別に辞令を発せられない場
合においては、同一の勤務條件を
もつて、資源調査会事務局の職員
となるものとする。

○勸本政府委員 ただいま議題となり
ました資源調査会設置法案の提案理由

及びその要旨について説明いたします。
昭和二十二年十二月経済安定本部の
附屬機關として資源委員会が設置せら
れ、後資源調査会に改められ、今日に
至つておりますが、その間調査審議の
成果は、洪水予報組織、合成纖維工業
の育成等十の報告、十三の報告その他数
多くの参考資料等に顯著に現われてい
るのであります。これらの報告及び
報告等は、それと直接、間接に行政
施策に取入れられ、密着するところ大
であつたのであります。今回、行政機
構改革の一環として、経済安定本部が
廃止されたので、本調査会を総理府の
附屬機關として設置し、従来政令にゆ
だねていたところを法律をもつて規定
するとともに、この際運営上の不備を
改める必要があるため、本法案を提出
する次第であります。

次にその要旨を御説明いたします
と、第一に、さきに申し上げましたよ
うに、本調査会を総理府の附屬機關と
し、第二に、調査会の調査審議は、自
発的に行う場合のほか、内閣総理大臣
の諮問に應じ、また他の行政機関の依
頼にも應じ得るよう明文化いたしまし
た。第三に、調査会は、従来、会長、
副会長、委員をもつて組織する會議及
び事務局の四者で構成せられていまし
たが、これを通常の審議會と同様の組
織に改めるとともに、委員の数を二十
名以内としたしました。第四に、関係
各行政機関との連絡を緊密にするた
め、調査会に連絡會議を置くこととい
はしました。

以上本法案の提案理由及びその要旨
について御説明いたしました。何とぞ

慎重御審議の上、すみやかに御賛成あ
られるようお願いする次第であります。
す。

○八木委員長 次に国家行政組織法の
一部を改正する法律案(内閣提出第
二〇〇号)、行政機関職員定員法の一部
を改正する法律案(内閣提出第二〇一
号)及び建設省設置法の一部を改正する
法律案(内閣提出第二六号)について
説明を求めます。國務大臣野田卯二君。

国家行政組織法の一部を改正する
法律案
国家行政組織法の一部を改正す
る法律

国家行政組織法(昭和二十三年法
律第二十号)の一部を次のように
改正する。

第三條第三項中「法務府」を削
り、同條第四項中「別表第一」を「別
表」に改める。

第五條第一項中「法務府」及び
「法務總裁」を削り、同條第二項を
削り、同條第三項を同條第二項とす
る。

第十二條第一項中「法務府令」を
削る。

第十七條第一項中「法務府」を削
る。

第十八條第一項中「法務府及び」を
削る。

第二十二條を削り、第二十二條の
二を第二十二條とする。

第二十四條の二中「五月三十一日」
を「六月三十日」に改める。

別表第一から別表第三までを次の
ように改める。

行政機関の区分	定員	備考
総理府 本府 公正取引委員会 国家公安委員会 国家地方警察 国家消防本部 土地調整委員会 国家人事委員会 宮内庁 調達庁 行政管理庁 北海道開発庁 自治庁 保安庁 経済審議庁	一、八二二人 二四〇人 四五、二八〇人 一一一人 一八人 九一六人 九五二人 三、一八二人 一、三三一人 三、二二三人 二二三人 八、五五七人 三七四人 六六、二〇九人	うち三〇、〇〇〇人は、警察官とする。
法務省 本省 司法試験管理委員会 公安審査委員会	四三、一四一人 一人 一人	うち一〇、九〇七人は、検察庁の職員とする。

[illegible]

府又は省	總理府	公正取引委員會 國家公安委員會 土地調整委員會 國家人事委員會	宮内庁 調達庁 行政管理庁 北海道開発庁 自治庁 保安庁 經濟審議庁
委員會	司法試験管理委員會 公安審査委員會	公安調査委員會	公安調査庁
外務省			
大蔵省			

文 部 省	文 化 財 保 護 委 員 會	
厚 生 省		
農 林 省		水 產 庁
通 商 產 業 省		特 許 庁
運 輸 省	船 員 勞 働 委 員 會 捕 獲 審 檢 再 審 查 委 員 會	海 難 審 判 庁
郵 政 省		
勞 働 省	中 央 勞 働 委 員 會 公 共 企 業 體 仲 裁 委 員 會 公 共 企 業 體 中 央 調 停 委 員 會 公 共 企 業 體 地 方 調 停 委 員 會	
建 設 省	首 都 建 設 委 員 會	

附則

この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。但し、国家行政組織法第二十四條の二の改正規定は、公布の日から施行する。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法の一部を改正する法律

行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第一條中「法務府、」及び「經濟安定本部」を削る。

第二條第一項の表を次のように改める。

運輸省	捕獲審査再審査委員会 海難審判庁	五人 一五一人
	計	一七、八四五人
郵政省	本省	二四九、六九四人
	計	一九、九八五人
労働省	本省	九〇人
	中央労働委員会	一六人
	公共企業体仲裁委員会	二二人
	公共企業体中央調停委員会	

公共企業体地方調停委員会	計	七九人
	計	二〇、一九二人
建設省	本省	一〇、八〇五人
	首都建設委員会	一人
合 計	計	一〇、八〇五人
	計	六八八、四六〇人

第二條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とし、同條第四項を同條第三項とする。

第三條中、「法務府令、省令又は経済安定本部令」を「又は省令」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2 調達庁及び行政管理局においては、この法律施行の際現在に在職する職員のうち改正後の行政機関職員定員法第二條第一項の定員をこえる員数の職員は、昭和二十八年三月三十一日までの間は、定員の外に置くことができる。

3 改正後の行政機関職員定員法第二條第一項の規定にかかわらず、昭和二十七年九月三十日までの間は、通商産業省の本省の職員の定員は、一万四千三十一人とし、同年十月一日から同年十二月三十一日までの間は、通商産業省の本省の職員の定員は、一万三千九百十八人とする。

4 通商産業省の本省においては、昭和二十七年十二月三十一日までの間は、二百十五人以内の職員を

前項の定員の外に置くことができる。

5 各行政機関（調達庁、行政管理局及び通商産業省の本省を除く。）においては、この法律施行の際現在に在職する職員のうち改正後の行政機関職員定員法第二條第一項の定員をこえる員数の職員は、昭和二十七年十二月三十一日までの間は、定員の外に置くことができる。

6 行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項とし、附則第五項を附則第四項とする。

建設省設置法の一部を改正する法律案
建設省設置法の一部を改正する法律

建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第一條及び第二條を次のように改める。

（この法律の目的）

第一條 この法律は、建設省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二條 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三條第二項の規定に基づいて、建設省を設置する。

2 建設省の長は、建設大臣とする。

第三條第一号中「立案」の下に「に関する事務」を加え、同條第八号及び第十三号中「維持及び管理」を「維持、修繕その他の管理」に改め、同條第二十四号を次のように改める。

二十四 地代及び家賃に関する事務を処理すること。

第三條第二十六号中「電気通信事業特別会計」を削り、「学校の復旧整備のための営繕」の下に「保安庁の特殊な建物の営繕」を加え、同條第二十六号の二中「又は日本専売公社」を「日本専売公社又は日本電信電

話公社」に改め、「建設工事用資材の加工及び」を削り、同條第二十七号を削り、同條第二十六号の三を同條第二十七号とし、同條第二十六号の二の次に次の三号を加える。

二十六の三 公共団体、日本国有鉄道、日本専売公社又は日本電信電話公社の委託に基づき、建設工事に關する調査、試験、検定及び研究を行い、並びに建設省の所掌行政に係る事項に關する技術者の養成及び訓練を行うこと。

二十六の四 第二十六号の二に掲げるものの外、委託に基づき、建設省の所掌に係る建設工事の施行に伴い必要を生じた工事を行うこと。

二十六の五 第二十六号の三に掲げるものの外、委託に基づき、重要な河川工作物について、調査、試験及び研究を行うこと。

第三條第二十九号中「試験」、「の下に「検定」を、「事務を処理し」、「の下に「建設技術に關する指導並びに建設技術に關する試験及び研究の助成を行い、」を加える。

第四條第一項中

河川局
道路局
都市局
住宅局

「計画局
河川局
道路局
住宅局」に改める。

第四條第二項から第五項までを次のように改める。

2 大臣官房においては、前條第二十五号、第二十八号及び第三十号に規定する事務、同條第二十六号の二及び第二十六号の三に規定する事務（他の局及び附屬機関の所掌に屬するものを除く）並びに他の局の所掌に屬しない事務をつかさどる。

3 計画局においては、前條第一号、第四項から第七号まで及び第十七号に規定する事務、同條第三号に規定する事務の総括に關する事務、同條第二十号に規定する事務のうち建築基準法による地域及び地区の指定に關するもの並びに同條第二十九号に規定する事務（附屬機関の所掌に屬するものを除く）をつかさどる。

100

在の管理局の所掌とならない事務はこれを官房に移し、官房に官房長を置くこととしたと存じます。

第二に、従来総理府の外局として置かれておりました首都建設委員会を建設省の外局として置くこととし、事務局長その他委員会の事務局の職員は、建設省計画局の職員のうちから兼ねて任命することとしたし、これがため首都建設法についても一、二所要の改正をいたしたいと存じます。

第三に、技監制度を廃止し、これにかえて、建設技術会議を附属機関として設置し、建設省の所管行政にかかる技術に関する重要事項を審査するものとしたと存じます。

第四に、本省に監察官十人以上を置き、所管行政の監察を行わせるとともに、建設大臣が必要があると認めるときは、建設省の助成にかかる事業の実況の検査を行わせることができるものとし、監察機構を整備して、もつて建設省の所管行政、特に建設工事の適正な施行を確保したいと存じます。

第五に、従来経済安定本部物価局において所掌している地代及び家賃に関する事務を、安定本部の廃止に伴いまして住宅局の所掌事務とし、住宅の緊急措置に関する事務、及び連合国最高司令官から政府に返還されたいわゆる特殊物件に関する事務を、整理することとしたと存じます。

第六に、測量審議会は、昭和二十七年三月三十一日限りで廃止になることになつておりましたが、右審議会において審議する適当とする事項について、一部審議が未了のため、いまだ一年その廃止を延期することとし、これに伴いまして測量法に所要の改正を加え

たいと存じます。

その他この機会に建設省設置法の規定で不備な点を若干整備いたしたいと存する次第であります。

以上が建設省設置法の一部を改正する法律案の大綱でございますが、何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたす次第であります。

○八木委員長 次に労働省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第二一五号）について、政府より説明を聴取いたします。労働政務次官 澤口三郎君。

労働省設置法の一部を改正する法律案

労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三款 公共職業安定所（第十八条・第十九条）」を「第四款 婦人少年室（第十七条の二）」と改める。

第四條中第二十号を削り、第二十号を第二十号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。

第五條第二項を削る。

第五條の次に次の一條を加える。

（特別な職）

第五條の二 大臣官房に、統計調査監一人を置く。

2 統計調査監は、命を受けて、第六條第十二号から第十八号までに掲げる事務を掌理する。

第六條第二項を削る。

第十四條中「公共職業安定所」を「婦人少年室」に改める。

第十五條第三項中「本省大臣官房労働統計調査部長」を「統計調査監」に改める。

第二章第三節第三款を第四款とし、第十七條の次に次の一款を加える。

第三款 婦人少年室

（婦人少年室）

第十七條の二 婦人少年室は、都道府県ごとに置かれるものとし、その名称は、当該都道府県の名を冠する。

2 婦人少年室の位置は、当該都道府県の都道府県庁の所在地とする。

3 婦人少年室の管轄区域は、当該都道府県の区域とする。

4 婦人少年室は、第九條各号に掲げる事務をつかさどる。

5 婦人少年室の内部組織は、労働省令で定める。

附則

この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

○澤口政府委員 労働省設置法の一部を改正する法律案を審議せられるにあたり、提案の理由を御説明いたします。

御承知のごとく、政府といたしましては、我が国の自主自立態勢に即応し、現在の国力にふさわしい簡素かつ能率的で、しかも民主主義の原則にのつとめる行政機構を樹立するため、行政機構の改革を行うこととしたのであります。その一環として、労働省につ

きまして、労働統計調査部を廃止し

て統計調査監を置くこととし、なおあわせてこの際、婦人少年室を本省の地方支分部局として、設置法に掲記すべき旨を閣議決定いたしましたので、これに基づき労働省設置法の一部を改正することとし、本案を提案いたしました次第であります。以下その要点を御説明いたします。

まず第一点といたしまして、労働統計調査部の廃止及びこれにかわる統計調査監の設置であります。これは現在各省の官房または局に置かれていた行政組織法の改正以来、臨時の制度として一年ごとの存続を延長して今日に至つたものであります。今回の行政機構の改革の一環としてこれを打ち切ることとしたのであります。労働省設置法につきましても、これに必要な改正を加えることとしたのであります。

次に、今般本省の地方支分部局として各都道府県ごとに婦人少年室を設けて、本省婦人少年局の所掌する婦人及び年少労働に特殊な労働条件の向上及び保護をはかること、婦人及び年少者に特殊な労働問題に関すること等の事務を分掌させることとしたのであります。これは設置法に基づく地方支分部局としては新設の機関であります。従来本省の婦人少年局の職員を各都道府県に常駐せしめ、これらの事務を行わせたものを、そのまま地方支分部局として設けることとしたもので、実際上は現状に変更を加えるものでないものであります。

なお最後に、設置法第四條第二十号に規定する「労働に関する団体の役員への就職禁止に関する労働省の権限事項」を今回削除いたすこととしたのであります。これは去る三月に国会を通過した「ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く労働省関係諸命令の廃止に関する法律」の施行により、当省の事務としてはなくなつておりました。それを今回本設置法改正の機会において整理することとしたのであります。

以上本法案提出理由の概要を御説明した次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに可決あらんことをお願い申し上げる次第であります。

○八木委員長 この際公聴会開会に関する件についてお諮りいたします。今次の行政機構の改革はきわめて広範囲のもので、国民生活の上にも重大な意味を有するものであります。従つて前会お諮りいたしました。公聴会を開くこととし、公聴会を開こうとする議案を、国家行政組織法の一部を改正する法律案、その他行政機構改革諸法案についてというにいたして、行政機構の改革について、広く各界の意見を聴取いたしたいと存じます。衆議院規則第七十七條によりまして、あらかじめ議長長の承認を得なければなりませんが、その旨議長に申し出、承認がなされたから、公聴会を開くこととしたし、開会日時の決定、公聴人の選定、その他所要の手続等につきましては、委員長に御一任願うことといたしたいと存じます。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○八木委員長 御異議なければ、さうに今日はからいます。

これにて午前中の会議を終り、午後

は一時より再開いたします。暫時休憩いたします。

午後零時十五分休憩

午後一時三十九分開議

○八木委員長 これより内閣委員会を再開いたします。

法務府設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第二三五号）を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。法務府次官龍野喜一郎君。

法務府設置法等の一部を改正する法律案

法務府設置法等の一部を改正する法律

目次

- 第一條 法務府設置法の一部改正
- 第二條 犯罪者予防更生法の一部改正
- 第三條 更生緊急保護法の一部改正
- 第四條 保護司法の一部改正
- 第五條 恩赦法の一部改正
- 第六條 平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律の一部改正
- 第七條 少年法の一部改正
- 第八條 少年院法の一部改正
- 第九條 外国人登録法の一部改正
- 第十條 出入国管理令の一部改正
- 第十一條 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律の一部改正
- 第十二條 外務省設置法の一部改正
- 第十三條 裁判所法の一部改正

第十四條 判事補の職権の特例等に関する法律の一部改正

第十五條 檢察庁法の一部改正

第十六條 司法試験法の一部改正

第十七條 弁護士法の一部改正

第十八條 檢察審査会法の一部改正

第十九條 人權擁護委員法の一部改正

第二十條 公安審査委員会設置法の一部改正

第二十一條 公安調査庁設置法の一部改正

第二十二條 国の利害に係る法律の訴訟について法務總裁の権限等に関する法律の一部改正

第二十三條 沖繩關係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令の一部改正

第二十四條 司法書士法の一部改正

第二十五條 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

第二十六條 國家公務員共済組合法の一部改正

第二十七條 恩給法の一部改正

第二十八條 警察法の一部改正

第二十九條 土地調整委員会設置法の一部改正

第三十條 旅券法の一部改正

第三十一條 租税特別措置法の一部改正

第三十二條 國稅徵收法の一部改正

第三十三條 精神衛生法の一部改正

第三十四條 結核予防法の一部改正

第三十五條 統計法の一部改正

第三十六條 連合國財産の返還等に関する政令の一部改正

第三十七條 他の法令の一部改正

附則

（法務府設置法の一部改正）

第一條 法務府設置法（昭和二十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

法務省設置法

「法務總裁」を「法務大臣」に、「法務府令」を「法務省令」に改める。

第一條から第十一條までを次のように改める。

第一條 國家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三條第二項の規定に基づいて、法務省を設置する。

法務省の長は、法務大臣とする。

第二條 法務省は、左に掲げる國の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一 檢察に関する事項

二 行刑に関する事項

三 恩赦及び更生保護に関する事項

四 國の利害に係る争訟に関する事項

五 国籍、戸籍、住民登録、登記及び供託に関する事項

六 人權の擁護に関する事項

七 出入國の管理及び外国人の登録に関する事項

八 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第 号）の規定による破壊的団体の規制に関する事項

九 司法制度及び法務に関する法令案の作成に関する事項

十 平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律（昭和二十七年法律第三十三号）の規定による刑の執行及び赦免等に関する事項

十一 前各号に掲げるものの外、他の機関に属しない法務に関する事項

第三條 法務省に、大臣官房及び左の六局を置く。

民事局

刑事局

矯正局

保護局

訟務局

入国管理局

第四條 大臣官房に、官房長を置く。

官房長は、命を受けて大臣官房の事務を掌理する。

訟務局及び入国管理局に、次長各一人を置く。

次長は、局長を助け、局務を整理する。

第五條 大臣官房においては、左の事務を掌る。

一 皇統謚副本の保管に関する事項

二 機密に関する事項

三 大臣の官印及び省印の管守に関する事項

四 各部局の所掌事務の連絡調整に関する事項

五 所管行政の考査に関する事項

六 最高裁判所との連絡交渉に関する事項

七 公文書類の接受、発送及び保存に関する事項

八 法務に関する法令の周知徹底に関する事項

九 法務省及びその所管各庁の事務に関する情報宣伝に関する事項

十 渉外事務に関する事項

十一 公安審査委員会の職務に関する事項

十二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事項

十三 司法試験に関する事項

十四 経費及び収入の予算、決算、会計及び会計の監査に関する事項

十五 法務省及びその所管各庁の管理に属する財産及び物品に関する事項

十六 職員共済組合その他職員の厚生に関する事項

十七 營繕に関する事項

十八 他の部局の所管に属しない法令案の作成に関する事項

十九 内外の法令並びに司法制度及び法務に関する資料の調査、収集、整備及び編纂に関する事項

二十 法務に関する統計に関する事項

第六條 民事局においては、左の事務を掌る。

- 一 国籍に関する事項
- 二 戸籍に関する事項
- 三 住民登録に関する事項
- 四 登記に関する事項
- 五 土地台帳及び家屋台帳に関する事項
- 六 供託に関する事項
- 七 公証に関する事項
- 八 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項
- 九 人権侵犯事件の調査及び情報収集に関する事項
- 十 民間における人権擁護運動の助長に関する事項
- 十一 人権擁護委員に関する事項
- 十二 人身保護、貧困者の訴訟援助その他人権の擁護に関する事項
- 十三 民事に関する法令案の作成に関する事項
- 十四 民事に関する事項で他の所管に属しないもの

第八條 矯正局においては、左の事務を掌る。

- 一 犯罪人に対する刑及び拘留の執行その他行刑に関する事項
- 二 刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院及び少年鑑別所に関する事項
- 三 矯正職員の教養訓練に関する事項
- 四 犯罪人の指紋に関する事項
- 五 矯正に関する事項で他の所管に属しないもの
- 六 平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による刑の執行に関する事項

減、仮出所等に関する事項

- 第十條 訟務局においては、左の事務を掌る。
- 一 民事に関する訴訟に関する事項
 - 二 行政に関する訴訟に関する事項
 - 三 十一條 入国管理局においては、左の事務を掌る。
 - 一 出入国の管理に関する事項
 - 二 本邦における外国人の在留に関する事項
 - 三 外国人の登録に関する事項
 - 四 入国者收容所及び入国管理事務所に関する事項
 - 第十一條の二 第五條乃至前條の規定により所掌部局の定められない事務の所掌については、法務大臣の定めるところによる。
 - 第十一條の三 法務大臣所部の職員に法務に関する専門的研究を行わせ、及び法務大臣所部の職員（矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。）に對し、職務上必要な訓練を行う機関として、法務大臣の管理に属する法務研修所を置く。

一号乃至第十二号及び第十條に改める。

- 第十三條の四中「少年保護鑑別所」を「少年鑑別所」に改める。
- 第十三條の五中「矯正保護管区本部」を「矯正管区」に、同條第一項中「矯正保護局」を「矯正局」に、「少年保護鑑別所」を「少年鑑別所」に、同條第二項中「名称及び位置並びに管区の区域」を「名称、位置及び管轄区域」に改める。
- 第十三條の八及び第十三條の十二を削り、第十三條の十三及び第十三條の十四中「法務府」を「法務省」に改め、第十三條の十四を第十三條の十六とし、第十三條の十三を第十三條の十五とし、第十三條の十一を第十三條の十四とし、第十三條の十を第十三條の十三とし、第十三條の九を第十三條の十二とし、第十三條の七を第十三條の十一とし、第十三條の六の次に次の四條を加える。
- 第十三條の七 法務大臣の所轄の下に、犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第四百二十二号）第三條の事務を掌らせるため、中央更生保護審査会を置く。
- 中央更生保護審査会については、犯罪者予防更生法の定めるところによる。
- 第十三條の八 法務大臣の管理の下に、犯罪者予防更生法第十二條の事務を掌らせるため、地方更生保護委員会を置く。
- 地方更生保護委員会の名称、位置及び管轄区域は、別表七の通りとする。
- 前項に定めるものの外、地方

更生保護委員会については、犯罪者予防更生法の定めるところによる。

- 法務大臣の管理の下に、犯罪者予防更生法第十八條の事務を掌らせるため、保護観察所を置く。
- 保護観察所の名称、位置及び管轄区域は、別表八の通りとする。
- 法務大臣は、必要と認めるときは、保護観察所の支部を置くことができる。
- 保護観察所の内部組織並びに支部の名称、位置及び内部組織は、法務省令でこれを定める。
- 第十三條の九 出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）の規定による退去強制令書の執行を受ける者を送還するため一時これらの者を收容する機関として、法務大臣の管理に属する入国者收容所を置く。
- 入国者收容所の名称及び位置は、別表九の通りとする。
- 入国者收容所の内部組織は、法務省令でこれを定める。
- 第十三條の十 法務大臣の管理の下に、第十一條第一号及び第二号の事務を分掌させるため、入国管理事務所を置き、入国管理事務所の事務を分掌させるため、入国管理事務所の出張所を置く。
- 入国管理事務所の名称、位置及び管轄区域は、別表十の通りとし、入国管理事務所の出張所の名称及び位置は、別表十一の通りとする。

入国管理事務所及び出張所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

第十七條中第十三條の十四を「第十三條の十六」に改める。

別表一中「関東矯正保護研究所」を「関東矯正保護研究所」に、「近畿矯正保護研究所」を「近畿矯正保護研究所」に、「中部矯正保護研究所」を「中部矯正保護研究所」に、「中国矯正保護研究所」を「中国矯正保護研究所」に、「九州矯正保護研究所」を「九州矯正保護研究所」に改める。

別表二「矯正保護審議会の項中「矯正保護審議会」を「矯正審議会」に、「矯正保護」を「矯正」に、「矯正保護施設」を「矯正施設」に改め、同項の次に次の二項を加える。

別表三「札幌法務局の項中「岩見沢市」を「岩見沢市 美唄市」に改め、「美唄市」を削り、「奈井江村」を「奈井江町」に改め、同表旭川地

州矯正保護研究所」を「九州矯正研究所」に、「東北矯正保護研究所」を「東北矯正研究所」に、「北海道矯正保護研究所」を「北海道矯正研究所」に、「四国矯正保護研究所」を「四国矯正研究所」に改める。

別表二「矯正保護審議会の項中「矯正保護審議会」を「矯正審議会」に、「矯正保護」を「矯正」に、「矯正保護施設」を「矯正施設」に改め、同項の次に次の二項を加える。

別表三「札幌法務局の項中「岩見沢市」を「岩見沢市 美唄市」に改め、「美唄市」を削り、「奈井江村」を「奈井江町」に改め、同表旭川地

更生保護事業審議会

法務大臣の諮問に依りて、更生保護事業の向上に関する重要事項について調査審議すること。

保護司 選考会

法務大臣又は地方更生保護委員会の委員長の諮問に依りて、保護司の委嘱及び解職に関する意見を述べること。

別表三「札幌法務局の項中「岩見沢市」を「岩見沢市 美唄市」に改め、「美唄市」を削り、「奈井江村」を「奈井江町」に改め、同表旭川地

方法務局の項中「上富良野村」を「上富良野町」に、「興部村」を「興部町」に改める。

「北方医療刑務所」を「城野医療刑務所」に改める。
別表五東京少年保護鑑別所の項から松山少年保護鑑別所の項までの各表中「少年保護鑑別所」を「少年鑑別所」に改める。
別表六中「管区本部の名称」を「名称」に、「管区本部の位置」を「位置」に、「管区本部の区域」を「管轄区域」に、「矯正保護管区本部」を「矯正管区」に改める。
別表六の次に次の五表を加える。

(別表) 七

名	称	位	置	管	轄	区	域
関東地方更生保護委員会		東京都		東京高等裁判所の管轄区域			
近畿地方更生保護委員会		大阪市		大阪高等裁判所の管轄区域			
中部地方更生保護委員会		名古屋		名古屋高等裁判所の管轄区域			
中国地方更生保護委員会		広島市		広島高等裁判所の管轄区域			
九州地方更生保護委員会		福岡市		福岡高等裁判所の管轄区域			
東北地方更生保護委員会		仙台市		仙台高等裁判所の管轄区域			
北海道地方更生保護委員会		札幌市		札幌高等裁判所の管轄区域			
四国地方更生保護委員会		高松市		高松高等裁判所の管轄区域			

(別表) 八

名	称	位	置	管	轄	区	域
東京保護観察所		東京都		東京地方裁判所の管轄区域			
横浜保護観察所		横浜市		横浜地方裁判所の管轄区域			
浦和保護観察所		浦和市		浦和地方裁判所の管轄区域			
千葉保護観察所		千葉市		千葉地方裁判所の管轄区域			
水戸保護観察所		水戸市		水戸地方裁判所の管轄区域			
宇都宮保護観察所		宇都宮市		宇都宮地方裁判所の管轄区域			

前橋保護観察所	前橋市	前橋地方裁判所の管轄区域
静岡保護観察所	静岡市	静岡地方裁判所の管轄区域
甲府保護観察所	甲府市	甲府地方裁判所の管轄区域
長野保護観察所	長野市	長野地方裁判所の管轄区域
新潟保護観察所	新潟市	新潟地方裁判所の管轄区域
大阪保護観察所	大阪市	大阪地方裁判所の管轄区域
京都保護観察所	京都市	京都地方裁判所の管轄区域
神戸保護観察所	神戸市	神戸地方裁判所の管轄区域
奈良保護観察所	奈良市	奈良地方裁判所の管轄区域
大津保護観察所	大津市	大津地方裁判所の管轄区域
和歌山保護観察所	和歌山市	和歌山地方裁判所の管轄区域
名古屋保護観察所	名古屋市	名古屋地方裁判所の管轄区域
津保護観察所	津市	津地方裁判所の管轄区域
岐阜保護観察所	岐阜市	岐阜地方裁判所の管轄区域
福井保護観察所	福井市	福井地方裁判所の管轄区域
金沢保護観察所	金沢市	金沢地方裁判所の管轄区域
富山保護観察所	富山市	富山地方裁判所の管轄区域

広島保護観察所	広島市	広島地方裁判所の管轄区域
山口保護観察所	山口市	山口地方裁判所の管轄区域
岡山保護観察所	岡山市	岡山地方裁判所の管轄区域
鳥取保護観察所	鳥取市	鳥取地方裁判所の管轄区域
松江保護観察所	松江市	松江地方裁判所の管轄区域
福岡保護観察所	福岡市	福岡地方裁判所の管轄区域
佐賀保護観察所	佐賀市	佐賀地方裁判所の管轄区域
長崎保護観察所	長崎市	長崎地方裁判所の管轄区域
大分保護観察所	大分市	大分地方裁判所の管轄区域
熊本保護観察所	熊本市	熊本地方裁判所の管轄区域
鹿児島保護観察所	鹿児島市	鹿児島地方裁判所の管轄区域
宮崎保護観察所	宮崎市	宮崎地方裁判所の管轄区域
仙台保護観察所	仙台市	仙台地方裁判所の管轄区域
福島保護観察所	福島市	福島地方裁判所の管轄区域
山形保護観察所	山形市	山形地方裁判所の管轄区域
盛岡保護観察所	盛岡市	盛岡地方裁判所の管轄区域
秋田保護観察所	秋田市	秋田地方裁判所の管轄区域
青森保護観察所	青森市	青森地方裁判所の管轄区域
札幌保護観察所	札幌市	札幌地方裁判所の管轄区域
函館保護観察所	函館市	函館地方裁判所の管轄区域
旭川保護観察所	旭川市	旭川地方裁判所の管轄区域
釧路保護観察所	釧路市	釧路地方裁判所の管轄区域
高松保護観察所	高松市	高松地方裁判所の管轄区域
徳島保護観察所	徳島市	徳島地方裁判所の管轄区域
高知保護観察所	高知市	高知地方裁判所の管轄区域
松山保護観察所	松山市	松山地方裁判所の管轄区域

(別表) 九

名	称	位 置
大村入国者收容所		大村市
横浜入国者收容所		横浜市

(別表) 十

名	称	位 置	管 轄 区 域
札幌入国管理事務所		札幌市	北海道
仙台入国管理事務所		仙台市	宮城県 福島県 岩手県 青森県 山形県 秋田県
東京入国管理事務所		東京都	東京都 新潟県 埼玉県 群馬県 千葉県 茨城県 栃木県 山梨県 長野県
横浜入国管理事務所		横浜市	神奈川県 静岡県
名古屋入国管理事務所		名古屋市	愛知県 三重県 岐阜県 福井県 石川県 富山県
神戸入国管理事務所		神戸市	大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 和歌山県
高松入国管理事務所		高松市	香川県 愛媛県 徳島県 高知県 岡山県
松江入国管理事務所		松江市	鳥取県 島根県
下関入国管理事務所		下関市	広島県 山口県 福岡県の内門司市
福岡入国管理事務所		福岡市	福岡県(門司市を除く) 佐賀県 熊本県 大分県 長崎県の内上県郡 下県郡及び老松郡
大村入国管理事務所		大村市	長崎県(上県郡、下県郡及び壱岐郡を除く)
鹿児島入国管理事務所		鹿児島市	宮崎県 鹿児島県

(別表) 十一

名	称	位 置
札幌入国管理事務所釧路港出張所		釧路市
札幌入国管理事務所小樽港出張所		小樽市
札幌入国管理事務所室蘭港出張所		室蘭市
札幌入国管理事務所函館港出張所		函館市
仙台入国管理事務所青森港出張所		青森市
仙台入国管理事務所釜石港出張所		釜石市

仙合入国管理事務所塩釜港出張所	塩釜市
東京入国管理事務所東京港出張所	東京都
東京入国管理事務所羽田空港出張所	東京都
横浜入国管理事務所横浜港出張所	横浜市
横浜入国管理事務所横浜須賀港出張所	横浜市
横浜入国管理事務所川崎港出張所	川崎市
横浜入国管理事務所清水港出張所	清水市
名古屋入国管理事務所名古屋港出張所	名古屋市
名古屋入国管理事務所四日市港出張所	四日市市
名古屋入国管理事務所敦賀港出張所	敦賀市
神戸入国管理事務所神戸港出張所	神戸市
神戸入国管理事務所大阪港出張所	大阪市
神戸入国管理事務所下津港出張所	和歌山県海草郡下津町
神戸入国管理事務所舞鶴港出張所	舞鶴市
神戸入国管理事務所広畑港出張所	姫路市
高松入国管理事務所宇野港出張所	玉野市
高松入国管理事務所新居浜港出張所	新居浜市
下関入国管理事務所下関港出張所	下関市
下関入国管理事務所広島港出張所	広島市

第二章を次のように改める。

第二章 更生保護の機関

第一節 中央更生保護審査会

（審査会の権限及び所掌事務）

第三條 中央更生保護審査会（以下「審査会」という。）は、左に掲げる権限を有し、その権限に関する事務をつかさどる。

一 法務大臣に対し、特赦、特

定の者に対する減刑、刑の執

行の免除又は特定の者に対す

る復権の実施について申出を

すること。

二 地方更生保護委員会がした

決定につき、この法律の定め

るところにより審査を行い、

決定すること。

三 その他この法律又は他の法

律により審査会に属せしめら

れた権限

（審査会の組織）

第四條 審査会は、委員三人で組

織する。

（委員の任命）

第五條 委員は、両議院の同意を

得て、法務大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠

員を生じた場合において、国会

の閉会又は衆議院の解散のため

に両議院の同意を得ることがで

きないときは、法務大臣は、前

項の規定にかかわらず委員を任

命することができる。

3 前項の場合においては、任命

後最初の国会で両議院の事後の

承認を得なければならない。こ

の場合において両議院の事後の

承認を得られないときは、法務

大臣は、その委員を罷免しなけ

ればならない。

4 委員の任命については、その

うち二人以上が同一政党に属す

（犯罪者予防更生法の一部改正）

第一條 犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二章 更生保護委員会

第一節 委員会の設置及び組織（第三條、第十五條）

第二節 委員会の権限（第十六條、第十九條）

第三節 事務局及びその職員（第二十條、第二十七條）

機関

保護審査会（第三條、第十一條）

保護委員会（第十二條、第十七條）

所等（第十八條、第二十七條）

下関入国管理事務所吳港出張所	吳市
下関入国管理事務所岩国空港出張所	岩国市
下関入国管理事務所徳山港出張所	徳山市
下関入国管理事務所門司港出張所	門司市
福岡入国管理事務所博多港出張所	福岡市
福岡入国管理事務所三池港出張所	大牟田市
福岡入国管理事務所八幡港出張所	八幡市
福岡入国管理事務所津久見港出張所	津久見市
福岡入国管理事務所若松港出張所	若松市
福岡入国管理事務所唐津港出張所	唐津市
大村入国管理事務所長崎港出張所	長崎市
大村入国管理事務所佐世保港出張所	佐世保市
鹿児島入国管理事務所鹿児島港出張所	鹿児島市

る者となることとなつてはならない。

(委員の任期)

第六條 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の服務)

第七條 委員は、非常勤とする。

(委員の罷免)

第八條 法務大臣は、委員が禁治産、準禁治産若しくは破産の宣告を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その委員を罷免しなければならない。

2 法務大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるにふさわしくない非行があると認めるときは、阿議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

3 法務大臣は、委員のうち二人以上が同一の政党に属することとなつたときは、同一の政党に属する者が一人になるように、阿議院の同意を得て、委員を罷免するものとする。

4 前項の規定は、政党所屬關係に異動のなかつた委員の地位に影響を及ぼすものではない。

(委員長)

第九條 審査会に、委員長を置く。委員長は、委員の互選により、法務大臣が命ずる。

2 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 委員長の職務は、委員長に事故があるときは、委員長があら

かじめ定めておいた順序により、委員が行う。

(議決その他)

第十條 審査会は、その委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 審査会の議決は、委員の過半数の意見による。

3 審査会がその権能として行う調査又は審理は、審査会の指名により、いずれか一人の委員で行うことができる。

(庶務)

第十一條 審査会の庶務は、法務省保護局において処理する。

第二節 地方更生保護委員会

(地方委員会の権限及び所掌事務)

第十二條 地方更生保護委員会(以下「地方委員会」といふ)は、左に掲げる権限を有し、その権限に関する事務をつかさどる。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二十八條及び第三十條第一項にいう行政官庁として、仮出獄及び仮出場を許し、並びに仮出獄の処分を取り消すこと。

二 長期と短期を定めて言い渡された刑につき、その刑の執行を受け終つたものとする処分を行うこと。

三 仮退院及び退院を許すこと。

四 その他この法律又は他の法律により地方委員会に属せしめられた権限

2 地方委員会は、前項に掲げる

ものの外、保護観察所の事務の監督に関する事務及びこの法律又は他の法律により地方委員会の所掌に属せしめられた事務をつかさどる。

(地方委員会の組織)

第十三條 地方委員会は、三人以上九人以下の委員で組織する。

(地方委員の任期)

第十四條 地方委員の任期は、三年とする。

(委員長)

第十五條 地方委員会に、委員長を置く。委員長は、地方委員のうちから法務大臣が命ずる。

2 委員長は、会務を総理し、その地方委員会を代表する。

3 委員長の職務は、委員長に事故があるときは、委員長があら

(決定その他の議決)

第十六條 地方委員会は、この法律の規定により決定をもつてなすべき処分(第四十三條の規定による申請を含む。)に關しては、地方委員三人で構成する合議体で、その権限を行う。

2 合議体の評決は、その合議体を構成する地方委員の過半数の意見による。

3 合議体の決定は、決定書を作成して行わなければならない。

4 第一項の処分に関するものを除く外、地方委員会の所掌に属せしめられた事務の処理は、地方委員会の議決によるものとする。

5 第十條第一項及び第二項の規

定は、地方委員会の議決に、同條第三項の規定は、第一項の合議体に、それぞれ準用する。

(事務局)

第十七條 地方委員会に、事務局を置く。

2 地方委員のうち法務大臣の指名する者は、事務局長として、地方委員会の指揮監督を受け、事務局の事務を掌理し、その職員に服務について、これを指揮監督する。

3 事務局の内部組織は、法務省令で定める。

第三節 保護観察所等

(保護観察所)

第十八條 保護観察所は、左の事務をつかさどる。

一 この法律の定めるところにより、保護観察を実施すること。

二 犯罪の予防を図るため、世論を啓蒙指導し、社会環境の改善に努め、及び犯罪の予防を目的とする地方の住民の活動を助長すること。

三 その他この法律又は他の法律により保護観察所の所掌に属せしめられた事務

(調査官、保護観察官)

第十九條 法務省保護局に調査官を置き、地方委員会の事務局及び保護観察所に保護観察官を置く。

2 調査官は、犯罪者及びその改善更生に関する科学的研究に従事し、保護観察官は、医学、心理学、教育学、社会学その他の

更生保護に関する専門的知識に

基き、保護観察、人格考査その他犯罪者の更生保護及び犯罪の予防に関する事務に従事する。

(保護司)

第二十條 保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司は、保護観察官で充分でないところを補い、地方委員会又は保護観察所の長の指揮監督を受けて、それぞれ地方委員会又は保護観察所の所掌に属する事務に従事するものとする。

第二十一條から第二十七條まで

削除

第二十八條中「中央委員会の定める規則に従い、」を削り、「地方少年委員会又は地方成人委員会」を「地方委員会」に改める。

第二十九條中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会」に、「委員」を「地方委員」に改める。

第三十條第二項及び第三項中「委員」を「地方委員」に、同條第二項中「中央委員会の規則」を「法務省令」に改める。

第三十一條中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会」に、同條第三項中「中央委員会の規則」を「法務省令」に改め、同項但書を削る。

第三十二條第一項に次の但書を加え、同條第二項を削る。

但し、本人が重病又は重傷である場合には、この限りでない。

第三十三條第一項中「中央委員会の監督の下で、」を削る。

第三十四條第二項中「第三十一

第三項若しくは第三十八條第一項の規定により地方少年委員会若しくは地方成人委員会が定められた事項を第三十一條第三項又は第三十八條第一項の規定により定められた特別の遵守事項に改める。

第三十六條第二項を次のように改める。

2 前項第五号の措置は、本人の家族に対しては、その承諾がなければ、行つてはならない。

第三十七條第一項中「地方少年委員会又は地方成人委員会」を「保護観察所」に改め、同條第二項を削る。

第三十八條第一項中「地方少年委員会は、決定をもつて、中央委員会の規則の定める範囲内で、」を「保護観察所の長は、その処分をした裁判所の意見を聞き、法務省令の定める範囲内で、」に、同條第二項中「地方少年委員会は、前項の決定をしたときは、」を「保護観察所の長は、前項の特別の事項を定めたとときは、」に、同條第三項中「第三十一條第三項但書」を「第三十二條但書」に、「前二項」を「前項」に改める。

第四十條第一項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」及び同條第二項中「地方少年委員会又は地方成人委員会」を「保護観察所の長」に改める。

第四十一條第一項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会又は保護観察所の長」に、同條第二項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」及び同條

第三項中「地方少年委員会又は地方成人委員会」を「地方委員会」に改める。

第四十一條の二第二項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会及び保護観察所の長」に改める。

第四十二條第一項及び第二項中「地方少年委員会」を「保護観察所の長」に改める。

第四十二條の二第二項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会」に、「決定をもつて、」を「保護観察所の長の申請により、決定をもつて、」に、同條第二項中「地方少年委員会又は地方成人委員会」並びに同條第五項及び第六項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会」に改める。

第四十三條第一項中「その者の保護観察をつかさどる地方少年委員会は、及び同條第二項中「その者の保護観察をつかさどる地方成人委員会は、」を「地方委員会は、保護観察所の長の申出により、」に改める。

第四十四條第一項中「地方少年委員会又は地方成人委員会」を「保護観察所の所在地を管轄する地方委員会」に改め、同條第二項中「決定は、」の下に「保護観察所の長の申請により、且つ、」を加える。

第四十五條第一項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会」に、同條第二項中「少年保護鑑別所」を「少年鑑別所」に、同條第五項中「地方少年委員会又は地方成人委員会の一人の委員で、」

を「地方委員会の指名により、いずれか一人の地方委員で」に改める。

第四十六條の見出しを「(検査官への通告)」に、同條中「地方少年委員会」を「保護観察所の長」に改める。

第四十七條第一項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会」に、「少年院の長から退院の申請があつた場合において、」を「少年院の長から、仮退院中の者についてはいつても、」を「少年院の長から、仮退院中の者については保護観察所の長から、退院の申請があつた場合において、」に改める。

第四十八條第一項中「その者の保護観察をつかさどる地方少年委員会又は地方成人委員会は、」を「地方委員会は、保護観察所の長の申請により、」に、同條第二項中「青少年については地方少年委員会、成人については地方成人委員会、及び同條第三項中「地方少年委員会及び地方成人委員会は、」を「地方委員会は、」に改める。

第四十九條第一項中「地方少年委員会又は地方成人委員会」を「地方委員会」に、「中央委員会」を「審査会」に、同條第二項中「中央委員会の規則で、」を「法務省令の」に改める。

第五十條中「中央委員会」を「審査会」に、同條第三項中「地方少年委員会又は地方成人委員会」を「地方委員会」に改める。

第五十一條第一項及び第二項中「中央委員会」を「審査会」に、同條第二項中「地方少年委員会又は地方

方成人委員会」を「地方委員会」に改める。

第五十二條中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「保護観察所の長」に改める。

第五十三條第一項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「保護観察所の長」に、同條第二項中「第三十七條第一項」を「第三十七條」に改める。

第五十四條第一項中「中央委員会は、法務総裁に対し、」を「審査会は、法務大臣に対し、」に改める。

第五十五條第一項中「中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会」を「審査会及び地方委員会」に改める。

第五十五條の二第二項中「中央委員会、地方少年委員会又は地方成人委員会」を「審査会又は地方委員会」に改める。

第五十七條を次のように改める。

(協力の要請等)
第五十七條 審査会、地方委員会及び保護観察所の長は、それぞれ、その権限又は所掌に属する事務を完全に行うため、公務所、地方公共団体、学校、病院、公共の衛生福祉機関又はその他の団体に對し、必要な援助及び協力を求めることができる。

審査会及び地方委員会は、それぞれ、その職務権限に属する事項の調査について必要があると認めるときは、裁判所、検査官、監獄の長及び少年院の長に對し、記録、書類、意見書及び

報告書の提出を求めることができる。

第五十八條第一項中「中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会は、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権に關してなした申出、」を「審査会及び地方委員会は、特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除及び特定の者に対する復権に關してなした申出、」に改める。

第五十九條中「中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会」を「審査会、地方委員会及び保護観察所」に改める。

第六十條第一項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「保護観察所の長」に改める。

(更生緊急保護法の一部改正)
第三條 更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「二十三歳未満の者」に對しては、少年保護観察所長が、二十三歳以上の者に對しては、成人保護観察所長が、それぞれ、中央更生保護委員会(以下「中央委員会」といふ。)及び地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会の監督のもとに、」を「保護観察所の長が地方更生保護委員会の監督のもとに、」に改める。

第四條第一項、第三項及び第四項中「少年保護観察所長又は成人保護観察所長」を「保護観察所の長」に改め、同條第四項中「地方少年保護委員会又は地方成人保護委員

員会が、」を削る。

第五條第一項中「中央委員会」を「法務大臣」に、同條第二項及び第三項中「中央委員会」を「法務大臣」に、同條第二項第四号から第六号までの各号中「中央委員会」の規則を「法務省令」に改める。
第六條第一項中「少年保護観察所長又は成人保護観察所長」及び同條第二項中「地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会」を「保護観察所の長」に改める。

第七條第一項及び第三項中「中央委員会」を「法務大臣」に改める。
第八條第一項、第三項及び第四項中「中央委員会」を「法務大臣」に、同條第一項中「二月末日迄に前年度の事業の成績を、会計年度の終了後六十日以内に前会計年度の経理状況を、」を「会計年度の終了後六十日以内に前会計年度の経理の状況及び事業の成績を、」に、同條第二項中「中央委員会の規則」を「法務省令」に、同條第三項中「地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の職員」を「所部の職員」に改める。

第九條第一項、第三項、第四項及び第六項中「中央委員会」を「法務大臣」に改める。

第十條第二項中「中央委員会」を「法務大臣」に改める。

第十一條第二項中「中央委員会」を「法務大臣」に、「審議会」を「更生保護事業審議会（以下「審議会」という。）」に、同項第二号中「規則」を「法務省令」に、同條第三項中「法務總裁」を「法務大臣」に改め、同條中第一項及び第四項を削り、第

二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第十二條第一項及び第二項中「法務總裁」を「法務大臣」に改める。

第十三條第二項中「少年保護観察所長又は成人保護観察所長」を「保護観察所の長」に改める。

第十四條第一項及び第三項中「中央委員会」を「法務大臣」に、「その規則」を「法務省令」に改める。

第十五條中「法務總裁」を「法務大臣」に改める。

第十九條中「中央委員会の規則」を「法務省令」に改める。

（保護司法の一部改正）
第四條 保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。
第一條を次のように改める。

（保護司法の使命）
第一條 保護司法は、社会奉仕の精神をもつて、犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もつて地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄與することを、その使命とする。

第二條第一項中「中央更生保護委員会（以下「中央委員会」という。）」を「法務大臣」に、同條第三項中「中央委員会が地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の意見を聞いて」を「法務大臣がその土地の人口、経済、犯罪の状況その他の事情を考慮して」に改め、同條第四項を削る。

第三條第一項及び第二項中「中央委員会の委員長」を「法務大臣」に、同條第二項中「地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会」を「地方更生保護委員会」に、同條第三項中「少年保護観察所長及び成人保護観察所長」を「保護観察所の長」に改める。

第五條第一項を次のように改め、同條第四項中「中央委員会の規則」を「法務省令」に改める。
保護司法試験会は、各保護観察所の所在地に置く。

第六條を次のように改める。

第八條中「地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会」を「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」に改める。

第九條第二項を次のように改める。
保護司法は、その使命を自覚し、常に人格識見の向上とその職務を行うために必要な知識及び技術の修得に努め、積極的態度をもつてその職務を遂行しなければならない。

第十條を次のように改める。

第十條 削除

第十一條第二項中「中央委員会の規則」を「法務省令」に改める。

第十二條第一項及び第二項中「中央委員会の委員長」を「法務大臣」に改める。

第十三條中「法務總裁は、中央委員会の意見を聞き、」を「法務大臣は、」に改める。

第十四條中「中央委員会の規則」を「法務省令」に改める。

（恩赦法の一部改正）
第五條 恩赦法昭和二十二年法律第二十号の一部を次のように改正する。

第十二條中「中央更生保護委員会」を「中央更生保護審査会」に改める。

第十三條中「法務總裁」を「法務大臣」に改める。

（平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律の一部改正）
第六條 平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律（昭和二十七年法律第三号）の一部を次のように改正する。

「法務府事務官」を「法務事務官」に改める。

第二條第六号を次のように改める。

六 審査会 法務大臣の所轄の下に置かれてゐる中央更生保護審査会をいう。

第三條中「委員会」を「審査会」に改める。

第十七條第一項及び第四項中「委員会」を「審査会」に、同條第一項中「その規則」及び同條第三項中「委員会の規則」を「法務省令」に改める。

第十八條中「委員会」を「審査会」に、同條第一項中「その規則」を「法務省令」に改める。

第十九條中「委員会」を「審査会」に改める。

審査会は、「に、」委員会の規則を「法務省令」に改める。

第二十一條第一項中「委員会」を「法務大臣」に改める。

第二十二條第二項、第三項及び第五項、第二十三條第一項から第三項まで及び第五項並びに第二十四條第一項中「委員会」を「審査会」に改める。

第二十五條第一項中「委員会」を「審査会」に、「その規則」を「法務省令」に改める。

第二十六條並びに第二十七條第一項及び第二項中「委員会」を「審査会」に改める。

第二十九條第一項及び第二項中「委員会」を「審査会」に、「その規則」を「法務省令」に改める。

第三十條第一項、第二項及び第四項中「委員会」を「審査会」に改める。

第三十一條中「委員会」を「審査会」に、「審査会は、」を「委員会の規則」を「法務省令」に改める。

第三十二條中「委員会」を「審査会」に改める。

第三十三條第一項、第二項及び第四項から第六項までの各項目中「委員会」を「審査会」に、同條第三項中「法務府令」及び第四項中「その規則」を「法務省令」に改める。

第三十六條の見出しを「（法務省令等）」に改め、同條第一項を次のように改める。
この法律及び前條の規定に基づく政令で定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な事項は、法務省令で定める。

第三十七條を次のように改める。

第三十七條 削除

(少年法の一部改正)

第七條 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

「少年保護鑑別所」を「少年鑑別所」に改める。

第二十四條第一項第一号中「地方少年保護委員会」を「保護観察所に、同條第二項中「地方少年保護委員会」を「保護観察所の長」に改める。

第二十六條第一項中「法務府事務官、法務府教官」を「法務事務官、法務教官」に改める。

第二十七條の二第二項中「地方少年保護委員会又は保護院、養護施設若しくは少年院」を「保護観察所、保護院、養護施設又は少年院」に改める。

第二十八條中「地方少年保護委員会」を「保護観察所に改める。

(少年院法の一部改正)

第八條 少年院法(昭和二十三年法律第百六十九号)の一部を次のように改正する。

「法務總裁」を「法務大臣」に、「少年保護鑑別所」を「少年鑑別所」に改める。

第十條第一項中「その少年院所在地の矯正保護管区長」を「その少年院所在地を管轄する矯正管区の長」に、同條第三項中「その少年院所在地の地方少年保護委員会」を「その少年院所在地を管轄する地方更生保護委員会」に改め、同項但書を削る。

第十二條第一項及び第二項中「地方少年保護委員会」を「地方更生保護委員会」に改め、同條第三項を削る。

第十三條第一項中「地方少年保護委員会」を「地方更生保護委員会、保護観察所の長」に、同條第三項中「その少年院所在地の矯正保護管区長」を「その少年院所在地を管轄する矯正管区の長」に改める。

第十六條の二第一項中「少年院の長及び地方少年保護委員会」を「少年院の長、地方更生保護委員会及び保護観察所の長」に、同條第二項中「法務府令」を「法務省令」に改める。

(外国人登録法の一部改正)

第九條 外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

「外務省令」を「法務省令」に、「入国管理庁長官」を「法務大臣」に改める。

第十二條第一項中「入国管理庁設置令(昭和二十六年政令第三百二十号)」を「出入国管理令」に改める。

第十三條第二項中「入国管理庁設置令」を「出入国管理令」に改める。

(出入国管理令の一部改正)

第十條 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

條第六十九條)を「第八章 補則第六十一條の二第六十九條」に改める。

第二條第十号中「入国管理庁設置令(昭和二十六年政令第三百二十号)第九條を「第六十一條の二」に、同條第十三号中「入国管理庁設置令第十條」を「第六十一條の三」に、同條第十五号中「入国管理庁設置令第十五條」を「法務省設置法(昭和二十二年法律第百九十三号)第十三号の九に、同條第十六号中「入国管理庁設置令第十六條第三項」を「第六十一條の六」に改める。

第四條第五項中「入国管理庁長官(以下「長官」という。))」を「法務大臣」に改める。

第五條第一項第九号中「第二十四條第一項各号」を「第二十四條各号」に、同條第十号中「第二十四條第一項第四号」を「第二十四條第四号」に改める。

第二十條第一項中「第五項」を「第三項」に改め、同條中第三項を次のように改め、第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項を第五項とする。

3 前項の申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留資格の変更を適當と認めるに足りる相當の理由があり、且つ、第四條第一項第六号、第七号、第十二号又は第十三号に該当する者としての在留資格への変更の申請については、当該在留資格に属する者の行ふべき活動に係る行政の所管大臣と協議し、当該外

國人がその在留資格に該当すると認めるときに限り、これを許可することができ。

第二十二條の二第三項中「第二十條第三項から第七項まで」を「第二十條第三項から第五項まで」に改め、「同條第五項中を削り、「同條第六項」を「同條第四項」に、「同條第七項」を「同條第五項」に改める。

第二十四條第一項第七号中「第二十條第六項」を「第二十條第四項」に改め、同條第二項を削る。

第二十七條第三十一條第三項、第三十九條第一項、第四十三條第一項及び第四十五條第一項中「第二十四條第一項各号」を「第二十四條各号」に改める。

第四十六條中「第二十四條第一項第一号」を「第二十四條第一号」に改める。

第四十七條第一項及び第二項中「第二十四條第一項各号」を「第二十四條各号」に改める。

第五十九條第一項第二号中「第二十四條第一項第五号」を「第二十四條第五号」に、同項第三号中「第二十四條第一項各号」を「第二十四條各号」に改める。

第八章中第六十二條の前に次の七條を加える。

(入国審査官)

第六十一條の二 入国者收容所及び入国管理事務所に、入国審査官を置く。

- 1 入国審査官は、左の事務を行う。
 - 一 上陸及び退去強制について
- 2 入国審査官は、左の事務を行う。
 - 一 入国、上陸又は在留に関する違反事件を調査すること。
 - 二 收容令書及び退去強制令書を執行するため、その執行を受ける者を收容し、護送し、及び送還すること。
 - 三 入国者收容所、收容場その他の施設を警備すること。
 - 四 前條第三項の規定は、入国警備官に準用する。
 - 五 入国警備官は、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)及び一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の規定の適用については、警察職員とする。
 - 六 入国警備官の階級は、国家公務員の職階制に関する法律(昭和二十五年法律第百八十号)に基き職務の分類が定められるまでは、政令で定める。
- 3 入国管理事務所に置かれた入国審査官は、必要があるときは、その入国管理事務所の管轄区域外においても、職務を行うことができる。
- 4 入国警備官は、左の事務を行う。
 - 一 入国、上陸又は在留に関する違反事件を調査すること。
 - 二 收容令書及び退去強制令書を執行するため、その執行を受ける者を收容し、護送し、及び送還すること。
 - 三 入国者收容所、收容場その他の施設を警備すること。
 - 四 前條第三項の規定は、入国警備官に準用する。
 - 五 入国警備官は、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)及び一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の規定の適用については、警察職員とする。
 - 六 入国警備官の階級は、国家公務員の職階制に関する法律(昭和二十五年法律第百八十号)に基き職務の分類が定められるまでは、政令で定める。

(武器の携帯及び使用)
第六十一條の四 入国審査官及び入国警備官は、その職務を行うに當り、武器を携帯することが出来る。

2 入国審査官及び入国警備官は、その職務の執行に關し、その事態に應じ、合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することが出来る。但し、左の各号の一に該當する場合を除く外、人に危害を加えてはならない。

一 刑法、勅諭、勅諭施行法律第四百廿四條第三十六條又は第三十七條に該當するとき。
二 收容令書又は退去強制令書の執行を受ける者がその者に對する入国審査官若しくは入国警備官の職務の執行に對して抵抗しようとする場合又は第三者がその者を逃がそうとして入国審査官若しくは入国警備官に抵抗する場合において、これを防止するために他の手段がないと入国審査官又は入国警備官において信ずるに足る相当の理由があるとき。

(制服及び証票)
第六十一條の五 入国審査官及び入国警備官がその職務を執行する場合においては、この政令又は外国人登録法に特別の規定がある場合の外、制服を着用し、又はその身分を示す証票を携帯しなければならない。

2 前項の証票は、職務の執行を受ける者の要求があるときは、

その者にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の制服及び証票の様式は、法務省令で定める。

(收容場)

第六十一條の六 入国管理事務所は、收容令書の執行を受ける者を收容する收容場を設ける。

(被收容者の処遇)
第六十一條の七 入国者收容所又は收容場に收容されている者(以下「被收容者」という。)には、入国者收容所又は收容場の保安上支障がない範囲内において、できる限りの自由が與えられなければならない。

2 被收容者には、一定の寢具を貸與し、及び一定の糧食を給與するものとする。

3 被收容者に對する給養は、適正でなければならない。入国者收容所又は收容場の設備は、衛生的でなければならない。

4 入国者收容所長又は入国管理事務所長は、入国者收容所又は收容場の保安上又は衛生上必要があると認めるときは、被收容者の身体、所持品又は衣類を検査し、及びその所持品又は衣類を領置することができる。

5 入国者收容所長又は入国管理事務所長は、入国者收容所又は收容場の保安上必要があると認めるときは、被收容者の発受する通信を検閲し、及びその発受を禁止し、又は制限することができる。

6 前各項に規定するものを除く外、被收容者の処遇に關し必要

な事項は、法務省令で定める。

(關係行政機關の協力)
第六十一條の八 法務省入国管理局、入国者收容所又は入国管理事務所の長は、国家地方警察、自治体警察、海上保安局、税關その他の關係行政機關に對し、この政令の規定による事務の遂行に關して、必要な協力を求めることができる。

2 前項の規定による協力を求められた關係行政機關は、本来の任務の遂行を妨げない範囲内において、できるだけその求めに應じなければならない。

第六十二條第一項中「第二十四條第一項各号」を「第二十四條各号」に、同條第三項中「矯正保護施設」を「矯正施設」に、同條第四項中「地方少年保護委員會又は地方成人保護委員會の事務局長」を「地方更生保護委員會」に改め、同項中「その委員會が」を削る。

第六十三條第一項中「第二十四條第一項各号」を「第二十四條各号」に改める。

第六十四條第二項中「矯正保護施設」を「矯正施設」に改める。

第六十七條及び第七十條第八号中「第二十條第六項」を「第二十條第四項」に改める。

附則第四項中「同條第一項第一号」を「同條第一号」に改める。

(ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件)に基く外務省關係諸命令の措置に關する法律の一部改正)

第十一條 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く外

務省關係諸命令の措置に關する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「入国管理庁長官」を「法務大臣」に改める。

(外務省設置部の一法改正)
第十二條 外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中、第三章 外局(第二十條・第二十一條)を「第三章 削除」に改める。

第四條第二十号を次のように改める。

第三章 削除
第三章を次のように改める。

第二十條 削除
第二十條及び第二十一條 削除

(裁判所法の一部改正)
第十三條 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四十二條第二項中「法務府の各長官、法務總裁官、法務府事務官又は法務府教官」を「法務省の事務次官、法務事務官又は法務教官」に改める。

第四十二條第二項及び第四十四條第一項第四号中「法務府事務官又は法務府教官」を「法務事務官又は法務教官」に改める。

(刑事補の職權の特例等に關する法律の一部改正)
第十四條 刑事補の職權の特例等に關する法律(昭和二十三年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。

「法務府事務官」を「法務事務官」に改める。

第二條第四項中「法務府教官」を「法務教官」に改める。

第二條の二及び第五條第一項中「衆議院若しくは參議院の法制局参事」の下に「法制局参事官」を加える。

(檢察庁法の一部改正)
第十五條 檢察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

「法務總裁」を「法務大臣」に改める。

第十九條第一項第三号中「法務府の各長官、法務總裁官、法務府事務官、法務府教官」を「法務省の事務次官、法務事務官、法務教官」に改める。

第二十三條第四項中「法務府」を「法務省」に改める。

(司法試験法の一部改正)
第十六條 司法試験法(昭和二十四年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

「法務總裁」を「法務大臣」に改める。

第十三條第二項中「法務總裁官、房長」を「法務事務次官」に改める。

第十六條中「法務總裁官房」を「法務大臣官房」に改める。

(弁護士法の一部改正)
第十七條 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第五條第二号中「法務府事務官」を「法務事務官」に、「法務府研修所」を「法務研修所」に、「又は衆

議院若しくは参議院の法制局参事」を、衆議院若しくは参議院の法制局参事又は法制局参事官に改める。

(檢察審査会法の一部改正)

第十八條 檢察審査会法(昭和二十三年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第七号中「中央更生保護委員会、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会」を「中央更生保護審査会、地方更生保護委員会及び保護観察所」に、同條第八号中「法務府」を「法務省」に改める。

(人権擁護委員法の一部改正)

第十九條 人権擁護委員法(昭和二十四年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

「法務總裁」を「法務大臣」に改める。

第十一條第三号中「法務府人権擁護局」を「法務大臣」に改める。

(公安審査委員会設置法の一部改正)

第二十條 公安審査委員会設置法(昭和二十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

「法務總裁」を「法務大臣」に改める。

第一條中「法務府」を「法務省」に改める。

第十四條中「法務總裁官房」を「法務大臣官房」に改める。

(公安調査庁設置法の一部改正)

第二十一條 公安調査庁設置法(昭和二十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二條中「法務府」を「法務省」に改める。

第十條第三項及び第十三條中

「法務府令」を「法務省令」に改める。

(国の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律の一部改正)

第二十二條 国の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

次の題名を附する。

「法務總裁」を「法務大臣」に改める。

(沖繩關係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令の一部改正)

第二十三條 沖繩關係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令(昭和二十三年政令第三百六号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「法務府令」を「法務省令」に、同項及び同條第三項中「法務府事務官」を「法務事務官」に、同條第一項及び第二項中「法務總裁」を「法務大臣」に改める。

(司法書士法の一部改正)

第二十四條 司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号中「法務府事務官」を「法務事務官」に改める。

第五條中「法務府令」を「法務省令」に改める。

第十五條の二第一項及び第二項

並びに第十五條の三中「法務總裁」を「法務大臣」に改める。

第十八條中「法務府令」を「法務省令」に改める。

附則第三項中「法務府事務官」を「法務事務官」に改める。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第二十五條 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項第二号中「矯正保護職員」を「矯正職員」に改める。

第七條中「法務總裁」を削る。

別表第三中「矯正保護職員」を「矯正職員」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二十六條 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「法務府」を削る。

同條第二項第三号を次のように改める。

三 矯正管区、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所、中央矯正研修所及び地方矯正研修所に属する職員

第三條第二項中「法務總裁」を削る。

(恩給法の一部改正)

第二十七條 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第三号中「法務府事務官」を「法務事務官」に改める。

(警察法の一部改正)

第二十八條 警察法(昭和二十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項第七号中「及び法務府」を削る。

第九條中「法務總裁」を「法務大臣」に改める。

(土地調整委員会設置法の一部改正)

第二十九條 土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第五十八條の見出し中「法務總裁」を「法務大臣」に、同條中「国の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律」を「国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」に改める。

(旅券法の一部改正)

第三十條 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第三号中「法務府」及び「法務總裁」を削る。

第十三條第三項中「法務總裁」を「法務大臣」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第三十一條 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第九條の三中「中央更生保護委員会」を「法務大臣」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第三十二條 国税徴収法(明治三十二年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一條ノ四第五項中「昭和二十二年法律第九十四号(国ノ利害ニ關係アル訴訟ニ付テノ法務總裁ノ権限等ニ關スル法律)」を「一國ノ利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)」に改める。

(精神衛生法の一部改正)

第三十三條 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六條(矯正保護施設の長の通報)」を「第二十六條(矯正施設の長の通報)」に改める。

第二十六條中「矯正保護施設」を「矯正施設」に改める。

第五十條中「矯正保護施設」を「矯正施設」に改める。

(結核予防法の一部改正)

第三十四條 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「矯正保護施設」を「矯正施設」に改める。

(統計法の一部改正)

第三十五條 統計法(昭和二十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「法務府」を削る。

(連合国財産の返還等に関する政令の一部改正)

第三十六條 連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中、「法務總裁」を削る。

第三十一條第十項中「法務府令」を「法務省令」に改める。

(他の法令の一部改正)
第三十七條 左の法令中「法務總裁」を「法務大臣」に、「法務府令」を「法務省令」に改める。

一 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)

二 破壊活動防止法(昭和二十七年法律第 号)

三 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭和二十四年政令第二百九十一号)

2 左の法律中「法務總裁」を「法務大臣」に、「法務府事務官」を「法務事務官」に改める。

一 供託法(明治三十二年法律第十五号)

二 公証人法(明治四十一年法律第五十三号)

三 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)

四 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)

3 左の法令中「法務總裁」を「法務大臣」に改める。

一 会社更生法(昭和二十七年法律第 号)

二 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)

三 檢察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)

四 小切手法(昭和八年法律第五十七号)

五 国籍法(昭和二十五年法律第一百四十七号)

六 国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)

七 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)

八 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)

九 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)

十 住民登録法(昭和二十六年法律第二百十八号)

十一 商法(明治三十二年法律第四十八号)

十二 手形法(昭和七年法律第二十号)

十三 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)

十四 連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令(昭和二十三年政令第二百九十八号)

十五 学校施設の確保に関する政令(昭和二十四年政令第三十四号)

十六 閉鎖機関令(昭和二十二年勅令第七十四号)

4 左の法令中「法務府令」を「法務省令」に改める。

一 土地合帳法(昭和二十二年法律第三十号)

二 家屋台帳法(昭和二十二年法律第三十一号)

三 国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令(昭和二十五年政令第二十二号)

四 ドイツ財産管理令(昭和二十五年政令第二百五十二号)

5 左の法律中、「法務府」及び「法務總裁」を削る。

一 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)

二 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)

6 左の法律中、「法務總裁」を削る。

一 官庁營繕法(昭和二十六年法律第八十一号)

二 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)

三 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第一百四十号)

四 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)

五 内閣法(昭和二十二年法律第五号)

7 左の法律中「国の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律」を「国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」に改める。

一 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)

二 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)

三 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)

四 資産再評價法(昭和二十五年法律第十号)

五 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)

六 富裕税法(昭和二十五年法律第七十四号)

附則

1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2 入国管理庁設置令(昭和二十六

年政令第三百二十号)は、廃止する。

3 従前の機関及び職員は、この法律に基く相當の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

4 この法律の施行前における法務府の各長官、法務總裁官房長、法務府事務官及び法務府教官の在職は、裁判所法第四十一條、第四十二條(刑事補の職權の特例等)に関する法律第一條第二項において準用する場合を含む。)及び第四十四條、檢察庁法第十九條、弁護士法第五條並びに司法書士法第二條の規定の適用については、それぞれ法務省の事務次官、法務事務官及び法務教官の在職とみなす。

5 他の法令中「法務府」とあるのは「法務省」と、「法務總裁」とあるのは「法務大臣」と、「法務府令」とあるのは「法務省令」と、「法務府事務官」とあるのは「法務事務官」と、「法務府教官」とあるのは「法務教官」と、「法務府技官」とあるのは「法務技官」と読み替えるものとする。

6 従前の入国管理庁設置令の規定に基き制定された命令でこの法律の施行の際現に効力を有するもののうち、この法律による改正後の出入国管理令にその規定に相當する規定があるものは、この法律による改正後の出入国管理令の規定に基き制定されたものとみなす。

7 この法律による改正後の犯罪者予防更生法第五條第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後最初に於ける中央更生保護審査会

の委員の任命について準用する。

8 この法律の施行後最初に任命される中央更生保護審査会の委員の任期は、この法律による改正後の犯罪者予防更生法第六條の規定にかかわらず、法務大臣の定めるところにより、それぞれ、一年、二年及び三年とする。

○龍野政府委員 たいだいま議題となりました法務府設置法等の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

わが国の行政機構は、御承知の通り終戦後著しく複雑龐大化しまして、独立後の自主自立体制に即応するためには、これを現在の国力にふさわしい簡素かつ能率的なものとする必要があることは申し上げるまでもないことである。よつて政府におきましては、この見地から行政機構全般にわたる慎重に検討を加へた結果、その一環として法務府の機構につきましてもこれを簡素合理化する必要がある、本法務案を提案いたすこととなつた次第であります。

次に、本法務案の内容につき、重要な諸点の概略を御説明いたします。

まず第一に、内閣に法務總裁が置かれる現行の制度を改めることとしたしまして、そのため法務府を法務省とし、その長を法務大臣に改めました。

そして現在の法制意見長官及び法制意見第一局ないし第三局の機構を内閣に移し、これに伴ひ新たに内閣に法制局を設置する必要があるもので、別途法制局設置法案を提案いたしましたわけでありまして、これにより現在法務府の所管するところの内閣提出

の法律案及び政令案の審議立案、條約案の審議並びに内閣、内閣総理大臣及び各省大臣に対する法律問題に関する意見の陳述の事務は、内閣の法制局に移管されることとなるのであります。

次に第二として、現行の法務省の機構としては法制意見長官、刑政長官及び民事法務長官を置いていたものであります。この三長官制を廃止して各省と同様に事務次官を置き、この事務次官が法務大臣を助けて省務全般を監督することとしたのであります。

第三に、法務省の外局たる中央更生保護委員会を廃止して、その所掌する事務を担当せしめるため、法務省の内部部局として保護局を、また同省の附屬機関として中央更生保護審査会を設けることとしたのであります。この中央更生保護審査会においては、個別恩赦の申出及び後述の地方更生保護委員会の決定に対する不服申立てに関する裁定、並びに平和條約第十一條による戦犯者の赦免、刑の軽減及び仮出所の勧告に関する決定をする権限のみを有せしめ、爾余の事務のすべてを中央更生保護審査会の庶務は、保護局をして所掌せしめることとしたのであります。なお中央更生保護審査会の委員は三人とし、国会の同意を得て法務大臣が任命し、その職務は非常勤としたのであります。

第四に、現在外務省の外局たる入国管理庁を廃止し、その所掌事務を法務省に移管することとし、そのため内部部局として入国管理局を設け、なお同局に次長一人を置き、また入国管理庁の附屬機関及び地方支分部局を、すべて法務省の附屬機関及び地方支分部局に改めることとしたのであります。

第五に、法制意見第四局を廃止して、その事務を民事局、刑事局及び大臣官房に移管し、民事訟務局及び行政訟務局を統合して訟務局とし、同局に次長一人を置き、人権擁護局はこれを廃止してその事務を民事局に統合し、また官房総務部を廃止し、さらに現行の法務府研究所、檢察研究所及び入国管理庁研究所を統合して法務研究所としたのであります。これらはいずれも機構簡素化の方針に従つて措置でありまして、その結果法務省の内局は全部で六局に縮小されることとなります。

第六に、更生保護関係の地方機関を簡素合理化するために、現行の地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会を統合して地方更生保護委員会とし、また少年保護観察所及び成人保護観察所を統合して保護観察所とするにとり、保護観察の事務が従来地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の所管とされていたものを、保護観察所の所管に改めることが運用の実情に即応するものと認め、さうに改正いたしております。

第七に、名称の変更をいたしました。検務局を刑事局に、矯正保護局を矯正局に、中央及び地方の矯正保護研究所を矯正研究所に、矯正保護管区本部を矯正管区に、少年保護鑑別所を少年鑑別所に、入国管理庁出張所を入国管理事務所、それら改称することとしたのであります。

以上が法務府関係の機構改革案の概要でありまして、このため法務府設置法及び犯罪者予防更生法の一部を改正し、また入国管理庁設置法を廃止するとともに、同令中要の規定を出入国管理令に繰り込み、さらにこれらに伴

る関係法令の整理をいたしたのが本法律案であります。何とぞ慎重御審議のほどをお願いいたします次第であります。

○八木委員長 次は大蔵省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第二二九号）及び大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案（内閣提出第二三〇号）を一括議題とし、政府より提案理由の説明を聴取いたします。西村大蔵政務次官。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律

大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

- 目次
- 第一章 総則（第一條―第四條）
- 第二章 本省
- 第一節 内部部局（第五條―第十四條）
- 第二節 附屬機関（第十五條―第十九條）
- 第三節 地方支分部局（第二十條―第二十四條）
- 第一款 財務局（第二十一條―第二十四條）
- 第二款 税関（第二十五條―第二十八條）
- 第三款 国税局（第二十九條―第三十四條）
- 第三章 職員（第三十五條―第三十八條）
- 附則
- 第三條第四号を同條第五号とし、

以下一号ずつ繰り下げ、同條第三号の次に次の一号を加える。

四 外国為替

第四條第十七号を削り、同條第十八号を同條第十七号とし、以下同條第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、同條第二十三号を次のように改める。

二十二 法令の定めるところに従い、税務職員（徴税局、国税局及び税務署の職員（国税局協議団以外の国税局の附屬機関の職員を除く。）をいう。以下同じ。）の職務に關係のある犯罪について捜査を行い、必要な措置をとること。

二十三 酒類の製造業及び販売業を免許し、これらを営む者を監督すること。

第四條第三十一号を次のように改める。

三十一 賠償、外貨債その他の渉外負債及び在外資金その他の在外資産に關する財務を管理すること。

第四條第三十六号を次のように改める。

三十六 貨幣及び紙幣を発行し、日本銀行券の発行を監督すること。

第四條第五十号を同條第五十七号とし、同條第四十一号中「株式又は社債」を「有価証券」に改め、同号を削り、同條第四十三号を同條第五十一号とし、同條第四十四号を削り、同條第四十五号を同條第五十二号とし、同條第四十六号中「貴金屬の精製、配給」を「金地金の配給、貴

金屬の精製」に改め、同号を同條第五十三号とし、同條第四十七号中「証券類」の下に「及び印刷物」を加え、同号を同條第五十四号とし、同條第四十八号中「その他の印刷物」を「広報宣伝資料等の政府刊行物」に改め、同号を同條第五十五号とし、同條第四十九号中「印刷所」を「印刷局」に改め、同号を同條第五十六号とし、同條第三十八号から第四十号までを次のように改める。

三十八 特別の法律により設立された金融機関を監督すること。

三十九 金融機関の融資及び金利を規制すること。

四十 大蔵省の所管に属する物資の價格の統制を行うこと。

四十一 外国為替資金を管理及び運営し、その他外貨資金を管理すること。

四十二 外国為替相場を決定し、維持すること。

四十三 對外取引の決済條件を定めること。

四十四 所掌事務に係る外国為替の管理をすること。

四十五 外国為替算案（貿易に係る部分を除く。）を作成し、外国為替算案の準備に關する總合調整を行うこと。

四十六 外国投資家の投資及び事業活動を調整すること。

四十七 証券取引所を登録し、これを監督すること。

四十八 証券業者及び証券業協会を登録し、これらを監督すること。

四十九 証券投資信託の委託会社を登録し、これを監督すること。

第五條第一項中「五局」を「七局」に、「主税局」を「主税局」に、「銀行局」を「銀行局」に改め、同條第二項から第四項までを削る。
第六條を次のように改める。
(特別な職)

- 第六條 本省に財務事務官一人を置く。
- 2 財務事務官は、命を受け、大蔵省の所掌事務のうち第四條第三十一号に掲げる権限に属する事項その他国際的に処理を要する事項に係るものの総合調整を行う。
- 3 大臣官房に官房長を置く。
- 4 官房長は、命を受け、大臣官房の事務を掌理する。
- 5 大臣官房に日本専売公社監理官一人を置く。
- 6 日本専売公社監理官は、命を受け、専売制度を調査、企画及び立案し、日本専売公社を監督する。
- 7 主計局及び徴税局に次長各一人を、主税局、理財局及び銀行局に次長各一人を置く。
- 8 次長は、局長を助け、局務を整理する。

第七條第一項第十六号を同項第十七号とし、同項第十五号の次に次の一号を加える。
十六 専売品(アルコールを除く)の価格の決定に関すること。
第七號第二項を削る。
第八條第八号を削り、同條第九号を同條第八号とし、以下一号ずつ繰り上げる。
第九條第一項第五号中「保税倉

第一類第一号 内閣委員会議録第十九号 昭和二十七年五月十二日

庫を指定保税地域、特許上屋、保税倉庫に改め、同号を同項第七号とし、以下二号ずつ繰り下げ、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。
二 租税収入の見積及び決算の調査を行うこと。
三 酒類の価格を決定すること。
第九條第二項を削る。
第三章を削り、第二十條中「第一項第三号から第八号」を「第一号及び第二号に掲げるもの(関税及び酒税に関するものに限る)並びに同條第四号から第九号」に改め、同條第三号中「外国為替及び外国貿易管理法」の下に(昭和二十四年法律第二

百二十八号)を加え、同條を第二十五條とする。
第二十一條を第二十六條とし、第二十二條を第二十七條とし、第二十三條を第二十八條とし、第二章第三節中同條の次に次の一款を加える。
第三款 国税局
(所掌事務)
第二十九條 国税局は、本省の所掌事務のうち第九條第一号及び第二号に掲げるもの(内国税に関するものに限る)並びに同條第三号及び第四号並びに第十條各号に掲げるものの一部を分掌する。
(名称、位置及び管轄区域)
第三十條 国税局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
東京国税局	東京都	東京都 神奈川県 千葉県 山梨県 埼玉県 茨城県 栃木県 群馬県 長野県 新潟県 富山県 石川県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 鹿児島県 宮崎県
仙台国税局	仙台市	宮城県 岩手県 福島県 秋田県 青森県 山形県
名古屋国税局	名古屋市	愛知県 静岡県 三重県 岐阜県
金沢国税局	金沢市	石川県 福井県 富山県
広島国税局	広島市	広島県 山口県 岡山県 鳥取県 島根県
高松国税局	高松市	香川県 愛媛県 徳島県 高知県
福岡国税局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県
熊本国税局	熊本市	熊本県 大分県 鹿児島県 宮崎県

(内部部局)
第三十一條 国税局に、左の五部を置く。
総務部

直税部
間税部
徴収部
調査部
2 前項の規定にかかわらず、大蔵省令で定める国税局には、調査警察部を置かないことができる。
3 前二項に定めるものの外、国税局の組織の細目は、大蔵省令で定める。
(国税局協議団)
第三十二條 国税局に、附属機関として、国税局協議団を置く。
2 国税局協議団は、国税局長に對する内国税に関する審査の請求について、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)その他の法律に基き命令を含む)に規定する協議を行う機関とする。
3 国税局協議団の所掌事務の細目及び組織は、政令で定める。
(その他の附属機関)
第三十三條 前條に規定するものの外、左の表の上欄に掲げる機関は、国税局の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 別	目 的
地方酒類審議会	国税局長の諮問に依りて、酒類の生産及び配給に関する重要事項並びに酒類の級別及び類別について調査審議すること。
地方資産再評価調査会	国税局長の諮問に依りて、資産再評価法(昭和二十五年法律第十号)による再評価額又は再評価税額等に関する審査の請求その他の重要事項について調査審議すること。

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(法律に基き命令を含む)に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。
(税務署)
第三十四條 国税局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、税務署を置く。
2 税務署の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、税務署の支署を置く。
3 税務署及び税務署の支署の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範圍及び内部組織は、大蔵省令で定める。
第十四條中「税関を「税関」に改め、同條を第二十條とする。
第十五條中、証券取引委員会及び公認会計士管理委員会を削り、「第一項第三号から第八号まで」を「第一号から第九号まで及び第十條各号」に改め、同條を第二十一條とする。
第十六條を第二十二條とし、第十七條を第二十三條とし、第十八條及び第十九條を次のように改める。

(財務部及び財務局又は財務部の出張所)
第二十四條 財務部の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、財務部を置く。
2 財務局又は財務部の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、財務局又は財務部の出張所を置く。

創り、同表中

在外公館等借入金
金評価審議会
大蔵大臣の諮問に依りて、在外公館等借入金金の返済の準備に資するため必要な、当該借入金金を表示する現地通貨の評価に關する事項を調査審議すること。

在外公館等借入金 金評価審議会	大蔵大臣の諮問に依りて、在外公館等借入金金の返済の準備に資するため必要な、当該借入金金を表示する現地通貨の評価に關する事項を調査審議すること。
中央酒類審議会	大蔵大臣の諮問に依りて、酒類の生産、配給及び価格に關する重要事項並びに酒類の級別及び類別について調査審議すること。
企業會計審議会	企業會計の基礎の設及及び原価計算の統一その他企業會計制度の整備改善に關し、大蔵大臣の諮問に依りて調査審議し、又は大蔵大臣に對して必要な勧告及び報告を行うこと。
証券取引審議会	大蔵大臣の諮問に依りて、有価証券の発行及び売買その他の取引に關する重要事項に關し、調査審議すること。
外国為替審議会	大蔵大臣の諮問に依りて、外国為替の管理に關する重要事項に關し、調査審議すること。
外資審議会	大蔵大臣の諮問に依りて、本邦に對する外国資本の投下に關する重要事項に關し、調査審議すること。
公認會計士審査 会	大蔵大臣の諮問に依りて公認會計士制度の運営及び公認會計士法(昭和二十三年法律第三十三号)の規定による公認會計士等に対する懲戒処分に關し、調査審議し、並びに公認會計士試験及び特別公認會計士試験を行うこと。
税理士試験委員	税理士試験を行うこと。

改め、同條を第十九條とし、第二章
第二節中同條の前に次の四條を加え
る。

(附屬機關)
第十五條 本省に、附屬機關として、左の機關を置く。
造幣局

印刷局
税務講習所
(造幣局)

- 第十六條 造幣局は、造幣事業を行う機關とし、左の事務をつかさどる。
- 一 貨幣を製造し、旧貨幣等を鑄つづること。
 - 二 貨幣、貨幣地金及び貴金屬の地金を出納保管すること。
 - 三 金地金を配給すること。
 - 四 章はい、記章、極印、合金及び金屬工芸品を製造すること。
 - 五 貴金屬の地金及び陶たかすを精製すること。
 - 六 貴金屬及び製品の品位を証明すること。
 - 七 貨幣地金その他の物品の試金を行うこと。
 - 八 重要金屬の地金及び鉱物を分析及び試験すること。
- 2 造幣局は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで、第五十二号及び第五十三号に掲げる権限を行使する。
- 3 造幣局長の長は、造幣局長とする。
- 4 造幣局は、大阪市に置く。
- 5 造幣局に、左の二部を置く。
- 6 造幣局に、その所掌する作業に關する研究、講習及び指導を行わせるため、研究所を、造幣局内部に職員を診療を行わせるため、病院を置く。
- 7 造幣局の所掌事務の一部を分掌させるため、東京都及び広島県佐伯郡五日市町に造幣局の文局を、熊本市に造幣局の出張所を置く。

8 造幣局の研究所及び病院の名称、位置及び内部組織並びに造幣局の支局及び出張所の名称及び内部組織は、大蔵省令で定める。

- (印刷局)
第十七條 印刷局は、印刷事業を行う機關とし、左の事務をつかさどる。
- 一 日本銀行券、紙幣、国債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他証券類及び印刷物を製造すること。
 - 二 官報、法令全書、広報宣傳資料等の政府刊行物を編集、製造及び発行すること。
 - 三 印刷局の業務上必要な用紙を製造すること。
 - 四 寸き入紙の製造の取締を行うこと。
- 2 印刷局は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで及び第五十四号から第五十六号までに掲げる権限を行使する。
- 3 印刷局長の長は、印刷局長とする。
- 4 印刷局は、東京都に置く。
- 5 印刷局に、局長官房及び左の二部を置く。
- 6 印刷局に、左の表の上欄に掲げる機關を置き、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
印刷所	印刷及び製紙に關する研究、講習及び指導を行うこと。
工場	印刷及び製紙を行うこと。
教習所	印刷及び製紙に従事する職員に對して、職務上必要な教習を行うこと。
病院	印刷局内部職員の診療を行うこと。

- 7 印刷局の所掌事務の一部を分掌させるため、岡山市、出雲市、松山市、高知市及び徳島県三好郡池田町に印刷局の出張所を置く。
- 8 第六項に掲げる機關の名称、位置及び内部組織並びに印刷局の出張所の名称及び内部組織は、大蔵省令で定める。
- (税務講習所)
第十八條 税務講習所は、大蔵省の職員に對して、税務行政(関税及びとん税に關するものを除く)に従事するため必要な職務上の訓練を行う機關とする。
- 1 税務講習所に支所を置く。
 - 2 税務講習所及び支所の位置及び組織は、大蔵省令で定める。
 - 3 第十二條第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、以下同項第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十四号及び第十五号を削り、同項第十六号を同項第十三号とし、同項第十七号を同項第十四号とし、同項第十八号及び同項第二項を削り、同條を第十三條とし、第二章

第一節中同條の次に次の一條を加える。

(為替局の事務)

第十四條 為替局においては、左の事務をつかさどる。

一 國際金融及び外國為替に関する制度を調査、企画及び立案すること。

二 國際收支の調整を図ること。

三 外國為替資金を管理及び運営し、その他外貨資金を管理すること。

四 外國為替相場場の決定及び對外取引を行ふ通貨の指定その他對外決済の方式に関する事務を管理すること。

五 所掌事務に係る外國為替の取引を管理すること。

六 外國為替予算案(貿易に係る部分を除く)を作成し、外國為替予算案の準備に関する事務を總務し、その他關係審議会の事務を処理すること。

七 外國為替の損失補償に関すること。

八 外國為替銀行及び両替商に関する事務を処理すること。

九 國際通貨基金及び國際復興開發銀行に関すること。

十 外國投資家の技術援助及び事業活動並びに株式その他の財産の取得を管理及び調整すること。

十一 外國政府の不動産に関する権利の取得の審査を行うこと。

十二 本邦からの海外投資に関する事務を管理すること。

第十三 外國為替及び國際收支に関する統計を作製すること。

第十一條第八号を削り、同條第九号を同條第八号とし、以下同條第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同條第十二号中「の取得又は償借」を「に関する権利の取得」に改め、同号を同條第十一号とし、同條を第十二條とする。

第十條を第十一條とし、第九條の次に次の一條を加える。

(徴税局の事務)

第十條 徴税局においては、左の事務をつかさどる。

一 内国税の賦課徴収に関すること。

二 税理士の登録及び監督を行うこと。

三 内国税に関する統計を作製すること。

四 税務職員についてその職務上必要な監督を行い、法令の定めるところに従い、第三十八條第一項各号に掲げる犯罪に関する捜査を行い、必要な措置をとること。

五 税務職員の訓練を行うこと。

六 酒類等の生産及び販売を管理すること。

七 酒類等の製造業及び販売業を免許し、これらを営む者を監督すること。

八 酒類その他間接国税課税物件の分析及び鑑定並びに醸造の試験、講習及び指導を行うこと。

九 価格差益及び物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第二十條に規定する増進金の徴収に関すること。

第十條第五号中(國民貯蓄債券を除く。以下第六号において同じ。)

を削り、同條第十号から第二十二号までを次のように改める。

十 紙幣類似証券の取締を行うこと。

十一 金の買取及び売渡並びに使用、取引及び輸出入を規制すること。

十二 金地金(齒科用金地金を除く)の価格を決定すること。

十三 資金運用部資金を管理及び運用すること。

十四 米國對日援助見返資金を管理並びに運用及び使用すること。

十五 産業資金の需給を調整すること。

十六 企業會計の基準の設定、原価計算の統一その他企業の経理に関すること。

十七 商品券の取締を行うこと。

十八 社債等の登録を行うこと。

十九 証券取引制度を調査、企画及び立案すること。

二十 証券取引所を登録し、これを監督すること。

二十一 証券業者及び証券業協会を登録し、これらを監督すること。

二十二 証券投資信託の委託会社を登録し、これを監督すること。

地監査及び指示を行うこと。

二十六 平和回復に伴い処理を要する賠償、外貨債その他の渉外負債に関する財務を管理すること。

二十七 平和回復に伴い処理を要する在外資金、渉外債権その他の在外資産に関する財務を管理すること。

二十八 在外公館等借入金金の返済に関すること。

二十九 外國に居住する本邦人(外國に本店を有する本邦法人を含む)が本邦内に所有する財産を管理すること。

「第四章」を「第三章」に改め、第五十七條を次のように改める。

(國稅監督官)

第三十五條 第十條第四号に掲げる事務を行はせるため、徴税局に國稅監督官百二十人以内を置く。

2 國稅監督官は、大藏省の職員のうちから大藏大臣が命ずる。

3 國稅監督官は、第一項の規定による職務以外の職務を行つてはならない。

(國稅監督官の行方、捜査)

第三十六條 國稅監督官は、左に掲げる犯罪があると懸料するときは、犯人及び証人を捜査するものとする。

一 税務職員がしたその職務に関する犯罪

二 税務職員がその職務を行う際にした犯罪

三 前二号に掲げる犯罪の共犯

四 税務職員に対する刑法(明治四十年法律第四十五号)第百九十八條の犯罪

2 前項の捜査については、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の規定を適用する。但し、逮捕、差押、捜索、検証及び検視並びに同法第二百二十四條第一項及び第二百二十五條第二項の規定による請求は、することができない。

3 前項但書の規定は、刑事訴訟法第二百三十三條の規定の適用を妨げるものではない。

4 第二項の場合において、刑事訴訟法第百九十三條、第百九十四條、第百九十六條、第百九十八條第一項、第二百二十一條、第二百二十二條第一項(第二百二十一條に關する部分に限る。)、第二百二十三條第一項、第二百二十七條第一項、第二百六十八條第二項、第四百三十條第二項(領置に關する部分に限る。)、及び第四百三十五條第七号中司法警察職員又は同法第二十條第六号、第二十九條第二項、第二百四十一條及び第二百四十六條中司法警察員とあるのは、それぞれ「國稅監督官」と読み替へるものとする。

5 檢察官、都道府県公安委員會、市町村公安委員會、特別区公安委員會及び司法警察職員と國稅監督官とは、第一項各号に掲げる犯罪の捜査に關し、互に協力しなければならない。

6 第一項から第四項までの規定は、第一項各号に掲げる犯罪を積極的に捜査すべき司法警察職員の責務を軽減するものではない。

7 國稅監督官は、その職務を行うに當つては、身分を証明する証票

を携帶し、関係人の請求があるときは、これを示さなければならぬ。

(人事管理に関する事項)

第三十七條 造幣局長及び印刷局長の職員(造幣局長及び印刷局長を除く。)の任免は、それぞれ造幣局長及び印刷局長が行う。

2 前項に定めるものの外、大蔵省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところによる。

第五十八條を第三十八條とする。
附則第五項以下を削る。

附則

1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2 左に掲げる法律は、廃止する。
一 外国為替管理委員会設置法(昭和二十四年法律第二百二十九号)

二 外資委員会設置法(昭和二十五年法律第六十四号)

3 従前の大蔵省の機関及び職員(証券取引委員会委員及び委員並びに公認会計士管理委員会委員を除く。)は、この法律(法律に基く命令を含む。)に別段の定めがある場合を除く外、改正後の大蔵省設置法による相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

4 この法律施行の際現に外国為替管理委員会及び外資委員会の職員(特別職の職員を除く。)である者は、別に辞令を発せられない場合においては、同一の勤務条件をも

つて大蔵省の本省の相当の職員となるものとする。

大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案
大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

(印刷庁特別会計法の一部改正)
第一條 印刷庁特別会計法(昭和二十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

第一條中「印刷局」を「印刷局」に改める。
第二條中「印刷局特別会計」を「印刷局特別会計」に改める。

第四條中「印刷局」を「印刷局」に改める。
第九條中「歳入の性質及び歳出の目的に従つて、これを歳入及び歳入にあつては、その性質に従つてこれを歳項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つてこれを」に改める。

(印刷庁特別会計及びアルコール専売事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律の一部改正)
第二條 印刷庁特別会計及びアルコール専売事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律(昭和二十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

題名中「印刷局特別会計」を「印刷局特別会計」に改める。

第一條中「印刷局特別会計」を「印刷局特別会計」に、「印刷局特別会計法」を「印刷局特別会計法」に改める。

(造幣局特別会計法の一部改正)
第三條 造幣局特別会計法(昭和二十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

造幣局特別会計法
第一條、第二條、第四條第一項及び第六條中「造幣局」を「造幣局」に改める。

第二十一條中「造幣局長官」を「造幣局長」に改める。
第二十七條中「歳入の性質及び歳出の目的に従つて、歳入及び歳入にあつては、その性質に従つて、その目的に従つて」に改める。

第二十九條中「造幣局長官」を「造幣局長」に改める。
第三十七條中「造幣局」を「造幣局」に改める。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正)
第四條 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中「造幣局特別会計、印刷局特別会計」を「造幣局特別会計、印刷局特別会計」に改める。

(外国為替資金特別会計法の一部改正)
第五條 外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。
(管理)
第二條 この会計は、大蔵大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

第五條第二項中「外国為替管理委員会を大蔵大臣に改め、同條第三項及び第四項中「外国為替管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第十條の見出し中「及び送付を削り、同條第一項中「内閣総理大臣を、大蔵大臣」に改め、「大蔵大臣に送付し」を削り、同條第二項を削る。

第十一條中「歳入の性質及び歳出の目的に従つて、歳入及び歳入にあつては、その性質に従つて、その目的に従つて」に改める。

第十二條第二項を次のように改める。
2 前項の予算には、左の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出予算計算書
二 前年度の貸借対照表及び損益計算書
三 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

第十五條の見出し中「及び送付」を削り、同條第一項中「内閣総理

大臣」を「大蔵大臣」に改め、「大蔵大臣に送付し」を削り、同條第二項を削る。

第十六條第二項を次のように改める。
2 前項の歳入歳出決算には、左の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出決算計算書
二 当該年度の貸借対照表及び損益計算書

第十九條を次のように改める。
第十九條 削除
第二十一條第一項中「外国為替管理委員会を大蔵大臣に改め、書類を添付して、これを大蔵大臣に送付し、その承認を経なければならぬ。」を「書類を添付しなければならない。」に改め、同條第二項中「前項の規定による資金支出負担行為計画及び資金支拂計画の承認をしたときは、」を「前項の規定により資金支出負担行為計画又は資金支拂計画に関する書類を添付したときは、」に改め、「外国為替管理委員会及び及び」を「外国為替管理委員会、」を削り、同條第三項中「外国為替管理委員会」を「大蔵大臣」に、「第一項の規定による大蔵大臣の承認を経た」を「第一項の規定により作製した」に改める。

第二十二條第二項中「内閣総理大臣」を「大蔵大臣」に改め、「大蔵大臣及び」を削る。

第二十四條中「外国為替管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。
(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第六條 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第六條第五項第一号中「造幣局」を「造幣局」に改め、同項第二号中「印刷局」を「印刷局」に改める。
(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第七條 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。
第一條第三号を次のように改める。

三 檢察官
三の二 国家人事委員長及び国家人事委員
第一條第二十三号の二を同條第二十八号とし、同條第二十三号の三を同條第二十九号とし、同條第二十四号を削り、同條第二十五号を同條第三十号とし、同條第十号の二から同條第二十三号までを次のように改める。

十一 土地調整委員会の委員長及び委員
十二 文化財保護委員会の委員長及び委員
十三 運輸審議会委員
十四 宮内庁長官、侍從長、東宮大夫及び式部官長
十五 大使及び公使
十六 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二條第三項第八号に掲げる秘書官及び裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)に定める裁判官の秘書官(以下「秘書官」という。)

十七 日本學術會議會員
十八 中央選舉管理委員會の委員

十九 公安審査委員會の委員長及び委員
二十 中央更生保護審査委員會
二十一 旧軍港市固有財産処理審議会委員
二十二 日本ユネスコ国内委員會の会長、副会長及び委員
二十三 漁港審議会委員
二十四 商品取引所審議会の会長及び委員
二十五 電波監理審議会委員
二十六 首都建設委員會委員
二十七 侍從、女官長、東宮侍從長、女官、東宮侍從及び皇子・女官
第二條中「第十八号」を「第十六号」に改める。
第三條第三項中「内閣總理大臣、法務總長、各省大臣、經濟安定本部總長、最高裁判所長官、人事院總長又は會計検査院長」を「内閣總理大臣、各省大臣、最高裁判所長官又は會計検査院長(以下「各省各庁の長」という。))」に改める。
第九條を次のように改める。
(日本學術會議會員等の給与)
第九條 第一條第十七号から第二十六号までに掲げる特別職の職員(以下「日本學術會議會員等」という。)は、勤務一日につき二千二百円をこえない範圍内において、各省各庁の長が大蔵大臣と協議して定める額の手当を受ける。
第十條中「第二十三号」を「第二十七号」に改める。
第十一條を削り、第十條の二中「第二十三号の二」を「第二十八号」に改め、同條を第十一條とする。

第十二條を削り、第十條の三中「第二十三号の三」を「第二十九号」に改め、同條を第十二條とする。
第十三條を次のように改める。
(失業対策事業労働者等の給与)
第十三條 第一條第三十号に掲げる特別職の職員は、労働大臣が大蔵大臣と協議して定める額の賃金を受ける。但し、政府に対する不正手段による支拂請求の

「人事官及び検査官
国立国会図書館長
別表第一中 国家公安委員會委員を
全國選舉管理委員會委員長

「地方財政委員會委員長
公益事業委員會委員長
外國為替管理委員會委員長
統計委員會委員長
電波監理委員會委員長
土地調整委員會委員長
証券取引委員會委員長

を「土地調整委員會委員長」に改め、
「中央更生保護委員會委員」及び
「皇太后大夫」を削る。
(國家公務員等の旅費に関する法律の一部改正)
第八條 國家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。
第二條第一項第二号中「第十五号」を「第十三号」に改める。
(國家公務員共済組合法の一部改正)
第九條 國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一

防止等に関する法律を廃止する法律(昭和二十五年法律第百九十号)の規定によりなおその勢力を有する旧政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律(昭和二十二年法律第百七十一号)第十一條の規定の適用を妨げない。
第十四條第一項第二号中「首都建設委員會委員等」を「日本學術會議會員等」に改める。

「検査官
国家人事委員長及び国家人事委員
国立国会図書館長
国家公安委員會委員

「地方財政委員會委員長
全國選舉管理委員會委員長
公益事業委員會委員長
外國為替管理委員會委員長
統計委員會委員長
電波監理委員會委員長
土地調整委員會委員長
中央更生保護委員會委員長
証券取引委員會委員長

部を次のように改正する。
第二條第二項第四号中「印刷局」を「印刷局」に改め、同項第五号中「造幣局」を「造幣局」に改める。
(所得税法の一部改正)
第十條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第四十八條第一項中「国税庁又は」を削り、同條第三項中、第二十六條の三第九項(第二十九條第三項)において準用する場合を含む。又は第六十五條第四項を「又は第二十六條の三第九項(第二十九條第三項)において準用する場合を含む。」に改める。

合を含む。)に改める。
第四十九條第一項及び第六項中「国税庁長官又は」を削り、同條第八項中「国税庁長官又は」及び「国税庁又は」を削る。
第五十一條第五項中「国税庁又は」を削る。
第五十二條第一項中「国税庁長官、」を削る。
(法人税法の一部改正)
第十一條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第三十四條第一項中「国税庁又は」を削り、同條第四項中、第二十五條第八項又は第四十六條の三第四項を「又は第二十五條第八項」に改める。
第三十五條第一項及び第五項中「国税庁長官又は」を削り、同條第七項中「国税庁長官又は」及び「国税庁又は」を削る。
第三十七條第五項中「国税庁又は」を削る。
第三十八條第一項中「国税庁長官、」を削る。
第四十五條及び第四十六條中「国税庁の收税官吏又は法人の納税地の所轄税務署若しくは」を「法人の納税地の所轄税務署又は」に改める。
第四十六條の二中「国税庁の收税官吏又は納税地の所轄税務署若しくは」を「法人の納税地の所轄税務署又は」に改める。
(相続税法の一部改正)
第十二條 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第二項中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改める。

第三十五條第四項中「国税庁又は」を削る。

第四十四條第一項中「国税庁又は」を削り、同條第三項中、第四十二條第三項又は第六十二條第二項又は第四十二條第三項に改める。

第四十五條第一項及び第五項中「国税庁長官又は」を削り、同條第七項中「国税庁長官又は及び」を削る。

第四十七條第五項中「国税庁又は」を削る。

第四十八條第一項中「国税庁長官」を削る。

第五十條第一項中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改める。

第六十條第一項中「国税庁」を削る。

第六十二條第二項及び第七十三條中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改める。

（富税法の一部改正）

第十三條 富税法（昭和二十五年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十八條第七項中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改める。

第二十三條第五項中「国税庁又は」を削る。

第二十六條第一項中「国税庁又は」を削り、同條第三項中「第廿七條第四項又は第三十八條第二項」又は「第二十條第四項」に改める。

第二十七條第一項、第五項及び第六項中「国税庁長官又は」を削る。

同條第七項中「国税庁長官又は及び」を削る。

第二十九條第五項中「国税庁又は」を削る。

第三十條第一項中「国税庁長官」を削る。

第三十二條第一項「第廿七條」を「第廿九條」に改める。

第三十三條第一項「第廿七條」を「第廿九條」に改める。

第三十四條第一項「第廿七條」を「第廿九條」に改める。

第三十五條第一項「第廿七條」を「第廿九條」に改める。

第三十六條第一項「第廿七條」を「第廿九條」に改める。

第三十七條第一項「第廿七條」を「第廿九條」に改める。

第三十八條第一項「第廿七條」を「第廿九條」に改める。

第三十九條第一項「第廿七條」を「第廿九條」に改める。

第四十條第一項「第廿七條」を「第廿九條」に改める。

第四十一條第一項「第廿七條」を「第廿九條」に改める。

第四十二條第一項「第廿七條」を「第廿九條」に改める。

第四十三條第一項「第廿七條」を「第廿九條」に改める。

第四十四條第一項「第廿七條」を「第廿九條」に改める。

第四十五條第一項「第廿七條」を「第廿九條」に改める。

第四十六條第一項「第廿七條」を「第廿九條」に改める。

第四十七條第一項「第廿七條」を「第廿九條」に改める。

第四十八條第一項「第廿七條」を「第廿九條」に改める。

第四十九條第一項「第廿七條」を「第廿九條」に改める。

第五十條第一項「第廿七條」を「第廿九條」に改める。

第五十一條第一項「第廿七條」を「第廿九條」に改める。

「国税庁長官」及び「全国資産再評価調査会」を削り、同條第三項から第五項まで中「全国資産再評価調査会」を削る。

第九十六條中「全国資産再評価調査会」を削る。

（租税特別措置法の一部改正）

第十五條 租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第五條第三項中「外資委員会に協議した上」を削る。

（国税徴収法の一部改正）

第十六條 国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三十一條ノ二第二項中「国税庁若ハ」を削り、同條第二項中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改める。

第三十一條ノ三第二項及び第五項中「国税庁長官若ハ」を削り、同條第六項中「国税庁長官又ハ」を削る。

第三十一條ノ四第五項中「国税庁又ハ」を削り、同條第七項中「国税庁長官」を削る。

（国税犯則取締法の一部改正）

第十七條 国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第七條第三項中「国税庁長官」を削る。

第十一條第一項中「国税庁收税官吏又ハ事件発見地ヲ所轄スル国税局若ハ」を「事件発見地ヲ所轄スル国税局又ハ」に改め、同條第二項を削る。

第十二條第一項中「国税庁長官」を削る。

又ハ国税局長ヨリ他ノ国税局又ハ「他ノ国税局長ノ要求ニ基キ所屬国税局長ヨリ他ノ国税局ノ管轄区域内ニ於テ職務ヲ行フベキコトヲ命ゼラレタルトキ又ハ所屬国税局長ヨリ他ノ」に改める。

第十三條第二項を削る。

（日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基キ行政協定の実施に伴フ国税犯則取締法等の臨時特例に關する法律の一部改正）

第十八條 日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基キ行政協定の実施に伴フ国税犯則取締法等の臨時特例に關する法律（昭和二十七年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「国税庁長官」を削る。

（税理士法の一部改正）

第十九條 税理士法（昭和二十六年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「国税庁」を「大蔵省」に改める。

第十六條中「国税庁長官官房」を「大蔵省徴税局」に改める。

第十九條第一項中「国税庁」を「大蔵省」に改め、同條第二項中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改める。

第二十一條第一項、第二十二條、第二十三條、第二十五條第一項及び第三項並びに第二十六條から第二十八條まで中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改める。

第三十五條中「国税庁協議団又は」を削る。

第三十九條、第四十條第二項、

第四十五條第一項、第二項及び第四項、第四十六條第一項、第四十七條、第四十八條並びに第五十五條第一項中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改める。

第五十六條を次のように改める。

第五十六條 削除

第五十七條中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改める。

（たばこ専売法の一部改正）

第二十條 たばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第七十九條第五項を削り、同條第六項を同條第五項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

（塩専売法の一部改正）

第二十一條 塩専売法（昭和二十四年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第五十五條第三項中、第六項及び第八項から第十一項までを、及び第七項から第十項までに改める。

（いよ、鹽専売法の一部改正）

第二十二條 いよ、鹽専売法（昭和二十四年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八條第三項中、第六項及び第八項から第十一項までを、及び第七項から第十項までに改める。

（金管理法の一部改正）

第二十三條 金管理法（昭和二十五年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三條第二項及び第三項中「造幣局」を「造幣局」に改める。

第三十九條、第四十條第二項、

第四十五條第一項、第二項及び第四項、第四十六條第一項、第四十七條、第四十八條並びに第五十五條第一項中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改める。

第五十六條を次のように改める。

第五十六條 削除

第五十七條中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改める。

（たばこ専売法の一部改正）

第二十條 たばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第七十九條第五項を削り、同條第六項を同條第五項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

（塩専売法の一部改正）

第二十一條 塩専売法（昭和二十四年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第五十五條第三項中、第六項及び第八項から第十一項までを、及び第七項から第十項までに改める。

（いよ、鹽専売法の一部改正）

第二十二條 いよ、鹽専売法（昭和二十四年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

(証券取引法の一部改正)

第二十四條 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「証券取引委員会」を「証券取引審議会」に改める。

本則(第二十五條第一項、第二十八條第一項、第六十七條第一項、第七十九條第一項、第八十一條第二項及び第三十八條第二項第四号を除く)中「証券取引委員会」を「大蔵大臣」に改める。

本則中「審問を行つた後」を「当該職員をして審問を行わせた後」に改める。

第二條第一項第九号を次のように改める。

九 その他政令で定める証券又は証券

第二條第八項中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第三條第二項を次のように改める。

前條第一項第八号に掲げる有価証券のうち前項に規定する有価証券の性質を有するもの並びに同号に掲げる有価証券のうち前項に規定する有価証券の性質を有するもの及び同項に規定する有価証券以外の有価証券で政令で定めるものについても、また、同項と同様とする。

第四條第二項及び第三項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第一項の規定の適用を除外される有価証券の募集又は売出が行われる場合においては、当該

有価証券の発行者は、大蔵省令で定めるところにより、当該有価証券の募集又は売出に関する通知書を大蔵大臣に提出しなければならない。但し、募集又は売出面額の総額が百万円以下である有価証券については、この限りでない。

第五條(第二項を除く)中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第十三條第三項及び第四項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第二十四條第一項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第二十五條第一項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第二十六條中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第二十七條中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第二十八條第一項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改め、同條第三項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第三十一條第九号及び第十号を次のように改める。

九 会社のうち、その資本の額又は出資の総額が、公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認められる金額で政令で定めるものに満たないもの

十 個人のうち、政令で定める方法によつて計算したその資産の額が、公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認められる金額で政令で定めるものに満たないもの

護のため必要且つ適当であると認められる金額で政令で定めるものに満たないもの

第三十四條第二項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改め、同條第四項中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第三十五條、第四十條第一項、第四十一條第二項、第四十二條及び第四十八條中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第四十九條第一項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第五十條第二項中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第五十一條第一項及び第三項中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第五十三條第一項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第五十四條第一項第五号の二中「証券取引委員会規則」を「政令」に改め、同項第六号中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第五十五條中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第五十五條の二中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第六十五條第一項及び第六十六條中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第六十七條第一項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第七十三條第二項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

委員会規則を「大蔵省令」に改める。

第七十六條中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第七十九條第一項及び第八十一條第二項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第九十七條第三項中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第九十九條第三号及び第一百一條第二項から第五項まで中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第一百十八條中「二箇月」を「三箇月」に改める。

第一百十九條中「この法律に基く命令又は証券取引委員会規則」を「又はこの法律に基く命令」に改める。

第二百十條中「別に証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第二百二十三條中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第二百二十五條第三項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第二百二十七條及び第三百二十二條中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第三百三十三條中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第三百三十八條第二項第四号中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第五百五十四條中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第五百五十五條第一号中「若しくは証券取引委員会規則」を削る。

第五百五十七條を次のように改める。

第五百五十七條 証券業者のなす有価証券の売買その他の取引又は会員のなす有価証券市場における売買取引につき争がある場合においては、当事者は、その争の解決を図るため、大蔵大臣に申し立て、仲介を求めることができる。

第五百五十九條第一項を次のように改める。

大蔵大臣は、第五百五十七條の規定による申立を受理したときは、期日を定めて、申立人及び相手方の出頭を求め、当該職員をしてその意見を聴取させ、仲介を行うことを適当と認めたときは、当該職員をしてその申立に係る争の解決に必要な協定案を作成させる。

第六百六十條を次のように改める。

第六百六十條 大蔵大臣は、前條第一項の協定案を争の当事者に示し、その受諾を勧告する。

第六百六十一條中「前條」を「第五百五十九條第一項」に改める。

第七章 証券取引審議会

第六十五條 有価証券の発行及び売買その他の取引に関する重要事項に關し調査審議させるため、大蔵省の附屬機關として、証券取引審議会（以下審議会という。）を置く。

第六十六條 審議会は、委員九人を以て、これを組織する。委員は、学識経験のある者のうちから、大蔵大臣がこれを任命する。

第六十七條 委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第六十八條 審議会の会長は、委員のうちからその互選によつて、これを決定する。

会長は、会務を総理し、会長に事故があるときは、予めその指名する委員が、その職務を代理する。

第六十九條 委員は、非常勤とする。

第七十條 第六十八條に定めるものを除く外、審議会の議事手続その他その運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第七十一條乃至第八十一條 削除

第八十二條第一項中「審問しより」を「当該職員をして審問を行わせよう」に、「審問を行わないで」を「審問を行わせないで」に改め、同條第二項中「審問しよう」を「当該職員をして審問を行わせよう」に改め、同條第四項を削り、同條第五項中「規定による審問を

行つたを」規定により当該職員をして審問を行わせた」に改める。

第八十三條第一号中「その意見を聴取し」を「当該職員をしてその意見を聴取させ」に、「意見若しくは報告」を「意見書若しくは報告書」に改め、同條第四号中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第八十四條第一項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改め、同條第二項中「当該官吏」を「当該職員」に、「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第八十五條中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第八十七條第一項中「この法律に基く命令又は証券取引委員会規則」を「又はこの法律に基く命令」に改める。

第八十八條第五項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第八十九條第四項中「若しくは」又は「に」改め、「又は証券取引委員会規則で定めるところにより前三項の規定の適用が除外された場合」を削る。

第九十三條中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第九十三條の二第二項中「証券取引委員会規則」を「政令」に改め、同條第二項及び第三項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第九十四條中「証券取引委員会が公益及び投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則」を「政令」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第九十五條 証券取引委員会規則を「大蔵省令」に改める。

第九十六條 証券取引委員会規則を「大蔵省令」に改める。

第九十七條 証券取引委員会規則を「大蔵省令」に改める。

第九十八條 証券取引委員会規則を「大蔵省令」に改める。

第九十九條 証券取引委員会規則を「大蔵省令」に改める。

第一百條 証券取引委員会規則を「大蔵省令」に改める。

第一百一條 証券取引委員会規則を「大蔵省令」に改める。

第一百二條 証券取引委員会規則を「大蔵省令」に改める。

第十二條第一項中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改め、同條第二項中「公認会計士管理委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第十五條第一項中「公認会計士試験審査会」を「公認会計士審査会」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第十五條の二 公認会計士審査会（合格の取消等）

第十五條の二 公認会計士審査会は、不正の手段によつて公認会計士試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

2 公認会計士審査会は、前項の規定による処分を受けた者に対し、情状により三年以内の期間を定めて公認会計士試験を受けることができないものとする。

第十六條中「公認会計士管理委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第十六條の二第二項中「公認会計士管理委員会」による資格の承認を受け、且つ、公認会計士管理委員会を「大蔵大臣」による資格の承認を受け、且つ、大蔵省」に改め、同條第二項中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改め、「することができ」の「の」に改め、同條第三項中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改め、同條第三項中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第十七條中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第十八條中「公認会計士管理委員会」を「大蔵省」に改める。

第十九條第一項及び第三項並びに第二十一條中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第二十二條中「公認会計士管理委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第三十條中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第三十一條中「公認会計士管理委員会規則」を「この法律に基く命令」に、「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第三十二條第一項から第四項まで中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改め、同條第五項本文中「場合において」の下に、「公認会計士審査会の意見を聞いて」を加える。

第三十三條第一項中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に、「左の各号に掲げる処分をする」を「当該職員をして左の各号に掲げる処分をさせる」に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同條第二項とする。

第三十四條中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第六章 公認会計士審査会（設置）

第三十五條 公認会計士制度の運営に關する重要事項並びに公認会計士、会計士補、外国公認会計士及び計理士に対する懲戒処

分に関し調査審議させるため並
びに公認会計士試験及び特別公
認会計士試験を行わせるため、
大蔵省の附屬機関として、公認
会計士審査会を置く。

(組織)

第三十六條 公認会計士審査会
は、委員十人以上をもつて組織
する。

2 委員は、関係行政機関の職員
及び公認会計士に関する事項に
ついて理解と識見とを有する者
のうちから、大蔵大臣が任命す
る。

3 委員の任期は、二年とする。
但し、欠員が生じた場合の補欠
の委員の任期は、前任者の残任
期間とする。

(会長)

第三十七條 公認会計士審査会
の会長は、公認会計士審査会
の委員のうちから、その互選によ
つて決定する。

2 会長は、公認会計士審査会を
代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あ
らかじめその指名する委員が、
その職務を代理する。

(試験委員)

第三十八條 公認会計士審査会
に、公認会計士試験及び特別公
認会計士試験の問題の作成及び
採点を行わせるため、試験委員
十五人以上を置く。

2 試験委員は、前項の試験を行う
について必要な学識経験を有する
者のうちから、試験の執行ごと
に、公認会計士審査会の推薦に基

き、大蔵大臣が任命し、その試験
が終了したときは退任する。

(委員等の勤務)

第三十九條 委員及び試験委員
は、非常勤とする。

(議事及び議決の方法)

第四十條 公認会計士審査会は、
委員の過半数の出席がなければ、
会議を開くことができない。

2 公認会計士審査会の議事は、
出席者の過半数をもつて決す
る。

3 委員は、公認会計士制度の運
営に関する議事を除く外、自己
に關係のある議事については、
議決に加わることができない。

(庶務)

第四十一條 公認会計士審査会
の庶務は、大蔵省理財局において
つかさどる。

(議事手続等)

第四十二條 この法律に定めるも
のの外、公認会計士審査会の議
事手続その他その運営に關し必
要な事項は、公認会計士審査会
が定める。

第四十三條から第四十六條まで
削除

第七章を削る。

「第八章」を「第七章」に、「第九
章」を「第八章」に改める。

第五十五條各号中「又は同條第
二項」を削る。

第五十七條第一項から第三項ま
で中「公認会計士管理委員会」を
「大蔵大臣」に改める。

第五十七條の二第二項中「公認

会計士管理委員会規則」を「政令」
に改める。

第五十八條中「公認会計士試験
審査会」を「公認会計士審査会」に
改める。

第五十九條中「公認会計士管理
委員会規則」を「大蔵省令」に改め
る。

第六十三條第一項中「公認会計
士管理委員会」を「大蔵省」に改
め、同條第十項各号中「又は第二
項」を削る。

第六十四條後段を削る。

第六十四條の二及び第六十四條
の三を削る。

第六十五條第二項中「会計士補
が」を「会計士補又は会計士補とな
る資格を有する者が」に改める。
(日本銀行法の一部改正)

第二十七條 日本銀行法(昭和十七
年法律第六十七号)の一部を次の
ように改正する。

第三十條第一項中「通貨発行審
議会ノ議決ニ基キ」を削る。

第三十一條第二項を削る。

第三十二條第二項中「通貨発行
審議会ノ議決ニ基キ」を削る。

第三十六條ノ二を削る。

(国民金融公庫法の一部改正)

第二十八條 国民金融公庫法(昭和
二十四年法律第四十九号)の一部
を次のように改正する。

第十條第四項中「通貨発行審議
会の推薦に基キ」を削り、同條第
八項中「通貨発行審議会の議を経
て」を削る。

(外国為替及び外国貿易管理法の
一部改正)

第二十九條 外国為替及び外国貿易
管理法(昭和二十四年法律第二百
二十八号)の一部を次のように改
正する。

目次中「第七章 不服の申立及び
訴訟(第五十六條―第六十四
條)」を「第七章 不服の申立及び
訴訟(第五十六條―第六十四條)
訴訟(第五十六條―第六十四條)
議會(第六十四條の二・第六十四
條の三)」に改める。

第四條を次のように改める。

第四條 削除

第七條第三項を次のように改め
る。

3 大蔵大臣は、外国為替資金の
運用による外国為替の売買の相
場を定めなければならない。

第七條第四項中「外国為替管理
委員會は、大蔵大臣の承認を得
て、」を「大蔵大臣は、」に改め、
同條第六項中「又は外国為替管理
委員會」を削る。

第十一條中「外国為替管理委員
會」を「大蔵大臣」に改める。

第十五條及び第二十條中「政府
機關」を「主務大臣」に改める。

第四十四條中「主務の政府機關」
を「主務大臣」に改める。

第五十六條中「政府機關」を「主
務大臣」に改める。

第五十七條第一項中「政府機關」
を「主務大臣」に改める。

第五十八條中「当該政府機關」を
「第五十六條の規定による不服の
申立を受理した主務大臣」に改め
る。

第六十條中「この章の規定によ
る政府機關」を「第五十八條の規定
による主務大臣」に改める。

第六十一條第一項中「この法律
の規定による当該政府機關」を「第
五十八條の規定による主務大臣」
に改め、同條第二項中「被告である政府機關」を「被告
である主務大臣」に改め、同條第
二項中「政府機關」を「第五十八條
の規定による主務大臣」に改め、
同條第三項中「当該政府機關」を
「その訴に係る第五十八條の規定
による決定をした主務大臣」に改
める。

第六十二條中「当該政府機關」を
「前條第三項に規定する主務大臣」
に、「及び政府機關」を「及び当該
主務大臣」に改める。

第六十三條中「当該政府機關」を
「主務大臣」に改める。

第六十四條中「当該政府機關の
決定」を「第五十八條の規定による
主務大臣の決定」に改め、同條
第二号中「政府機關」を「主務大臣」
に改める。

第七章の次に次の一章を加え
る。

第七章の二 外国為替審議
會

(設置)

第六十四條の二 外国為替の管理
に關する重要事項に關し調査審
議させるため、大蔵省の附屬機
關として、外国為替審議會を置
く。

(組織及び運営)

第六十四條の三 外国為替審議會

は、大蔵大臣及び委員七人以内で組織する。

2 大蔵大臣は、外国為替審議会の会長として会務を総理する。

3 外国為替審議会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、大蔵大臣が任命する。

4 外国為替審議会の委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 外国為替審議会の委員は、再任されることが出来る。

6 外国為替審議会の委員は、非常勤とする。

7 前六項に定めるものの外、外国為替審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十六條中「政府機関又は外国為替銀行を主務大臣、日本銀行又は外国為替銀行に改める。

第六十七條、第六十八條第一項及び第六十九條第一項中「主務の政府機関」を「主務大臣」に改める。

(国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に關する法律の一部改正)

第三十條 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に關する法律(昭和二十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十一條中「外国為替管理委員會は、大蔵大臣の同意を得て、」を「大蔵大臣は、」に改める。

(外資に關する法律の一部改正) 第三十一條 外資に關する法律(昭和二十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

目次中第十五條、第十六條を「第十五條、第十六條」に、第五章 外国投資家の投資及び事業活動の調整(第十八條、第十九條)を「第五章 外国投資家の投資及び第五章の二 外資審議會(第十九條の二、第十九條の三)」に改める。

第三條第一項第一号中「外資委員會」を「大蔵大臣」に改め、同項第三号中「外資委員會」を「主務大臣」に改め、同條第二項中「外資委員會」を「大蔵大臣」に改める。第五條第二項から第四項まで中「外資委員會又は」を削る。

第七條第一項中「外資委員會」を「大蔵大臣及び通商産業大臣」に、「外資委員會規則」を「大蔵省令、通商産業省令」に改め、同條第二項中「外資委員會」を「大蔵大臣及び通商産業大臣」に改める。

第八條の見出し中「又は勸告」を「等」に改め、同條第一項及び第二項中「外資委員會」を「主務大臣」に改め、同條第三項中「外資委員會が指定をする」が「大蔵大臣が指定をする」に、「外資委員會が許可」を「外資審議會が許可」に、「勸告をする」を「意見を述べ」に改める。

第九條第二項中「外資委員會」を「主務大臣」に改める。第十條並びに第十一條第一項及び第二項中「外資委員會規則」を

「主務省令」に、「外資委員會」を「主務大臣」に改める。

第十二條第一項中「外資委員會規則」を「大蔵省令」に、「外資委員會」を「大蔵大臣」に改める。

第十三條第一項中「外資委員會規則」を「主務省令」に、「外資委員會」を「主務大臣」に改める。

第十三條の二及び第十三條の三中「外資委員會規則」を「大蔵省令」に、「外資委員會」を「大蔵大臣」に改める。

第十四條第一項中「外資委員會」を「主務大臣又は大蔵大臣」に改め、同條第二項中「外資委員會規則」を「主務省令又は大蔵省令」に、「外資委員會」を「主務大臣又は大蔵大臣」に改め、同條第三項を削る。

第十五條及び第十五條の二第一項中「外資委員會の認可」を「主務大臣の認可」に、「外資委員會の指定」を「大蔵大臣の指定」に、「外資委員會が」を「主務大臣又は大蔵大臣が」に改める。

第十五條の二第二項中「外資委員會」を「主務大臣又は大蔵大臣」に改める。

第十六條を削り、第十五條の四中「外資委員會」を「大蔵大臣」に改め、同條を第十六條とする。

第十八條第一項中「外資委員會の議に付さなければならぬ」を「大蔵大臣に依頼して、外資審議會の意見を求めなければならぬ」に改め、同條第二項中「外資委員會」を「大蔵大臣」に改め、「当該事項についての」の下に「外資審議會の」を加え、同條の次に次の

二條を加える。

(外資審議會の意見)

第十八條の二 大蔵大臣は、この法律の規定による認可、指定又は確認をしようとするときは、あらかじめ外資審議會の意見を聞かなければならない。但し、事案の輕微なものについては、この限りでない。

2 主務大臣は、この法律の規定による認可をする場合には、前項の外資審議會の意見を尊重しななければならない。

第十八條の三 大蔵大臣は、他の法令の規定により居住者の本邦における適法な事業活動により生ずる利潤の外国へ向けた支拂の許可をしようとするときは、あらかじめ外資審議會の意見を聞かなければならない。但し、事案の輕微なものについては、この限りでない。

第十九條の見出しを削り、同條第一項中「一の行政機関は、」を「前條に規定する場合を除く外、一の行政機関は、他の法令の規定により、」に、「外資委員會に付議して、その勸告」を「大蔵大臣に依頼して、外資審議會の意見」に改め、「その他外資委員會規則で定めるもの」を削り、同條第二項中「外資委員會の勸告」を「外資審議會の意見」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 外資審議會 (設置)

第十九條の二 本邦に對する外国資本の投下に關する重要事項に

關し調査審議させるため、大蔵省の附屬機關として、外資審議會を置く。

(組織及び運営) 第十九條の三 外資審議會は、大蔵大臣及び委員九人以内で組織する。

2 大蔵大臣は、外資審議會の會長として会務を総理する。

3 外資審議會の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、大蔵大臣が任命する。

4 外資審議會の委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 外資審議會の委員は、再任されることが出来る。

6 外資審議會の委員は、非常勤とする。

7 前六項に定めるものの外、外資審議會の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章中「外資委員會」を「主務大臣又は大蔵大臣」に改め、第二十四條中「外資委員會規則」を「主務省令又は大蔵省令」に改める。

第六章中第二十五條の次に次の二條を加える。
(日本銀行による事務の取扱) 第二十五條の二 主務大臣又は大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律の施行に關する事務の一部を、日本銀行をして取り扱わせることができる。2 前項の規定により日本銀行をして事務の一部を取り扱わせる場合においては、その事務の取

扱に要する経費は、日本銀行の負担とする。

(主務大臣及び主務省令)

第二十五條の三 この法律に規定する主務大臣及び主務省令は、政令で定める。

(外資に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三十二條 外資に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「外資委員会規則」を「大蔵省令」に、「外資委員会」を「大蔵大臣」に改める。

附則第五項中「外資委員会」を「大蔵大臣」に改める。

(外国人の財産取得に関する政令の一部改正)

第三十三條 外国人の財産取得に関する政令(昭和二十四年政令第五十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「外資委員会」を「主務大臣」に、「外資委員会規則」を「主務省令」に改める。

第十條中「連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令(昭和二十三年政令第二百九十八号)又はジュネーブ・アンド・ビー・コウツ・リミテッドに対する財産の返還に関する政令(昭和二十四年政令第四十六号)」を「又は連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令(昭和二十三年政令第二百九十八号)」に改める。

第十一條から第十六條までを次のように改める。

第十一條から第十六條まで 削除

第十七條を次のように改める。

(日本銀行による事務の取扱)

第十七條 主務大臣は、政令で定めるところにより、この政令の施行に関する事務の一部を、日本銀行をして取り扱わせることができる。

2 前項の規定により日本銀行をして事務の一部を取り扱わせる場合においては、その事務の取扱に要する経費は、日本銀行の負担とする。

第十八條を削り、第十九條を第十八條とし、同條の次に次の一條を加える。

(主務大臣及び主務省令)

第十九條 この政令において主務大臣又は主務省令は、鉱業権及びこれに関する権利並びに第三條第一項第三号に掲げる財産に関する事項については、大蔵大臣及び通商産業大臣又は大蔵省令、通商産業省令とし、その他の事項については、大蔵大臣又は大蔵省令とする。

第二十一條第二号中「第十九條」を「第十八條」に改める。

(外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令の一部改正)

第三十四條 外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令(昭和二十四年政令第三百十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「外資委員会」を「大蔵大臣」に、「外資委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第三條に次の一項を加える。

3 大蔵大臣は、第一項の承認を

しようとするときは、外資審議会の意見を聞かなければならない。但し、事業の軽微なものについては、この限りでない。

第七條第三項を削る。

第八條の二第一項中「第七條第三項の規定により同條第一項の書類の移送を受けたときは、第一項第三條第一項の承認をしたときは、」に改め、同條第二項中「第七條第三項の規定により同條第二項の書類の移送を受けたときは、」を「第三條第一項の承認をしたときは、」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。但し、第七條による特別職の職員の特典に関する法律の改正規定中改正後の同法第一條第二十二号に係る部分は、ユネスコ活動に関する法律(昭和二十七年法律第 号)の施行の日から施行する。

2 この法律施行の際、改正前の所得税法、法人税法、相続税法、富裕税法、資産再評価法又は国税徴収法の規定により国税庁長官に対して行っている審査の請求については、当該審査の請求をした者の納税地を所轄する国税局長が審査の決定をするものとする。

3 この法律施行の際に効力を有する改正前の証券取引法に基く証券取引委員会規則は、この法律施行後は、改正後の証券取引法に基く相当の政令又は大蔵省令としての効力を有するものとする。

4 この法律施行の際に効力を有する改正前の公認会計士法(同法

第六十三條第一項及び第二項を除く。)に基く公認会計士管理委員会規則は、この法律施行後は、改正後の公認会計士法に基く相当の政令又は大蔵省令としての効力を有するものとする。

5 改正前の外国為替及び外国貿易管理法及びこれに基く命令の規定による外国為替管理委員会の処分は、改正後の外国為替及び外国貿易管理法及びこれに基く命令の相当規定による大蔵大臣の処分とみなす。

6 この法律施行前にされた改正前の外国為替及び外国貿易管理法及びこれに基く命令の規定による外国為替管理委員会の処分申請及びその受理は、改正後の外国為替及び外国貿易管理法及びこれに基く命令の相当規定による大蔵大臣の処分申請及びその受理とみなす。

7 改正前の外資に関する法律の規定による外資委員会の処分(同法附則第四項の規定による指定を除く。)は、改正後の外資に関する法律の相当規定による主務大臣の処分とみなす。

8 この法律施行前にされた改正前の外資に関する法律の規定による外資委員会の処分(同法附則第四項の規定による指定を除く。)の申請及びその受理は、改正後の外資に関する法律の相当規定による主務大臣又は大蔵大臣の処分申請及びその受理とみなす。

9 この法律施行の際に効力を有する改正前の外資に関する法律に基く外資委員会規則は、この法律

施行後は、改正後の外資に関する法律に基く相当の主務省令若しくは大蔵省令、通商産業省令又は大蔵省令としての効力を有するものとする。

10 改正前の外資に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第 号)又は外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令(以下「改正前の外資に関する法律の一部を改正する法律等」という。)の規定による外資委員会の処分は、改正後の外資に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第 号)又は外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令(以下「改正後の外資に関する法律の一部を改正する法律等」という。)の相当規定による大蔵大臣の処分とみなす。

11 この法律施行前にされた改正前の外資に関する法律の一部を改正する法律等(以下「改正前の外資に関する法律等」という。)の規定による外資委員会の処分申請及びその受理は、改正後の外資に関する法律の一部を改正する法律等(以下「改正後の外資に関する法律等」という。)の相当規定による大蔵大臣の処分申請及びその受理とみなす。

12 この法律施行の際に効力を有する改正前の外資に関する法律の一部を改正する法律等(以下「改正前の外資に関する法律等」という。)の規定による外資委員会の処分は、改正後の外資に関する法律の一部を改正する法律等(以下「改正後の外資に関する法律等」という。)の相当規定による大蔵大臣の処分申請及びその受理とみなす。

13 改正前の外国人の財産取得に関する政令の規定による外資委員会の処分は、改正後の外国人の財産

取得に関する政令の相当規定による主務大臣の処分とみなす。

14 この法律施行前にされた改正前の外国人の財産取得に関する政令の規定による外資委員会への処分申請及びその受理は、改正後の外国人の財産取得に関する政令の相当規定による主務大臣の処分の申請及びその受理とみなす。

15 この法律施行の際現に効力を有する改正前の外国人の財産取得に関する政令に基づく外資委員会規則は、この法律施行後は、改正後の外国人の財産取得に関する政令に基づく主務省令としての効力を有するものとする。

16 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

17 ユネスコ活動に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第九項を削り、附則第十項を附則第九項とする。

○西村(憲)政府委員 ただいま議題となりまして大蔵省設置法の一部を改正する法律案外一法律案につきまして、その提案の理由並びにその内容を概略御説明いたします。

まず大蔵省設置法の一部を改正する法律案であります。今般の行政機構改革の趣旨にのっとりまして、その一環として大蔵省関係の行政機構の合理的な再編成を行うため、大蔵省設置法に所要の改正を加えることとし、この法律案を提出いたしました次第であります。

次にその内容の概略を申し上げますと、第一に、大蔵省の外局たる証券取引委員会、公認会計士管理委員会、及び国税庁、並びに総理府の外局たる外国為替管理委員会、及び経済安定本部の外局たる外資委員会を廃止して、その権限及び所掌事務の全部または一部を、証券取引委員会及び公認会計士管理委員会については本省の理財局へ、国税庁については、本省の内局として新設する徴税局へ、外国為替管理委員会及び外資委員会についても、同じく本省の内局として新設する為替局へ、それら統合することとしたのであります。

第二に、本省の内部部局につきましては、従来の官房五局にたゞいま申しました徴税局及び為替局の二局を加えて、官房及び七局に改めるほか、財務官を廃止して財務参事官を新設し、また官房調査部、主税局税関部及び銀行局検査部を廃止し、主税局及び銀行局には次長各一人、徴税局には次長二人を置くこととしたのであります。

第三に、附属機関の再編成といたしまして、現在大蔵省の外局である造幣局及び印刷局を本省の附属機関といたしまして、その名称を造幣局及び印刷局に改めることといたしました。また証券取引委員会、公認会計士管理委員会、外国為替管理委員会及び外資委員会の廃止に伴いまして、これらの所掌事務に関する諮問機関として証券取引審議会、公認会計士審査会、外国為替審議会及び外資審議会を本省に設けずるとともに、経済安定本部の附属機関である企業会計基準審議会を企業会計審議会として大蔵省に移し、さらに国税庁の統合に伴つて、国税庁協議団はこれを廃止することとしたのであります。

第四点といたしまして、地方支分部局に關しましては、国税庁の地方支分部局たる国税局を、国税庁の廃止に伴い本省の地方支分部局に改めずるとともに、税務署の数を減少いたします場合に対処して、主として納税者の便宜を考えまして、新たに税務署の支署を置き得ることとしたのであります。

以上述べましたほか、経済安定本部の改組等に伴いまして、大蔵省の任務、権限及び所掌事務に所要の改正を加えまうるとともに、規定の整備をはかることにいたしておりますが、大蔵省設置法一部改正の内容の概略でございます。

次に、大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案につきまして、その提案の理由を説明いたします。

これは大蔵省設置法の一部を改正する法律案による大蔵省機構の改革に伴いまして、関係法令につきまして所要の整理を行おうとするものでありまして、内容を申し上げますと、この法案によつて改正を加えようとする法令は、總数三十四件に及んでおりますが、これを事項別に申し上げますと、まず第一は、造幣局及び印刷局が本省の附属機関となり、造幣局及び印刷局に改められることに伴いまして、造幣局特別会計法、印刷局特別会計法等六件の法律につきまして、造幣局、印刷局を造幣局、印刷局にまた、造幣局長官、印刷局長官を、造幣局長、印刷局長に改めることといたしました。

第二は、国税庁の廃止に伴いまして、所得税法、法人税法等十件の税法につきまして、国税庁、国税庁長官を、それら大蔵省、大蔵大臣に改め、あるいはこれらを削る等の改正を加えることとした。なお、そのうち国税犯則取締法の改正に關連いたしまして、たばこ専売法等三件の専売関係法律についても、所要の整理を行うことといたしております。

第三は、証券取引委員会の廃止に伴いまして、証券取引法及び証券投資信託法につきまして、その規定中、証券取引委員会とありますものを大蔵大臣または大蔵省に改め、また証券取引委員会規則をもつて定めることとなつていゝ事項は、その事務の性質に應じまして、政令または大蔵省令で定めることに改める等の改正を行ひますとともに、証券取引法の適正な運営をはかりまうため、大蔵大臣の諮問機関として、証券取引審議会を設置することになりましたのは、前の法案で申し上げました通りであります。その組織、運営につきまして所要の規定を設けることといたしました。

第四番目に、公認会計士管理委員会の廃止に伴いまして、公認会計士法について、公認会計士管理委員会とありますものを、大蔵大臣または大蔵省に改め、公認会計士管理委員会規則とあるものを、政令または大蔵省令に改めまうとともに、公認会計士制度の運営に關する重要な事項等を調査審議するとともに、公認会計士試験を行うための機関として、公認会計士審査会を置くこととし、その組織並びに運営に關し、所要の規定を設けることといたしたのであります。

第五に、総理府の外局であります外国為替管理委員会が廃止されて、その事務が大蔵省に統合されることになり

ましたのに伴いまして、外国為替及び外国貿易管理法につきまして、外国為替管理委員会とありますものを大蔵大臣に改めまうとともに、外国為替の管理に關する重要な事項を調査審議するため、大蔵大臣の諮問機関として置かれまうする外国為替審議会の組織及び運営につきまして、所要の規定を設ける等の改正を行ひたいといたしました。このほか、外国為替資金特別会計法外一件についても、所要の整理を行うことといたしました。

第六に、経済安定本部の外局であります外資委員会の廃止に伴いまして、現在外資に關する法律につきまして、現在外資委員会が行つてゐる事務を、その内容に應じまして大蔵大臣または主務大臣に移すため、所要の改正を行ひたいといたしましたほか、大蔵大臣の諮問機関として設けられます外資審議会の組織及び運営に關し、所要の規定を設けることといたしましたのであります。なおこのほか、外国人の財産取得に關する政令外二件につきましても、外資委員会とあるものを主務大臣または大蔵大臣に改める等の規定の整理を行うことといたしております。

以上のほか、日本銀行法及び国民金融公庫法につきまして、通貨発行審議会の廃止に伴います規定の整理を行うことといたしました。また、特別職の職員に關する法律外一件につきましては、各省設置法等の改正に伴つて廃止されます各種の特別職の職員を規定から除く等、所要の改正を行ひたいといたしましたのであります。

以上が、すなわち大蔵省設置法の一部改正と、これに伴います関係法令の

整理に関する法律案の二法案の提案の理由並びに内容の概略であります。何とぞ御審議の上御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○八木委員長 これにて提案理由の説明を順次聴取いたしまして、一通り終了いたしました。本日はこの程度にいたし、明日は理事会を十時三十分、委員会を十一時より開きます。

これにて散会いたします。

午後一時五十六分散会

昭和二十七年五月十九日印刷

昭和二十七年五月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所